

平成28年第4回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招集告示日	平成28年12月8日					
招集年月日	平成28年12月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣言	開会	平成28年12月13日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年12月13日午後2時23分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員及び出席議員並びに欠席議員  出席 14名 欠席 0名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部幸一	○	8	関清貴	○
	2	田村剛一	○	9	阿部吉衛	○
	3	佐藤克典	○	10	坂本正	○
	4	黒沢一成	○	11	菊地光明	○
	5	田老賢也	○	12	山崎泰昌	○
	6	木村洋子	○	13	吉川淑子	○
	7	尾形英明	○	14	昆暉雄	○
会議録署名議員	12番 山崎泰昌		13番 吉川淑子		1番 阿部幸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白土まさ子		書記	鈴木廉子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤信逸	○	国保介護課長	甲斐谷芳一	○
	副町長	甲斐谷義昭	○	健康福祉課長	菊池ひろみ	○
	副町長	鈴木裕	○	建設課長	川守田正人	○
	技監	山下真徳	○	建築住宅課長	佐々木政勝	○
	総務課長	花坂惣二	○	上下水道課長	佐々木達彦	○
	総務課主幹	倉本收郎	○	消防防災課長	上沢隆	○
	企画財政課長	上林浄	○	教育委員長	山崎喜六	○
	復興推進課長	沼崎弘明	○	教育長	佐々木毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆秀樹	○	教育次長	箱山智美	○
	農林課長	古館隆	○	生涯学習課長	白土靖行	○
	水産商工課長	佐々木真悟	○			
	町民課長	中屋佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第4回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

平成28年12月13日(火) 午前10時開議

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 選挙第1号 山田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日 程 第 4 一般質問
- 日 程 第 5 請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願

平成28年12月13日

平成28年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成28年第4回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、本会期中において、やまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可したことを申し添えます。

なお、健康上の理由により、ペットボトルの議場内持ち込みを許可したことを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告等、一般質問、岩手県後期高齢者医療広域連合議会会議結果報告、宮古地区広域行政組合議会会議結果報告、岩手県沿岸知的障害児施設組合議会会議結果報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、平成28年第3回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおりご報告申し上げます。

行政報告、事業関係。1、100歳長寿祝金贈呈（山田町社会福祉憲章条例第12条）。期日、平成28年9月23日金曜日。氏名、佐々木チヤ（大正5年9月23日生・豊間根）。場所、介護老人保健施設さくら山。贈呈者、甲斐谷副町長。期日、平成28年11月8日火曜日。氏名、佐藤ツヤ（大正5年11月5日生・境田町）。場所、特別養護老人ホーム平安荘。贈呈者、佐藤町長。担当課、健康福祉課でございます。

2、山田町喜寿を祝う会。期日、平成28年9月24日土曜日。場所、山田町中央公民館小ホール。参加者103人。主催、山田町、山田町社会福祉協議会。町関係出席者、私以下お目通しをいただきたいと

思います。議会関係出席者、昆議長、吉川副議長、山崎総務教育常任委員会委員長、尾形産業建設民生常任委員会委員長、佐藤議会運営委員会副委員長。担当課、健康福祉課でございます。

3、山田農業まつり。期日、平成28年10月16日日曜日。場所、山田町立豊間根中学校校庭。参加者、約2,500人。主催、山田農業まつり実行委員会。町関係出席者、私でございます。そして、議会関係出席者が関産業建設民生常任委員会副委員長。内容、農産物出店、お振る舞い、ステージイベント（郷土芸能、キッズダンスなど）でございました。担当課、農林課。

4、山田の鮭まつり。期日、平成28年11月27日日曜日。場所、山田魚市場。参加者、約4,500人。主催、山田町、山田町観光協会。共催、三陸やまだ漁業協同組合、船越湾漁業協同組合。町関係出席者、私ほかでございます。内容、物産販売、食堂コーナー、サケつかみ取り、カキ・ホタテすくい、千本釣りコーナー、バーベキューコーナー、お振る舞い、郷土芸能。担当課、水産商工課。

5、民生委員委嘱状交付式。期日、平成28年11月30日水曜日。場所、山田町中央コミュニティセンター。参加者、52人。町関係出席者、私でございます。担当課、健康福祉課。

行政報告、要望関係でございます。1、要望期日、平成28年9月15日木曜日。

2、要望先、復興大臣、今村雅弘。応対者、復興大臣、今村雅弘、復興副大臣、橘慶一郎、復興庁岩手復興局局長、山下容弘。

3、出席者、(1)、山田町、佐藤町長以下お目通しをいただきたいと思います。(2)、山田町議会、昆議長。

4、要望事項、(1)、復興交付金の柔軟な運用と確実な予算措置について。

(2)、住宅建築費の高騰を防止するための施策の推進について。

(3)、防集移転元地の利活用を図るための支援策について。

5、回答、要望については了知した。

同じく要望関係でございます。1、要望期日、平成28年10月14日金曜日。

2、要望先、自由民主党岩手県支部連合会会長、鈴木俊一、政調会長、岩崎友一。応対者、自民党岩手県支部連合会会長代理、千葉伝、副会長、柳村岩見、副会長、樋下正信、組織委員長、城内愛彦、副幹事長、佐々木宣和。

3、出席者、山田町のほうからは私以下お目通しをいただきたいと思います。

4、要望事項、(1)、秋サケの資源回復について。

(2)、防潮堤及び水門の早期完成について。

(3)、町内2級河川の適正な維持管理について。

(4)、再建後の県立山田病院に係る診療体制の充実について。

5、回答、党本部または関係省庁に対して要望してまいりたい。

同じく要望関係でございます。1、要望期日、平成28年10月17日月曜日。

2、要望先、民進党岩手県総支部連合会代表、黄川田徹。応対者、民進党岩手県総支部連合会幹事

長代理、佐々木朋和。

3、出席者、山田町、私以下お目通しをいただきたいと思います。

4、要望事項、先ほどと同じでございます。

5、回答、ご要望いただいた項目について、県政、国政への要望活動に生かしていきたい。

行政報告書の防災関係でございます。1、災害対策本部設置。大雨（土砂災害）、暴風、波浪、洪水、高潮警報（台風10号）。設置期間、平成28年8月30日火曜日、9時設置、翌日31日水曜日、3時20分廃止。従事者、消防団員、災害対策本部職員、全支部職員（山田支部、船越支部、田の浜支部、大浦支部、織笠支部、大沢支部、豊間根支部）。被害、水産関係、被害額4億4,757万9,000円、漁船、漁具、養殖施設の損壊、水産物被害、小谷鳥漁港消波ブロック飛散等でございます。建設関係、被害額1億9,695万円、河川護岸洗掘、道路のり面崩落、土砂堆積等。農林関係、被害額3,223万円、頭首工沈下、圃場のり面崩落、林道路面洗掘等ございました。避難準備情報発令、8月30日9時から翌31日3時20分でございます。土砂災害警戒情報発表、8月30日11時39分から翌31日3時19分。最大避難者、57世帯91人、これは30日18時時点でございます。

大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風警報。設置期間、平成28年9月8日木曜日、14時設置、翌9日金曜日、5時11分廃止。従事者、消防団員、災害対策本部職員、全支部職員（山田支部、船越支部、田の浜支部、大浦支部、織笠支部、大沢支部、豊間根支部）。被害、建設関係、被害額7,385万円、河川護岸侵食、道路洗掘、のり面・路肩崩落等でございます。農林関係、被害額1,454万円、水田土砂流入、林道路面洗掘等ございました。避難準備情報発令、9月8日14時から9日5時11分。避難勧告発令、9月8日16時から9日の5時11分でございます。土砂災害警戒情報発表、9月9日1時37分から5時11分。最大避難者、63世帯79人、これは8日の22時時点でございます。

福島県沖で発生した地震に伴う津波注意報（マグニチュード7.3）。地震発生、11月22日火曜日、5時59分。津波観測、久慈港0.8メートル、宮古港0.4メートル、釜石港0.2メートル。設置期間、平成28年11月22日火曜日6時2分設置、同日12時50分廃止。従事者、消防団員、災害対策本部職員、全支部職員（山田支部、船越支部、田の浜支部、大浦支部、織笠支部、大沢支部、豊間根支部）。被害、被害なし。避難勧告、11月22日6時2分から12時50分。最大避難者、54世帯120人、7時時点でございます。

2、災害警戒本部設置。大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報。設置期間、平成28年8月26日金曜日、15時17分設置、同日18時40分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、被害なし。

防風警報。設置期間、平成28年12月2日金曜日、11時58分設置、同日17時46分廃止。従事者、消防団員、災害警戒本部職員。被害、調査中でございます。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、12番山崎泰昌君、13番吉川淑子さん、1番阿部幸一君、以上3名を指名します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、本定例会の会期は本日12月13日から12月16日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から4日間に決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、選挙第1号 山田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を議題とします。

ここでお諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、山田町山田第9地割64番地5、鈴木協子さん、昭和19年7月14日生まれ、山田町織笠第14地割3番地8、木村幸喜さん、昭和26年10月20日生まれ、山田町船越第6地割122番地3、齋藤茂さん、昭和26年12月13日生まれ、山田町豊間根第3地割3番地34、豊間根和博さん、昭和29年10月12日生まれ、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました鈴木協子さん、木村幸喜さん、齋藤茂さん、豊間根和博さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をします。第1順位、山田町大沢第11地割19番地4、大川貞子さん、昭和18年9月1日生まれ、第2順位、山田町大沢第4地割20番地235、貫洞寛喜さん、昭和29年9月8日生まれ、第3順位、山田町荒川第4地割67番地2、斉藤営子さん、昭和38年11月7日生まれ、第4順位、山田町船越第6地割32番地81、船越達さん、昭和44年1月7日生まれ、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、大川貞子さん、第2順位、貫洞寛喜さん、第3順位、斉藤営子さん、第4順位、船越達さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第4、一般質問を行います。

通告順に質問を許可します。なお、本定例会の質問時間は山田町議会先例74により20分であることを申し上げます。

それでは、1番阿部幸一君の質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

1番、新生会、阿部幸一です。通告に従い、壇上より質問いたします。

第1点、台風被害について伺います。台風10号における被害状況はどうなっているか。水産、土木、農林関係の被害の状況と今後の復旧計画はどうなっているか説明してください。

第2点、まちなか交流センターについて。まちなか交流センターの当初計画の時点で確認申請をとらないで入札発注をしたため、1カ月ぐらいおくれたと聞いているが、事実か教えてください。

第3点、人事について。役場の懲罰委員会のメンバー構成はどうなっているか、また処分の基準はどのようになっているか説明してください。

第4点、高台移転について。各地区の高台では、住宅建築工事が進んでいるようだが、街灯の設置

がおくれているようだ。この件について状況を説明してください。

第5点、生涯活躍のまちづくりについて。雫石町では、小岩井農場に隣接する町有地を活用する整備計画が進み、事業の運営推進法人として、ことし1月にまちづくり会社が設立されている。同町の事業対象区域は、アクセス面に課題があるものの、官民連携による町有地を活用した取り組みは先行事例に選ばれるなど、注目度が高いとうたっている。山田町でも官民連携による土地利用について考えてはどうか。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の台風被害についてお答えします。水産関係の被害は、漁船の転覆や破損、小型定置網、養殖施設の流失や破損、カキやホタテなどの養殖物の落下、小谷鳥漁港の消波ブロックの飛散などで、被害総額は約4億4,700万円になります。養殖施設などの復旧については、今般創設された県単独補助の水産業復旧緊急支援対策事業により平成28年度内の復旧、小谷鳥漁港は国庫補助の災害復旧事業により29年度中の完了を目指しております。

土木関係の被害は、道路のり面の崩落や河川護岸の浸食など46カ所、被害総額は約1億9,700万円になります。復旧については、国庫補助の災害復旧事業等により29年度中の完了を目指して進めてまいります。

農林関係の被害は、河川の越水による圃場への土砂流入、河床洗掘による頭首工の沈下、農道、林道の路面の洗掘など20カ所、被害総額は約3,200万円になります。復旧については、28年度末までに完了する見込みです。

2点目のまちなか交流センターの確認申請についてお答えします。建築確認申請の確認済み証の交付前に発注したことは事実であります。発注時には、交流センターを含む駅前拠点エリアの一日も早い完成を目指していたことから、建築確認申請と同時並行で入札発注したものであります。復興工事の進捗を図るための発注でありましたことをご理解願います。

3点目の人事についてお答えします。職員に対する懲戒処分等に係る事案を審査する山田町職員分限懲戒審査委員会のメンバー構成であります。委員長が甲斐谷副町長、副委員長が総務課長、委員は企画財政課長、復興推進課長及び水産商工課長であります。山田町職員分限懲戒審査委員会規程により、委員長と副委員長は充て職、委員3名については町長指名で、任期は1年となっております。

処分の基準については、国家公務員に係る懲戒処分の指針については準拠した山田町の懲戒処分基準で定めているところであります。本基準では、一般服務関係、公務上の非違行為関係、公務外の非違行為関係、交通事故、交通法規違反関係、監督責任関係の5つの項目に分類し、さらに各項目とも

各種事例を想定しての処分量定を掲げております。この基準に当てはまらない非違行為等があった場合には、他自治体の取り扱い等を参考にしながら判断することとしております。

4点目の高台移転についてお答えします。造成が完了し、宅地引き渡しを進めている高台住宅団地のうち、街灯の設置がおくれている団地は大沢第1団地、浜川目団地、船越第1団地となっております。街灯の設置については、夜間通行の安全確保、犯罪の防止を図るため重要な設備であることから、早急に設置工事を完了するよう進めてまいります。

5点目の生涯活躍のまちづくりについてお答えします。政府では、高齢者の地方移住を推進する視点から、生涯活躍のまちづくり構想を示し、雫石町においてはこれに沿って官民連携によるまちづくり会社を設立し、高齢者向けの福祉施設等の整備を進める計画であることは承知しております。

本町においても移住対策は大きな課題と捉えておりますが、できれば町の産業等に直接かかわっていただける世代の皆さんにも移住を考えていただきたいと思っており、高齢者に特化した政策の検討は現時点では行っておりません。

なお、生涯活躍のまちづくり構想に限らず、官民連携による土地利用という手法については、条件が整えば新たなまちづくりの上で一つの有効な施策であると感じております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

台風被害について伺いますが、道路災害が何件ぐらいあったか、河川が何件あったか、農林道が何件あったか説明してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

災害ですけれども、道路については23カ所、河川については11カ所、その他12カ所というふうになっております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

先ほど町長は、被害が出たところは、28年度でまず終わるということの答弁でございましたけれども、3月末に終わるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町長答弁のとおり、災害復旧については29年度中ということで進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番、ちょっと待ってください。農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

農林関係でございますが、農道、林道、あとは被災した水田等につきましては28年度、本年度末までに完了する予定でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

何で今これを質問するかということでございますけれども、この間台風が来てから1週間ぐらいで岩泉のほうに行ってきたのです。そうしたら、とてもとてもテレビでやるより非常にすごいな、ああ、これが台風かなというのを初めて感じました。9人亡くなった施設もあったのです。あそこわかっていいたから、あの辺まで行ってきました。岩泉乳業さんも全部だめで。だから、私は特に思うのだけれども、山田町の地形を見ますと、これからははっきり言って豊間根が一番厳しいのではないかと。だから、自然から来る水というのは、なかなか何ぼ幾らお金かけても限度というのがあるから防げない。これは、特に豊間根のほうですけれども、ポイントポイントを見ながら何か対策を考えていかなければならないと、そのように感じました。だから、私が仮に質問すれば、最後は役場には銭がないと言って逃げられるけれども、それはそれといたしましても、やはりポイントポイントをつかんでいかないと、まして高規格道路ができるわけですね、豊間根なんか。日曜日に行ってみてきました。水のはげが大変だなと思いました。かなりの量の水が出れば、あの土管では流れません。あふれます。豊間根の人たちも結構災害を危惧しているような感じを受けましたので、だからその辺を内部できちんと精査して検討して、100%というのはこれは無理です。誰が言っても100%大丈夫にできるというのは、これはなかなか難しいです。いろんな条件もあるし、要件もあるから。その辺について、建設課長さん、明快な答弁をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

三陸沿岸道路の部分と農地の部分、今圃場整備で実施しているわけですが、その農地、圃場整備の部分と県道宮古線と三沿道がぶつかる部分については、国と県、あと町、農林課も含めて協議を行っておりまして、その水、台風等で増水した場合にちゃんと排水がはけるような形で現在調整を行っておりまして、その方向性についても今後4者で協議しながら進めていこうということで協議を続けているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

査定件数は出したわけだ、県のほうに。これは、まず100%大体いいわけですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

建設課所管の台風10号に係る部分については、46カ所中、公共災で申請は13件をしております。申請は11月30日からの部分と、今週もしておりますが、年明け、その3回の災害査定を予定しております。現在まで完了している査定件数が14件中6件は完了しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

まず、これはわかりました。

次は、交流センターに行きます。まず、町長の答弁では、こういう答弁が来ましたので、ある程度は理解しますけれども、これは建築住宅課長が悪いということは言えませんが、課長、課長は何でもわからなくてもいいのだ。仕事というのは、下がわかっている。だから、課長補佐だの係長を少し教育して、何でもある程度その部署部署で専門の人がいるわけですから、それを教育しなくては、あなたが。あなたができなかつたら、甲斐谷副町長がやるとか。そうでなければ、こんな間違いが多いから。これはわかっている。町長の答弁ではわかっているもやっぱりそうもいかないわけだ。許可とっていないで発注するとうまくないのだ。これは、急ごうとしてやったのが逆にマイナスになったわけだ。だから、その点について、甲斐谷副町長、課長に指示して、こういうのが今まで結構多いですから、だから何とか答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

交流センターの件については、町長から答弁したとおりであります。発注はしても、基本的には確認申請の許可がおりなければ工事はしないという中で、いろいろな事務的に進めなければならないということがあったのと、それから工期がないので、できるだけ無駄な時間を省くような方法でやったこととございます。したがって、建築前の着工はしておりませんので、そこのところはご理解をいただきたいと。

ただし、今1番議員、阿部幸一さんのほうからご意見がありましたように、余りよいということではないので、この辺については今後とも指導をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

1 番、ちょっと待ってください。

答弁者に申し上げます。傍聴者もおりますので、質問の回答がわかるような丁寧な説明をお願いします。

1 番、再質問を許します。

○1 番阿部幸一議員

これ関連して質問しますけれども、特に旧山田がいろんな面でおくれているわけだ。結構財産ある人たちが反対したり何だりしているから、結構旧山田がおくれていると。これは、本当はうまくないのだと思うのだけれども、その人の事情であるから、これ以上は言いませんけれども、そういうことも考えながら、ある程度行政のほうも、人間だから間違いはあるけれども、最小限に抑えて前に進んでいくと、復興に進んでいくというような姿勢でいかなければ、若干おくれが出ると思うのです。だから、その辺もきちんと精査をしてやるようにしてください。答弁求めます。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部議員のおっしゃるとおりでございます、1,000年に1度の災害ということで片づけられる問題ではない。しかしながら、その中において、被災者の方々が一日も早い復興をという声も非常に聞こえてくる中においてのこのようなことであつたわけでございます。よく言われることに、急がば回れということでございますので、しっかりと今のご指摘を真摯に受けとめながら、決して瑕疵のないような復旧、復興を進めていかななくてはならないと、そう思っているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

まず、懲罰委員会のことに対しては再質問いたしません。

あとは高台です。電気関係がちょっと遅いと、よく言われるのですけれども、業者といろいろお話をして、なるべく早くやるように、忙しいのはわかるけれども、その辺は考えて、住民の安心安全を考えて、電気つけないと転んだりしてはうまくない。その点について。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりでございます。やはり街灯については、夜間の交通安全の確保と犯罪の防止等、重要な設備であるというふうに認識しておりますので、早急に設置工事を完了するように進めていきたいと

いうふうを考えております。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

生涯活躍のまちづくりについて伺います。

これは、基本的には介護の部分も入るのです。ただ、こっちの生涯活躍のまちづくりというのは、簡単に言えば従来の活動のまちづくりの構想と違うのです。高齢者などと考え方が大きく異なる。ここでその違いを3つ示していると。

第1は、従来の高齢者施設などは、要介護になってからの入所、入居が一般であったが、生涯活躍のまち構想では、健康なうちから入所、入居でき、できる限り健康寿命を延ばすことを目指しているところとあるのです。

第2は、従来の施設では、高齢者はあくまでもサービスの受け手として受け身的な存在だったが、生涯活躍のまち構想では地域の仕事や生涯学習などの社会活動に積極的に参加する主体的な存在として位置づけていると。

3つ目は、従来の施設などは、高齢者だけで居住しており、地域社会や子供、若者などの交流が限られているが、生涯活躍のまち構想では高齢者が地域社会に溶け込んで、他世代と交流や協働する住居が基本となると、こういうふうになっているのです。

だから、今までの介護施設とは全然違うのです。これは、健康だけれども、うちにいるという体によくないわけだ。だから、こういう構想をうたっているわけだ、この生涯活躍する云々かんぬんというのは。だから、今すぐというわけにいかないわけだ。確かにいつだったか町長さんも話ししていたけれども、これは本来は官が入ってはうまくない。役所が入ると失敗するから、全部。一応これ零石のあれだから官民で上げましたけれども、だから民にやらせるわけです。今度社協さんも新しくできたらうから、その辺とも連携をとりながら、まずやっていったほうがいいのでないですか。今岩手県でこれに手挙げているのは、八幡平とか、あとは一関とか、こういうところが挙げているのです。だから、これから年寄りが多くなるから、自分たちもその部類だけれども、だからその辺を、生まれながらには長生きやってもらうように、これを申し上げて終わります。

○議長（昆 暉雄）

1 番阿部幸一君の質問は終わりました。

8 番関清貴君の質問を許します。8 番。

○8 番関 清貴議員

8 番、関清貴、政和会、一般質問通告により、壇上より質問させていただきます。

第1点目は、防災についてでございます。全国的に予測困難な自然現象による災害が多発しております。当町は、東日本大震災で被災を受け、防災意識は常に全町民が共有していかなければならない

と思っております。復興も皆様の支援のもと、完遂に向け進んでおります。

そこで、次の点を伺います。1つ目、台風10号の際に、緊急情報エリアメールで避難準備情報が出され、避難する場所が指定されました。避難準備情報は、要援護者などの特に避難に時間を要する人が避難を開始する段階であります。しかし、この段階で開設された避難所は、山田地区は中央コミュニティセンター、豊間根地区は豊間根小学校など、要援護者などの避難者の最寄りの避難所とは言えない場所もありました。要援護者などの避難者をあらかじめ把握し、これらの方々が最寄りの避難所に避難できるよう、避難所の設置の見直しは考えられないか。

2つ目、災害時には、各方面からの支援が大変心強いものであります。震災から5年9カ月となり、最近話題にもなりません。地方自治体、民間団体等との災害協定締結の予定はあるか。

3つ目、宮古市では、津波が襲来した高さの標示を目にします。本町を訪れる方々にも津波の規模がわかりやすいように、また町民が津波の恐ろしさを忘れないよう、何らかの標示が必要と考えますが、設置する考えありますでしょうか。

4つ目、防災行政無線の放送内容を全町民に対し公平に伝達するよう、難聴地域を解消できるような方法を考え、進めているか。

次に、2点目は、商工業の振興についてでございます。復興も完遂に向け進んでいますが、復興後も雇用が安定し、若者が定住できる環境づくりが重要であろうと考えているところでございます。危険区域等の有効利用を図るため、産業用地として考えているようですが、次の点について伺います。

1つ目、企業誘致をする用地を確保しているか、また企業に対して誘致活動を行っているか。

2つ目、中小企業基盤整備機構の仮設店舗等に関して、町ではどのような利活用及び処分を考えているか。具体的なスケジュールや、その内容について伺います。その中で、利用者や地権者に対する説明をどのように行っていくか。また、仮設店舗がなくなった後にも事業の継続を希望している方々の自力再建に対する施策を考えているか。

次に、3つ目ですが、起業を志す若者が定住する環境を整える一つの方策として、住居を確保するなどの支援策を考えているか。

3つ目の水産業の振興についてでございます。基幹産業である漁業について、次の点を伺います。

1つ目、漁業後継者対策として協議会を立ち上げ、補助金も準備しているようですが、さらに魅力ある支援策を掲げて、町、漁協のホームページ等でPRする考えはないか。

2つ目、漁業の町として山田魚市場の存続は必要と考えます。サケの不漁、サンマの不振、震災おける漁船漁業者の減少など、経営的に厳しい状況であると思うが、行政として支援策をどのように考えているか。

以上、壇上より質問させていただきます。再質問は、自席のほうからさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

関清貴議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の防災についてお答えします。1つ目の避難所の設置については、要配慮者、特に避難行動要支援者、避難支援等関係者の安全を確保するため、早目の段階で避難準備情報を発令し、設置しております。台風10号の際には、その後のケア、サポート体制、車での避難も考慮して避難所を設置したところでした。

2つ目の災害協定の締結については、今のところ予定はありません。現在本町では、地方自治体8団体、民間等19団体と協定を締結しております。

3つ目の津波の高さの標示についてお答えします。今後整備を考えている避難所、避難誘導看板等の設置の際に、設置が必要かどうかも含めて検討したいと考えております。

4つ目の防災行政無線の難聴地域の解消法については、防災行政無線による情報伝達は屋外子局を基本とし、復興にあわせ解消を図るため計画的に進めております。今年度は、織笠第1団地、船越第8団地、大沢第1団地の実施を進めており、継続して難聴地域解消に努めてまいります。

2点目の商工業の振興についてお答えします。1つ目の企業誘致のための用地については、企業との交渉が具体化していく中で、企業が求めるアクセスや地盤、面積などの立地条件を考慮して候補地を選定し、進めていきたいと考えております。

また、町内の企業を訪問する中で、関連企業について誘致できる企業があるかどうかなどの情報収集を行っております。

2つ目の中小機構が設置した仮設店舗については、原則撤去する方向で進めておりますが、本設先の整備がまだ終わらないなど、各事業者や地権者の置かれている状況はさまざまであることから、個別に調整しながら対応していきたいと考えております。

また、被災事業者の自力再建については、町商工会、県産業復興相談センターなどと連携し、再建に向けた支援を継続してまいります。

3つ目の起業を志す若者への住居支援についてですが、現在のところ町では被災者の皆様の住宅再建を最優先に取り組んでいるところであり、起業を志す若者に特化して住まいを確保することは難しいと考えております。

3点目の水産業の振興についてお答えします。1つ目の漁業後継者対策についてですが、現在町漁業就業者育成協議会において、就業希望者が円滑に漁業に就業できるよう、滞在場所の確保や漁家、漁業生産組合などを対象に、新規就業者の受け入れに関する調査を進めているところであります。受け入れ態勢が整い次第、町や漁協のホームページなどを通じて、漁業就業に関する情報を発信していきたいと考えております。

2つ目の山田魚市場への支援策についてお答えします。山田魚市場を運営する山田漁連は、震災後の単年度決算において、平成25年度から3期連続で黒字を計上しておりますが、主要魚種であるサケ

の水揚げ量により経営が大きく左右される状況にあります。現在東日本大震災復興再生計画に基づき、経営の安定に向けた取り組みを進めているところであり、その進捗を注視していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

ただいまの答弁がありました。第1点目の防災の避難所のことですけれども、これは災害時要支援者等を想定した避難所だったのかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

それでは、お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にあったとおり、避難準備情報というものを出しております。これについては、避難が困難な方等は早急に避難をしてくださいという内容でございますけれども、その準備等、サポート等の関係もありまして、また台風でございますので、徒歩での避難はなかなか難しいのではないかとということで、支援者のことも考えれば車で来ていただけるのではないかとということで、支部を中心とした避難所、避難準備情報を出した段階で開設いたしますので、その段階で支部と隣接した近くの避難所ということで設置をいたしました。大体7カ所を最初に設置をしております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、支部を設置したような場所に避難所を設けたということですが、それで台風10号の際にかなり避難する避難所が遠いという、そういう声が結構聞かれたのです。そしてまた、雨の中下流側に向かっていくとか、川を越えていくとか、そういう避難所に行くには大変不安があるという声がありました。そのようなことから、支部中心の避難所ということで今回答がありました。そういう支部中心に考えることでなくて、避難する方のための避難所を考えたかどうかということで、私は最初の質問で避難所設置の見直しは考えられないかという質問をしているわけです。でも、答弁によりますと、見直しの考え方等は全然述べられなくて、現在の説明の答弁でございます。

そのようなことから、避難所を、私が先ほど申しましたように、そういう避難するのに不便な方、非常に困難な方の避難所というのを見直しして、できれば地域に根差したような、行きやすいような避難所を設置することはできないかということで聞いているわけでございます。そのことに関して、また質問します。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

現在新聞でも皆さんごらんになっていると思いますが、災害時の要支援者避難についての個別計画というものが国から示されまして、町では設定をするということになってはおりますが、今作業中のごさいますて、この要配慮者、特に避難行動要支援者というところについては、その対象者については洗い出しといいますか、名簿の作成まではしておりますが、個別の計画までは至っていないということで、先ほど答弁した内容については、この個別計画によらないでお話をしているというか、答弁をさせていただいたところでは。

では、その計画ができるまでどうするのだということで、先ほど申し上げたように支部を中心として、豊間根については支部が避難所とはなっておりませんので、豊間根小学校と。お話は重々わかっているつもりでございます。防災計画にのった個別計画については、非常に今苦慮しているところでございます。はっきり言って時間がかかるということになります。今444名の対象者がございますが、この方一人一人をどなたが支援をしていくのか。民生委員の方なのか、自主防災組織の方なのかということと、あと名簿を公開しなければならない、避難のお手伝いをさせていただく方に名簿を公開すると。これは同意が必要でございますので、その同意が得られているのは約半数でございます。3つ、この部分を進めていくところは、先ほど申し上げたとおり非常に時間を要するというので、災害は待ってくれないということでございますので、それに対応した避難所の開設はその時々に応じてしなければならない部分も出ております。見直しという形ではなくて、避難所の開設を広げていく。山田については、山田北小と旧さくら幼稚園、そこが支部設置の場合には避難所を設置することになりますので、距離的な部分を考えればその2つを追加するとか。豊間根については非常に難しいところがございます。川を挟んで渡るというのは、中心部はどちらも豊間根川、荒川川を渡るという形が出てきますので、非常に悩んでいるところでございます。これは皆さんのご意見もいただきながら、現在は豊間根小学校が避難所ということでございますので、1つには早目の避難をしていただくというところを呼びかけていくというところで、いわゆる対症療法的な部分になるかもしれませんが、そういう対策をしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

私は、個別計画等というのは、まだ今の復興が完全に終わっていない状態では、なかなか個別支援のそういう介護をして避難をさせるという計画はかなり厳しいので、あと3年、5年かかるのかなと個人的には思っておりますが、その前に大雨はいつ来るかわからないので、この前みたいに避難所の範囲を大きくするのではなくて、もうちょっと地元のほうの近い距離で避難所を見直ししてはどうかということでございます。その辺について、私の今の考えを踏まえた上で、そのような見直しはで

きないかどうか、また回答をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

見直しというか、追加という考え方になると思いますが、その対応は皆さんとちょっとご相談をしながら、内部でも検討をし、自主防災組織とか、そういう方々のご意見も聞きながら進めていきたいと思えます。早急にやらなければならない課題と考えておりますので、早急に始めたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。早急に避難所を追加するなり、体制的に厳しい面があるかと思えますが、あのような大雨になると皆さん不安な面がありますので、その辺に対応できるような、ぜひ町のほうの体制を築き上げて頂と思えます。これは、要望としてお願いしておきます。

次の防災の協定等の問題ですが、私が質問したのは災害協定締結の予定があるかということで質問しているのですけれども、それは述べられなくて、現状の協定を結んでいる回答に終わっております。新聞報道によりますと、東日本大震災で被災を受けなかったのは、神社仏閣が高いところにあったと。そのようなことから、釜石等では神社仏閣等と協定を結んだりする例もあるようですが、山田町においてもそのような災害時、東日本大震災のときに神社仏閣等の支援とか協定を必要とする現状があったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

まず最初に、答弁でございますけれども、町長の答弁で最初に現在協定の予定はないというふうに申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

あと神社仏閣についての協定ということになります。神社仏閣、避難所として指定しているところがございまして、協定を結ぶというところではなく、その指定を承諾していただいているというふうな理解でおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。予定がないということですね。ただ、予定がないと言いましたが、先ほども災害要援護者等が避難する場合、東日本大震災のときもそうだったのですけれども、民間の介護施設等をお

願いした経過もあると思うのです。そのようなところと、今度もし災害が起きたときもそういう寝たきりの人とか介護が必要な人とかをお願いするように、民間のそういう介護施設等と協定を結ぶ予定もないと解釈していいものかどうか、その辺確認します。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

福祉避難所という関係でよろしいかと思いますが、既に結んである医療関係といたしますか、その関係の中で福祉避難所の設置運営に関する協定は社会福祉法人等で町内で6件結んでおりまして、あと福祉避難所にかかわる人員協力要請に関する協定というものは医療法人を中心に5件協定を結んでおります。これは、25年3月12日に結んでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。では、結んでいるということで、まず被災等受けた場合でもその辺はある程度はそういう協定に基づき、対応できるものと思っております。

次に、先ほど言いましたが、あと神社仏閣等の避難所というのは山田町においてはなかったのかどうか、避難所の協定等を結ぶ必要がないのかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

現在指定している避難所は、二十数カ所ございますけれども、その中には神社仏閣はございません。ただ、東日本大震災の際には、それ以外、結果的に避難所となったというような形で、避難所と認定をして被災者にはその対応はしておりました。

ただ、避難所の関係については、先ほどもお話ししましたが、協定を結ぶということではなく、了解を得るという形でやってございますので、避難場所についてもその地主さん、場所の管理者には了解をとっているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。そうすれば、了解とっているということで、その点においても、かなりその辺の了解をとるにおいてもさまざまな面でいろんな協議等が必要だと思っておりますので、丁寧に協議するようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、津波の高さの標示ですが、この標示板等は被災市町村において打ち合わせ等というか、これ

をつけましょうという考え方が被災市町村等であったかどうかというのを確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

そういう市町村間での打ち合わせとか協議というものはございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ないということで、私は今情報を得ました。ないから必要ないという意味にもならないと思うのですが、答弁書では今後設置が必要かどうかも含めて検討したいと考えておりますと書いておりますが、これは検討しなければ設置は考えられないという意味にも捉えるのですけれども、その辺について山田は全く必要ないのかどうか、考えているかどうか。現時点でもうそろそろ復興に向けていろんな建物できていますから、その辺についての標示をそこにするというのもそろそろ結論出すべきときではないでしょうか。検討をしたいと考えておりますというのは、先送りみたいで、今現在の考え方を聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

確かに宮古市では、私も目にした国道沿いで3カ所ですか、目にしております。あと釜石市でも実施をしているというふうには確認をしております。大槌町では実施はしていないと。当町においては、国道沿いにはありませんけれども、鯨と海の科学館の外壁、あとは中のほうに標示はしてあるというふうには認識はしておりますが、前にも議会で標示をしたらどうかという、外壁、防潮堤等にしたらどうですかというご意見があったやに思いますけれども、やはりまだそういうのは嫌だという住民の方々の意見もあるのかなど。現在の状況を素直に申し上げれば、私はというか、町では今後設置は特に考えていないと。避難所とか避難経路の標示板の設置は必要であるというふうには考えておりますが、ただ先ほどの避難所の件もありますけれども、皆さんの意見を聞きながら、時間少しかけても復興状況に合わせての標示板設置になりますので、まだ来年やるという事業でもないので、その辺はあわせて検討をしていくというふうに考えたところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

宮古市等では、あの標示は復興交付金を使いながら、何か各被災都市というか、そういった組織があって、そこで被災したまちはこのようなのをつけましょうということを決定して、復興交付金の対

象になるということをつけているようなのです。そういう認識からして、山田町はそういう組織に入っているのか入っていないのかわからないのですけれども、そのようなもとで市レベルではあのような状況で皆様に、それこそ防災教育にもなるでしょうし、観光に見えられた方が被災状況を把握する意味もできると思うのですけれども、そのようなのを隣の市ではやっていて、山田ではそういう設置をしなくて、避難路等の標識だけで考えているということです。

そして、避難路の標識もまだ復興の工事中でございますが、難しいと思うのですけれども、それらについてもまだ私は余り見かけませんので、本当にやる気があるのなら、きちんと整備されたようなところにはそのようなのを順次考えていくべきではないかなと思うのですが、そのところを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

宮古市で復興交付金を活用して実施したということは、私どもでは認識しております。宮古市がやったから山田はやらないのかということでございますが、いろいろだと思いますので、その辺は町の判断になるというふうに考えます。今の状況は、先ほど申し上げたとおりでございます。

あと標識板については、議員おっしゃったとおり、復興の状況に合わせて、一応計画として上げているのは30年度ということでございますので、その計画に沿っていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そういうことで、山田町は山田町だという考え方もあるかと思いますが、この三陸一帯をもし車で観光客がドライブした場合に、津波の防災に対する熱意というか、被災をこうむった町として比較された場合に、そのようなことも考えながら、ぜひその辺も含めて、広い意味で視野を広くして山田町としての考え方を決めていただきたいと思います。これは回答は要らないです。

次の4つ目の防災無線ですが、今進めているのは新しい団地のようですが、私が言いたいのは従前から住んでいる方々が難聴地域であるということにもかかわらず、その対策がなかなか進まない。このことに対して質問しているもので、まず議会のほうからも軽米町を視察に行ったときの経過等、お願い、依頼とかされているはずですので、それらも参考にしながら、町はもっとICTを活用するような方策で積極的なことを考えていただきたいと思います。これも要望で、この質問を終わります。

次に、商工業の振興でございますが、企業誘致でございます。これにつきましては、再三議会のたびに企業誘致はどなたか同僚議員等が質問しているわけですが、それに関しましてももう今現在の復興だけ、復興が第一というのもそのとおりですが、これから復興第一が完遂に近づいていますので、

次の施策に向かってそろそろ仕掛ける時期だと思います。企業誘致についてもそうだと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

企業誘致につきましては、議員おっしゃるとおり、復興が終わってからではなく、復興と並行しながら進めていくことも重要であるという認識については、私どもも同じでございます。今現在用地等についての整備を進めながら、それぞれ順次対応できる場所があれば対応していきたいというふうに考えております。

ただ、また企業さん訪問して話しされることなのですけれども、従業員の確保が難しい、大変であるというようなお話も聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

まず、企業誘致については、従業員の確保は再三再四言われて、私もわかりますが、とにかくそこでストップしては、若者が地元に残って働くという、雇用をできるという機会をできるだけ町としても努力して開拓していくべきではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、中小企業基盤整備機構のプレハブの仮設商店街のことですが、これはこの前読売新聞に各自治体の撤去期限ですか、それが一覧表で載りましたが、岩手県内においては山田だけが未定となっております。この未定というのは、何らこれからの方向性が町として定まっていらないのか、それとも何かの事情があって未定としているのか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

応急仮設店舗のそれぞれ撤去につきましては、かさ上げ工事が始まる地区につきましては、事前に事業者の方に説明をした上でご協力をいただいているという状況でございます。

また、中小企業の補助事業で、今議員おっしゃいましたとおり、仮設施設の撤去費用の助成制度が平成30年度ということで話をされておりますので、それも周知をしていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、2018年度末ですか、それが撤去の補助の最終期限のようですが、私はそうなるまでに町の方向性というか、例えば今町有地に建っている仮設店舗、あと私有地に建っている店舗等、あと国道際のかさ上げ地に建っている店舗等あるわけですが、それらについて方向性、例えば町有地はどうするのか、民間の人の土地はどうするのか、そのような考え方について、もし整理できているのであれば教えていただきたいと思います。

そして、多分仮設店舗等ですから、これは建築確認等とっていると思いますが、建築確認は全ての仮設店舗でとっているかどうか、それも教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

それぞれ仮設店舗につきましては、町有地に建っているもの、あるいは借地に建っているもの等ございますけれども、例えば町有地に設置している仮設施設につきましては、今後の活用策を検討した上で、残すものは残して有効活用し、必要のないというか、終わったものにつきましては撤去をするというふうな考えでございます。

また、それぞれ事業者や地権者の置かれている状況はさまざまでございますので、例えば条件を付した上での譲渡も今後検討していきたいというふうにも考えております。

それと、建築確認申請でございますけれども、建築確認申請をとっている仮設店舗もございますし、応急仮設建築物として建築確認をとらずに建てている仮設店舗もございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8 番。

○8 番関 清貴議員

そうすれば、町有地のものについては有効利用を図りながら考えると、あとは借地等に建っているやつは条件等を考慮してということですが、そうすればこれは方向的にはいろいろな協議をして進めて、その協議の結果、地権者等の進むほうに行くということに理解してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

その辺につきましては、事業者の方、地権者の方、そして町と3者により協議検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

境田に建っております仮設店舗につきましては、あそこは区画整理事業の地内に建っております。ですので、あそこに入っている人等に関しましては、本設に移行してもらってから解体撤去をして、その上については撤去した後に地盤の整備をしていくという流れになります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。そうすれば、協議をかなりこれから要すると思いますので、その辺は懇切丁寧に、商工会のほうの力をかりるのであればかりなりして、きちんと町として、町が譲渡を受けたわけですから、きちんとその辺をしていただきたいと思います。

そして、仮設で本設に移れば廃業する方が出ると思うのですけれども、その辺の話、協議についても個別にきちんと相談に乗って、例えばまた再度やりたいという考えの方が出るかもしれませんので、その辺については進めて、懇切丁寧に話し合いに乗っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃるとおり、そういうふうに今後も努めてまいりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

時間もなくなりましたので、最後、水産業の振興については、この答弁書のようによろしくお願ひしたいと思うのですが、答弁がありましたので、わかりました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

8番関清貴君の質問は終わりました。

13番吉川淑子さんの質問を許します。13番。

○13番吉川淑子議員

13番吉川淑子でございます。新生会でございます。質問いたします。

国体について。希望郷いわて国体が開催されました。山田町では、高等学校野球競技が行われました。山田町婦人会のおもてなしを初め、大会関係者、町民の皆様の協力により、大変すばらしい大会にすることができたと思っております。大会本部長である町長に大会に関する総括及びスポーツの町

やまだとしての今後の町の姿勢についてお伺いいたします。

2つ目、仮設住宅について。高台移転などに伴い、各仮設住宅の集約計画を示してください。特に学校の校庭に建っている仮設住宅については、早く移転していただく必要があると思うが、いかがでしょうか。

3、空き家対策について。全国的にも問題になっている空き家であるが、現在山田町では何戸空き家があるか把握しているのか、各地区ごとに示してください。また、その対策を考えているか伺います。

4つ目、産直施設について。我が町では、先進的な6次産業を目指した産業施設があり、農家の方々の努力のおかげもあり、豊間根産直は好評であります。山田町の農産物の魅力を発信するためにも、この取り組みをさらに充実、発展させなければならないと考えるが、町としての支援の考えがないかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

吉川淑子議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の国体についてお答えします。大会本部長としての総括ですが、大会中は天候にも恵まれ、無事に全日程を終了することができました。大会運営にご協力いただきました全ての皆様に感謝申し上げる次第であります。

大会期間中は、町内の児童生徒による友情応援、本町の食材を使ったおもてなし料理の振る舞いなど、大会運営の随所においておもてなしの心、支援への感謝の気持ちを山田町から発信できたものと思っております。まさに町民の総力を結集した大会であったと自負しております。

次に、スポーツの町やまだとしての姿勢についてであります。引き続き幼児から高齢者まで多くの町民が日常的にスポーツに親しみ、健康増進が図られる環境づくりに取り組むとともに、体育協会やスポーツ少年団本部などの活躍を支援してまいります。

2点目の仮設住宅についてお答えします。各仮設住宅の集約化計画については、平成28年4月1日号の復興まちづくりかわら版で町民の皆様にお示ししております。現在計画に沿って円滑に集約が進むよう戸別訪問を実施しており、引き続き入居者の方々への周知に努めてまいります。

学校校庭の仮設住宅については、29年第2・四半期の織笠小仮設撤去から、大沢小、山田南小仮設と順に撤去し、本来の校庭に戻せるよう進めてまいります。

3点目の空き家対策についてお答えします。現時点では、空き家の数は把握できておりませんが、来年度社会資本整備総合交付金により、空き家対策実態調査を実施する方向で検討しております。

4点目の産直施設への支援についてお答えします。本町で生産された農産物及び農産加工品等の売

り場としての産直施設は、非常に重要であると認識しております。その中で、新鮮で安全安心なものをより多くの方々に提供している農家の方々に敬意を表します。現在町としては、産直運営団体の視察研修に対して支援を行っております。今後も各産直運営団体の意向を確認しながら支援してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。13番。

○13番吉川淑子議員

1番目の質問ですけれども、高等学校野球競技、これが山田町に誘致され、開催の準備や運営に当たり、ご苦労もあったとは思いますが、町長が申したとおり、大会関係者皆様のおかげで大会が不成功にあったことに感謝申し上げます。まずは、お喜び申し上げます。

今回は、議会傍聴に山田町婦人会の方々も来ておられます。婦人会は、おもてなし班として参加し、婦人会長を先頭に皆さんが大奮闘なされました。5日間のおもてなしだけではなくて、その準備や、全国から集まる皆様を迎えるための心構えとか勉強し、後方支援として大協力し、大活躍したと思っております。

そこで、町長より一言、婦人会に対して何か申したいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

命令でございましょうか。この国体は、今まで震災以降、多くの方々から支援をいただいた、そのようなものに対する感謝の気持ちを発信するというのが肝であると、そう思っております。そういう中において、小学校、中学校、高校の生徒の友情応援、そして運営をしていただくための運営資金の寄附、これ500万を目標にしたわけですが、町内の企業の有志の方々よりあっという間に集まりまして、そのような中で運営をさせていただいたと。

そしてまた、私はついぞ食べる時間がなかったのですが、カキ汁とサケのすり身、これは女性部の方々から、本当に準備にも大変だったと思いますが、非常に好評でございまして、まさしくサケの町、カキの町、山田を町内外に発信できたと、そういうものであったと改めて感謝を申し上げたい。

いずれにいたしましても、多くの皆様方のご支援により、盛会裏に終わらすことができたこと、改めて感謝を申し上げたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

町長から直々お言葉をいただいて、ありがとうございます。全国から参加された選手はもちろんす

ばらしかつたのですけれども、観戦された皆さんが、地元の方が、ああ、見に来てよかった、やっぱり国体だ、見がいがあったと興奮ぎみにおっしゃっておいりました。私も最後の合間を見て観戦しましたけれども、最後の日ですね、大会を盛り上げるために地元の生徒たちが友情応援してくれていました。本当にみんな協力しているのだなと感激しましたけれども、子供たちにとっても大きな大会を観戦いたしまして、勉強になったと思います。子供たちにも国体としてのレガシーを残したと思っております。

そこで、教育長にお尋ねしたいのですけれども、お尋ねというか、お話ししたいことがございますけれども、山田高校の応援、見事でした。特に応援団長が明るくて、本気になってやっていた。ほかの生徒を全部率いて本気に頑張っている姿を見て、私は涙が出るほど感激いたしました。すばらしかった。選手たちの父兄方々もその状況を見て大変喜んでいたので直接この目にいたしまして、ああ、よかったな、みんな頑張ってくれているのだなと思いました。そこで、教育長、いつか機会がございましたら、山田高校の生徒たちを褒めていただきたいということをお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

今のこと、本当に私もつぶさに見て、大感激しました。その前に、出しゃばるようなことですが、私からもおもてなしの心、婦人会の皆さん、本当に心から感謝いたします。特に桜丘高校の選手たちが2回も、一回帰ると言ってさよなら送ったのに、また来たというのは皆様のお力ではないでしょうか。ということで、後から手紙もいただきました。この場をおかりしてお礼申し上げます。

それで、既に山田高校には90周年のときに団長を初め、特に野球部のある生徒については、私も中学校時代苦労して野球部を続けた子が行ったり来たりした姿を見ながら、声をからしながらやりましたので、その場と、あと時間を置いて私なりのねぎらいと感想を述べましたが、再度ということであればもう一度お伝えしますけれども、その場がいいかなということで校長先生初め、大感激したということと、あと小中学生についても、緊急だったのですけれども、事前の準備もしないのですが、やはり子供たちがその場でできる力があるのだなということを改めて、学校教育の力もそうですが、バスがあったので、すぐ帰りたくないという子供が多かったのも本当に申しわけなかったのですが、あと何通もお手紙をもらいまして、特に向こうの保護者の父母会の方々から、こんな大会は初めてだというお手紙もいただきましたので、この場でご報告しておきます。

以上で答えになったかどうかわかりませんが、本当に全町挙げての国体、私なりにも大成功だったなと思っておりました。少し長くなりました。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

ありがとうございます。本当に全町挙げての大会で、こんなすばらしい大会を山田町で開催されたということを誇りに思っております。

次に質問いたしますけれども、野球場は、総合運動場ですか、公園はおかげさまで整備されて整っておりますけれども、ラグビーとかサッカー場の整備はどうなっているかお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。答弁が出るかどうかわかりませんが、趣旨について、もし答弁が出るのであれば、生涯学習課長、お願いします。

（「簡単でいいです」と呼ぶ者あり）

○生涯学習課長（白土靖行）

ラグビー、サッカー場につきましては、補助事業を導入してちょっと整備をしようということで今計画を立てております。近いうちに整備ができるという計画で進めております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

国体ということで質問はしているのですけれども、このすばらしい大会を我々は次の世代にもつないでいかなければならないと思います。

そこで、伺いますけれども、山田町においては野球や相撲、今まで県大会や東北大会を開催しておりますが、これからはそれ以外のスポーツも開催するよう、本町で開催できるよう努力すべきだと思います。いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

各種大会につきましては、生涯スポーツという観点の中で考えていきたいと考えております。幼児から高齢者までのニュースポーツ等の活動を重点に置きながら、競技スポーツ等に支援できればというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

全国に山田町の魅力を発信していくべきということでそう申し上げたわけですが、そうすることによって山田の観光産業や地元食材の販路拡大につながると考えたからでございます。

次に参ります。2の仮設住宅についてですが、学校にある施設ということで質問いたしまし

たけれども、学校の校庭というのは教育的にも、スポーツ振興のためにも早くというような考えで質問いたしました。大体計画的には私も知らされてわかっておりますが、学校の校庭にある仮設をということで、教育長は教育的にどうお考えでしょうか、一言お願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

非常に難しい問題だなと思うのですが、やっぱり復興を大優先、住まい、生活ということで進んできましたので、住んでいる人のことを第一にということで、学校教育の中では与えられたところで活動するというところを一番にしてきました。ただし、ある程度の期間が必要だということで計画が示されましたので、それにとって与えられたところで進めていくところが現在置かれている公教育の中の役割かなと思っていました。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

わかりました。計画も聞いておりますが、他の被災地の市町村も学校の校庭だけは早く集約しようということで進められております。中学校のほうも給食センターもできますし、いろいろ町当局でもご苦労して、また集約といっても個人的なことでもありますので、難しいと思います。その点、よろしくをお願いいたします。

空き家対策のほうに移ります。3番目の空き家対策。空き家対策というのは、私が質問を出してから、12月3日に日報に空き家の活用推進へというので載っておりましたので、ちょっと切り取っておきましたけれども、これを見ますと地域的な傾向として、海岸地に比べて内陸地のほうが空き家が多いのだそうです。何で空き家が問題かという、町なかでは古くなって、暴風というか、雨が降ったり風が吹きますと、鉄板や何かが飛んだり、けがをしたりということもあったようなので、問題になっているし、いろんな問題があるわけです。あとは、子供たちが入り込んで、子供たちですから、いたずらしたり、あるいは火事の心配もあるわけです。そういうので問題になっていると思いますけれども、この新聞では宮古市の空き家などに対する対策協議会ができておまして、対策計画案をいろいろ適切な管理、有効活用のために少し推進しているわけでございます。答弁によりますと、まだ山田町はやる方向で検討するということだそうです。それよりも町なかで災害に遭って、復興で忙しい、それも一番大事なことだと思いますので、これから検討するということですが、それでは実際に実態調査の目的を、まずお伺いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

調査の目的でございますけれども、近年のライフスタイルの多様化に伴いまして、核家族化や単身世帯の方がふえまして、人口減少に伴う少子高齢化の加速も進み、一部では老朽危険住宅の倒壊、ごみの不法投棄、放火等の危険性が生じまして、地域住民の生活環境の影響が懸念されている中で、国によりますと空き家等対策の推進に関する特別措置法を制定いたしまして、町のほうといたしまして来年度明確な空き家の実態調査、把握を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

わかりました。実態調査の対象区域の範囲は、どのように考えられておりますか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

対象範囲におきましては、町内全域を対象と考えてございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

では、このことについては最後にしますが、実態調査の概要もお聞きしたかったのですけれども、それでは現地調査の詳細をわかれば教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

現地調査の詳細でございますけれども、まず基本の建物の種類、建て方とか構造とか階数、あとは敷地の周辺の状況、駐車スペースとか道路の幅員、あとは空き家の判定にいきますけれども、洗濯物とか、実際住んでいるか住んでいないかという部分でございますので、洗濯物とか電気メーターの確認とか、あと外観、郵便受けに物が入っていないとか、表札があるとか、そういう生活感があるとかを把握する調査になるようでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

丁寧なご答弁ありがとうございます。空き家対策につきましては、今後も同僚議員を通して論議し、質問してまいりますので、よろしく申し上げます。終わりますが、次に参ります。

最後になりましたが、産直施設についてであります。答弁では、山田町の農産物売り場として産直施設は大変重要である。新鮮で安全なものを提供している農家の方々に敬意を表して、お褒めの言葉をいただきました。まずは、ありがたく承りました。

そして、町としては視察研修の支援を行っている。そして、各運営団体の意向を確認しながら支援していくとの答弁でございました。

そこで伺いますが、産直団体同士の情報交換など、ある程度私も知っておりますけれども、そういう団体の情報交換を行って、農業の推進を図っていることと思っておりますけれども、情報交換という現実を、農林課長、どのような方法でやっているか、どのようなことをやっているかをお尋ねいたします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

産直施設等の情報交換になりますが、現在は宮古、下閉伊地域におきまして、それぞれの産直施設等が集まりまして連絡協議会というのをつくっております。その連絡協議会の中で、さまざまな研修を行ったり、あと皆さんご承知だとは思いますが、冬場に冬の産直まつり、2回ほど開催しておりますが、それらの運営等に当たっております。

ただ、残念ながら町内の中での産直だけの交流会というか、情報交換できる場がございませんので、そこら辺については今後ちょっと考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

ありがとうございます。宮古のこの連絡協議会という、何だかそれには私も参加したことございまして、知っております。山田町には、船越の道の駅もございまして、大変運営がうまくいっているようで、喜ばしいことだと思っております。

それから、白石集落ですか、ソバの加工、販売、そして白石の方々は市の会、農協の前で週2回だけやっております。本当に農家の人たち、頑張っていると思ひまして、大したものだと私は思っております。

ところで、本題に入りますけれども、豊間根産直、ご存じでしょうか。通称よっておでんせ市なのですけれども、正式に言えば豊間根地区産直組合と申しますけれども、あそこは当初31人の農家の主婦を中心に、自分たちで資金を出し合って、ビニールハウスですけれども、それを利用して自分たちの腕で立ち上げた施設でございます。人数も現在は22人の組合員になりまして、これが固定している

わけですけれども、素人集団ですが、何とか週の土日を運営しております。おかげさまで好評ではありますが、先行きが不安でございます。なぜか。みんな年をとっていく。みんな高齢になって、消滅するのではないかなとか、あるいはまた施設が、施設といってもビニールハウスですけれども、老朽化しております。トイレもございません。

そこで、好評ではありますけれども、せっかく十数年運営してきたわけですけれども、そこで要望いたします。訴えいたします。できれば豊間根に、船越の道の駅までいかなくても、あのような建物、公設民営で新しい組合員も募集し、多く募って、多くの意欲ある方々とともに、豊間根に新しく産直施設を建てていただければ。場所は、いろいろ都合がありますから、どこでもいいというか、豊間根にお願いしたいわけですけれども、高速道路も今つくっておりますし、インターチェンジもできます。豊間根に公設トイレがないと通過型になります。そこで、トイレもつくってほしい。そうすると、駐車場も必要ですけれども、そのことについて、どなたが答えるか知りませんが、公設でつくっていただくよう検討を願えないかお尋ねいたします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

公設民営となりますと、それなりのお金が動きますので、それは置いておいて、まず産直施設という立場で、農林課サイドでお答えしたいと思います。

確かに現販売施設、平成14年ころから組織の立ち上げ、いろいろご苦労なさって手づくりの販売施設でございます。10年強運営しておりますして、手元のほうの資料の中には、売り上げのほうについてもだんだんと緩やかな現状維持、あるいはちょっと下降線というところが見られます。ただ、あのような施設ですので、毎日のオープンでなくて土日という限られた中でのこの金額というのは頑張っているのかなと思います。それぞれ町内にいろんな産直団体がございますし、いろいろな課題というのもそれぞれ違う部分がございますので、それらにつきまして産直施設というのも大事だという認識は変わっておりませんので、それぞれの団体とお話をして、情報を共有しながら、その中でどのような手はずをしていったほうがこの産直がもうちょっと伸びていくのかというところで検討させていただければと思います。

その中で、ソフト的な事業としてやっていったほうがいいのか、やはりハード的な部分も必要なかというところ、そこら辺はあわせて今後の協議にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

ありがとうございます。実は、豊間根駅周辺は、もう何十軒とあった店がみんなシャッター通りに

なって、数軒しかお店はございません。本当の指折りにしかになっておりません。今度高規格道路ですか、あれができて、先ほども言いましたが、インターチェンジができると。豊間根には公設のトイレもないのです。そうすると、先ほども言いましたけれども、車も通りません。通過型になりますから、車もとまらなければ、人も寄りません。山田の農産物の魅力を発信するためには、ぜひ私が今提言いたしました産直を立ち上げるよう計画を立てていただきたく、もう一度ご答弁ください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議員お話しのとおり、豊間根地区には公設のトイレというのはございません。コンビニとか大型スーパーの中のトイレに寄って用を足すという部分があるかと思えます。

今後につきましては、まず確かに豊間根地区で産直に入ってもらうためには、場所的な要件が必要なのか、あとは目玉商品としての、ここだからこれがあるよというのが必要なのか、物心というか商品、あとは場所含めて、それらについても産直団体さんと詰めながら、今よりも、現状よりも一歩でも二歩でも進めるように行きたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

13番。

○13番吉川淑子議員

何か前にも同じような、ないようではないですけれども、産直の6次産業のことについては同僚議員も質問しておりますけれども、そのときから今の答弁を考えますと、前向きな答弁だと受けとめております。

最後は、町長に質問になるかと思えますけれども、3.11のときを思い出してください。3.11、東日本大震災のとき、あのときは豊間根に避難者が多く逃れてまいりました。豊間根、荒川の人たちは、食料を提供し、頑張ってきた事実がございます。豊間根は、食料の基地でもあり、食料の拠点だとも思います。そう思っております。3.11は、豊間根だけでなく、どこの地域でもみんな協力して頑張ったわけですが、特に豊間根に逃れた人数も多かったし、荒川では荒川婦人防火クラブという組織がありまして、いち早く動きました。たまたま私はこの議会でいませんでしたけれども、被災を、がんと来るのを見ていたわけですが、地元では何だ、婦人防火クラブの会長がいないではないかと私のことを言っていたのですけれども、実はこっちにいて、夜中に逃れて、子供や赤ちゃんやお年寄りを連れて逃げました。豊間根は、そういう意味で、そういう災難があったときでも避難地として大事な場所だと思っているわけです。そういうわけで、船越の道の駅があり、うまくやって好評でもございます。それも認識しております。山田町も今中心として復興で店が新しくできたり、大型店もでき、大沢地区にも大型店もいろいろできました。

そこで、もう一度豊間根として強く要望いたしたいわけですが、すぐに即答できないのはわかって

おりますが、どうか計画を立てて、豊間根地域、食糧基地である豊間根に農産物の産直施設を建てていただきたい。農家を守り、農産物の発展のためにもぜひ産直を設立することを、お願いではなくて訴えまして、そのことを町長に最後に答弁、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

まず最初に、トイレの問題でございますが、トイレをつくったからといってすぐ繁盛する問題でもございません。そしてまた、公設のトイレをつくることによって、その維持管理が大変でございまして、非常に衛生的に大変な部分があると、治安上よくない部分もあると。これつくればいいという問題ではないのです。

そういう中で、三沿道が今度通ってまいります。ここは無料の三沿道でございますので、町全体として魅力ある道の駅というところがこれから標榜されるところでございます。そのような中において、トイレ等が必要なある一定の規模を持った道の駅というものがこれから必要になってきて、ある程度のもを何カ所か持つよりは、一つにまとめて大きなマスメリットを持った駅というものが、これからどこでも地域間競争になっていきますので、そのようなところで我々は今後考えなくてはならないのではないかと、そう思っております。

しかしながら、先ほど言ったように、3.11のときに温かいおにぎりを供給していただいたという、あの寒い時期に、このことにおいて沿岸部から離れた、津波の被害に遭わない豊間根地区というところがあのように健在であったということが命をつないでくれたというところでは、非常に重要な地域であると、そういうふうには思っております。

○議長（昆 暉雄）

13番吉川淑子さんの質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午後 零時03分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

昼食前に引き続き一般質問を行います。

6番木村洋子さんの質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

6番木村洋子です。壇上より一般質問を行います。

1点目は、台風被害における河川管理の実情についてです。台風10号により町内の大小河川（豊間根川や織笠川の支流）に氾濫が見られました。被害の実態はどのようでしょうか。

次に、流された土砂により川底が上がったり堤防が破壊された箇所があります。今後大きな被害が生じないように、適切なしゅんせつと河川管理が必要と考えますが、どのようにしていくのでしょうか。

次に、今回の台風襲来以前より堤防の破壊が進んでいた危険箇所等に対して、点検や周辺住民への周知及び県との連携はどうなっていましたか。また、当日の避難誘導等が行われたでしょうか。

2点目、大浦保育園の廃止についてです。今年度末で大浦保育園を廃止するということですが、保育園がかわり、遠くなることによる児童や保護者の負担を軽減させる施策が求められます。9月に行われた住民説明会で、保護者や地域住民から出された要望等について、町の対応を伺います。

次に、船越保育園の受け入れ態勢の充実を図るために、体調不良の園児がゆっくりと横になって休めるスペースを確保すべきではと申し入れましたが、どうなったでしょうか。

次に、送迎バス運行の体制は、また通園路の安全性について、どのように検証し、決定したでしょうか。

3点目、災害公営住宅の自治会についてです。災害公営住宅移行後の被災者支援として、自治会の設立はコミュニティーの確立や孤独死を防ぐ対策として重要な位置づけになると考えます。自治会設立に当たっては、集会所での必要物品、パソコンや椅子等、また役員の選出、総会の持ち方、運営上の相談事への支援など、町としても積極的にかかわってほしいと思いますが、どのように対応していくのか伺います。

以上、質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問に答弁いたします。

1点目の台風被害における河川管理の実情についてお答えします。1つ目の台風10号による町内の大小河川の被害ですが、町管理となる準用河川、普通河川において、増水による護岸の浸食やブロック積みの崩壊など、11カ所が被災しました。

2つ目の適切なしゅんせつと河川管理についてですが、台風により被害を受けた箇所については、災害復旧事業により対応してまいります。今後も良好な河川環境を保持するため、損傷している構造物の補修に努めるとともに、堆積土砂の撤去などを行い、適切な維持管理に努めてまいります。

3つ目の河川堤防の破壊が進んでいる危険箇所等に対する点検や周辺住民への周知及び県との連携についてお答えします。以前より河川護岸の損壊が進んでいる箇所として、馬指野川を把握しており、河川管理者である県に情報提供をしておりますが、地域住民に対する周知については特に行われておりませんでした。台風当日の避難誘導等については、馬指野川の越水が見られなかったことから、地区住民の避難までには至っておりません。

なお、当該箇所の河川改修については、平成29年度に事業着手することで回答をいただいております、今後も県と連携を密にし、適切な維持管理に努めてまいります。

2点目の大浦保育園の廃止に伴う町の対応についてお答えします。体調不良の園児が休めるスペースの確保についてですが、登園後体調不良となった子供に対しては保護者に連絡し、医療機関を受診させることが最優先と考えております。保護者が来るまでの間は、保健室において適切な対応をとってまいります。

次に、送迎バス運行の体制と通学路の安全性についてですが、大浦地区から船越保育園までの送迎バス運行に向け、緊急時に適切な対応ができるようマニュアルを作成し、園児が安心して通園できるよう安全管理に努めてまいります。

3点目の災害公営住宅の自治会についてお答えします。災害公営住宅移行後のコミュニティーの構築については、非常に重要であると考えております。自治会等の設立に関しては、県や社会福祉協議会と連携して現在も行っておりますが、今後も被災者支援総合交付金を活用し、積極的に取り組んでまいります。

なお、これらを推進するため、平成29年度に向けてコミュニティー対策部署の新設についても検討しているところです。

また、集会所での必要物品等については、住民協働推進支援事業補助金等により可能な限り支援してまいります。

自治会等の設立、運営に当たっては、そこに住む方々が主体となることが大事であり、入居者全体が協調、連携して運営できる組織づくりが必要と思います。町としては、そのスタートが円滑にできるよう支援してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

今回馬指野川、織笠川というふうに書いておきましたけれども、ほとんどの河川、関口川とかもですけれども、そういうふうな感じで土砂が流され、堆積して川底が上がっている、そういう状況がもう至るところで見られていますけれども、大体の計画というのをお聞きしましたけれども、関口のほうでもう川の近くまで新築の家が建っていたり、被災者の方の家だと思うのですが、そういうのを見て、春の雪解け水とか、例えば来シーズンの台風までにしゅんせつとか川の底上げとか、そういうのが間に合うのかなという、そういう心配があるのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

土砂堆積についてですけれども、現在町のほうでいろいろ河川も見て回ったりしているわけですが、

一番 2 級河川の関口川の土砂堆積が非常に多いということで認識しております。この部分については、県を通じて、県管理の河川になりますので、県に要望するという形で土砂堆積の撤去、あと河川の中に木が生えたりとかしていますので、その部分についてもずっと要望は続けているところです。

あと、準用河川につきましてもそういう場所をちゃんと把握しながら土砂堆積の撤去等を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

いずれ来シーズンまでには何とかしてほしい部分が本当にありますので、そこを強く求めたいと思います。

豊間根の川について、ちょっと伺いたいのですが、職員の方には画像を見てもらったのですが、中村橋の付近の堤防がすごく崩れて、もう人が入れるぐらいの大きな穴があいているのですが、そういう穴があいて、なかなか動きが見られない。調査に来ている様子もないので、ちょっと私違う川のことで振興局のほうに行ったのですが、もう県のほうもわからない、認識していない、町のほうもわからないという、そういう状況があったのですが、先ほどパトロールはやっているということなのですが、こういうのは何かパトロールしているのでしょうか、どうしてこういうことが抜けたのかというのがちょっと不思議なのです。地域の人たちは、余りにも大きな穴だから、もうこちらから言わなくても、町のほうでも、行政のほうでも見ているのだという感覚でいるので、それがどちらにもわからなかったというところに、余りにも手抜きというか、ここはちょっと問題だなと思うのですが、そこをどういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そういう橋の維持管理の部分については、町のほうでも道路パトロールの際には気をつけて見ているところですが、どうしても気づかない部分があったということは認識しております。皆さん、議員からのご指摘でそこは把握しておりますので、県とともに連携をとりながらそこは進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

その場所は、そちらはすぐ民家があり、工場がありという場所なので、すぐには決壊するような感じはないのですが、そういうところをきちっと見るべきですし、私はちょっとパトロールの方法も何か問題があるのではないかなと思って自分で考えたのですが、一方向からしか見ていな

いのではないかと思うのです。例えば反対側から見れば、もう歴然とわかるようなところなのですが、そういう見方をもうちょっと、一方向からではなく、いろんな方向からというか、水が引けた後も見るとか、そこら辺を徹底してほしいなと思ったわけです。

それはいいとしても、次に馬指野のほうなのですが、これは前もって現地の写真とかも提供していただきましたけれども、こちらは平成22年から県のほうで改修が必要ということで計画は立てていたけれども、なかなか地域の住民の協力が得られないということでそのまま放置されている場所なのですが、私が現地に行けば、本当に護岸が歩くと陥没する、もう内部まで浸食が相当進んでいるのがわかるのです。大雨が降れば決壊するかもしれないという、そういう状況を町はどこまで把握していたかどうか、ちょっともう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この場所については、町のほうでも把握しておりまして、県のほうに情報提供はしております。その部分については、平成20年から県のほうも把握していたということでございます。平成22年に補修工事に入りたいということで、地権者さんといろいろ交渉を進めてきたわけですが、その地権者さんの了解が得られないということで、一度工事は断念していたという経緯はあったようでございます。今回再度県のほうに確認したところ、補修するための工事用道路、別ルートを確保していけば、その地権者さんに当たらないというようなこともありまして、29年度中には実施できるようにということで進めているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ちょっと戻りますけれども、やはりこの決壊するかもしれないところを、避難もさせないというか、はっきり言って十分把握していないというところがあると思うのです。県にもはっきり言って問題はあります。きちっと情報提供していたかどうか、町にも伝わってこない部分もあったと思いますし、ちょっとここはすごく私は問題があるのではないかと思うのです。県のほうでは、広大な河川を見ていかなければならないので、全ての河川を把握するのは難しいと思うし、県と町との連携なくしてこういう河川管理というか、その部分をきちっとやっていくというのは難しいと思うのですけれども、先ほどの違う方向からの地権者とのという部分がありましたけれども、それをちょっと地域の人とやりとりしているのは、私がいろいろ中に入って、できるだけ本当にそういう場所をなくしたい、住民の命とか財産とかをなくさないようにということで、私も行ったり来たりしているわけなのですが、そういう情報発信とか情報収集という部分を、今までどうしても海のほうに防災が行っていたので、山とか川のほうがちょっとという部分はある程度わかるのですけれども、そういう意識、重要

性というのはいま一步持ち合わせの部分を、これからの部分もあるのですけれども、どういうふう  
に持ち合わせているかというか、そこを確認したいのですが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

道路パトロールの際にもそういうところは意識をちゃんと持って、その辺もいろいろな方向から状  
況を確認して、県とも連携しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

11月25日に地域住民と議会との懇談会があつて、そのことを指摘されたのです。住民から防災の意  
識が海のほうにだけ向いているのではないか、山のほうとか川のほうにも向けるべきだということも  
指摘がありまして、震災もありましたけれども、岩泉の台風豪雨被害で、本当にその被害を目の当た  
りにして、そちらのほうも重点的にやっていくべきだなと思うし、議員としてもそこは自分としても  
やれることは本当にやっといこうという気持ちで、協力したいという気持ちで、姿勢で感じています  
ので。以上です。

次に、大浦保育園についてなのですが、こちらの住民説明会が、1回目が3月16日でした。そして、  
7月22日には了解が得られたので、今年度いっぱい廃止するという事になったようなのですけれ  
ども、私は通学路のこととか、子供たちの体制とか、そういうことも含めて、何か急ぎ過ぎ、きちっ  
と対応という部分ができていのかちょっと不安な部分があるのです。船越保育園は、大浦よりは  
子供たちにとっては狭いというか、人も多いからですけれども、大浦よりは狭いと感じるだろうし、  
また職員室もすごく狭いのです。体調不良の子供を休ませるというのもなかなかできないようなとこ  
ろなのですが、先ほど保護者が迎えに来るのが優先というようなことを言われていますが、その前に  
体を休ませる、そういう部分がないと、安心して子供を預かれないと思うのです。そういう部分での  
スペースの確保、それもまたちょっと今船越でははっきり言って難しい状況がありますし、こうい  
うのを飛び跳ねて、飛び跳ねて、廃園という部分がどうも整っている状況ではないのに子供たちを移す、  
そういう部分を感じるのですけれども、そこはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

大浦保育園の廃止にかかわることですけれども、まず期間は短かったのですけれども、説明会、そ  
れから個別の相談等で十分に対応はしてきていると思っております。

また、それから船越保育園の体調不良になった子供が休めるスペースがないのではないかというお

話ですけれども、これに関しましては玄関入ってすぐのところ保健室ということで、園長室も兼ねていますが、現在でもそこで体調不良になった場合はベッドとかお布団を敷いて見守ってやっているという状況ですので、今後もそのようなことで行いたいと思っています。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

9月30日の大浦での住民説明会に私も行ったのですが、園児の父親と思われる男性が、大浦っ子としてはおもしろくないと、こう言っていました。その思いを町はきちっと受けとめるべきだと思うのです。

最初から町の説明は廃園ありきではなかったかななんて思うのです。最初から1人につきこれぐらいの税金がかかるとか、そういう話で始まれば、何かそういうふうには、ああと、廃園なのかなという思いになってくるのは自然の流れなのかなと思って見っていますが、3月16日の説明を聞いた保護者の中には、3月16日なので、もう廃園になって、中途半端な時期に別の保育園に移されるのは嫌だから、もう次の保育園に4月の時点で移った家庭もあれば、今年度、4月から大浦に入れようと思っていたのだけれども、その話を聞いて別の保育園に移って、織笠のほうに移ったとかという家庭もあります。廃園というのがひとり歩きしたり、既成事実化したようなところがないのかなと思うのですが、最低限の受け入れ、そういう部分で保護者の方がいろいろと要望をしていましたけれども、いろんな経過はあるにせよ、最低限保護者の方々に寄り添った部分の受け入れ態勢をするべきではないかと思うのですが、先ほどの保育所、横にするという部分もありましたけれども、古いのは何ともならないのですけれども、あそこは本当に狭過ぎる。職員室も狭いし、そこにまた子供たちというのは、ううんという部分があるのですけれども、誠意ある対応という部分で保護者からの要望に対して、具体的な部分での返事とかはどのようなふうにしていくのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

9月30日の住民説明会での保護者の方のおもしろくないという言葉は、本当にそのとおりだと思っております。今後は、年明けてからなので、具体的にもう一度、バスの利用の意向の調査も既にはしていますけれども、また改めてそのところで確認と要望と、こちらでできることについてご説明していきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

大事な子供たちですので、子供たちも保護者もきちっとした対応を求めていると思うので、そちら

辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害公営住宅についてなのですが、そういう窓口の設置を考えているということで、そこはお願いしたいなと思うのです。現在のところ町営アパートとか県営アパート、そういう部分で自治会の設立とかが出てきているのですけれども、最初からの支援が不十分だったために、住民同士がいさかいのような、そういう部分がちょっと出てきて、立ち上げのなかなか難しい部分があるとは思いますが、県のほうの担当の人がやってくれたりしているのですけれども、県はなかなか町民の心がいま一歩わからないので、町としてのそういう立ち上げというのを切に希望しているところです。具体的には、そういう相談とか、自治会の設立とか、そういう分でもやってくれるのか、それはいつごろ設立されるのか、そこら辺ちょっと聞きたいのですが。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

災害公営住宅の自治会組織、こちらについてはこれまでも県及び社会福祉協議会など、各種団体と連携して取り組んではまいりました。

ただ、今ご指摘もございました窓口がどこなのだろうとお迷いになっている向きも確かにございますので、来年度に向けては、今回定例会で機構改革のご提案をさせていただくわけでございますけれども、そのレベルのちょっと下になりますが、係として明確な窓口が設けられないだろうかということで検討している最中でございます。それができましたらば、正直今の役場の仕事の中で、1つの窓口で全てを賄い切れるというふうには実は考えてございません。お年寄り、高齢者の方に向けた施策もあるし、あるいは住宅の管理にかかわる部分もある、そういった全体調整をしながら寄り添ってご相談を受けることのできる体制、そういうことを目指しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

県営と町営とがあるのですが、そこら辺の区切りというか、どちらも見てくれるということによろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

基本的には、山田町の町民でございます。施設がそれぞれ違うというだけでございますので、当然同じように考えたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

今は、県のほうの担当の人がやってくれているわけなのですが、町民は町のほうにお世話していただきたいというところがありますので、そこを重ねてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

基本的に、県の職員の方が一生懸命なさっている、それは私も聞いております。県の方々がひとつスタートの音頭をとってくださっているということは十分評価できるものだと思っておりますので、県が、町がということではなく、一緒になってやりたいというふうを考えておりますので、お願いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

6番木村洋子さんの質問は終わりました。

2番田村剛一君の質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

2番田村剛一でございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、まちづくりの構想について伺います。大規模な土地造成事業もあと2年ちょっとで完成するわけですが、町の全体像はなかなか見えてきません。残された期間で住んで住みよく、見て美しく、歩いて楽しい、そんな町にしてもらいたいと思っておりますが、魅力ある町にするため、どんなところに力を入れたまちづくりを進めているのか、その構想を示していただきたいと思っております。

次に、復興事業の進捗状況についてでございます。復興事業もいよいよ最終段階に入ってきました。そこで伺います。広大な災害危険区域が残るわけですが、ここをどのように利用していこうとされているか。

2番目に、山田地区内に今国道がつくられておりますけれども、この国道の供用はいつごろからなのか。

3つ目、旧前山田病院の建物や土地が残っておりますけれども、今後それらをどのように利用するつもりなのか。

4つ目、仮設住宅の集約化をこれから進めて、恐らく今進めているだろうと思っておりますが、この集約化は順調に進んでいるのかどうか。

5つ目、仮設商店で営業している商業者の今後の動向はどうなっていくのか、この点についてお伺いしたいと思います。

次に、水産業の展望についてであります。サケやアワビなどが不漁だと、そういうふうな状況を聞

いておりますが、そこでお伺いします。この不漁が漁家経営、町の経済にどう影響しているのか。漁協や魚市場の経営に対する影響はないのかどうか。

次に、3つ目、養殖漁業は順調に進んでいると聞いておりますが、がんばる漁業の終了後、漁家経営体系に変化が生じるのか生じないのか。

4つ目になりますが、こうした状況で山田の漁業の将来像を町はどう描いているのか示していただきたい。

次に、教育行政についてであります。そろそろ復興後を見据えた教育のあり方が問われていると思います。前にも何度か伺っておりますが、再度その点についてお伺いいたします。1、全国的に問題になっているいじめ、不登校の本町の実態はどうか。

次に、学校の統廃合を視野に入れた検討を行っているかどうか。

3つ目、町独自の奨学金給付の拡大、充実を考えていないのかどうか。

4つ目、学校給食センターは、建設することになっておりますが、建設計画はどこまで進んでいるのか。

最後になりますが、庁内の機構改革について。現在の行政機構は、復興中心の町機構であります。そろそろ復興後を見据えた機構改革が必要になってきているのではないかと思います。そうしたことについてのお考えがあるのかどうかお示ししていただきたい。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田村剛一議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目のまちづくり構想についてお答えします。復興計画では、1つ、集落の再生を基本としつつ、コンパクトで暮らしやすい町、2つ、豊かな自然を生かし、集落と海、山が一体となった美しい町、3つ、多様な産業が活発に展開する町、この3点の目指すまちづくり構想をお示しして、各種事業を推進してきました。

一例とすれば、陸中山田駅前の津波復興拠点整備事業があります。共同店舗棟、図書館機能を兼ね備えたふれあいセンターはオープンしており、戸建て店舗、郵便局、金融機関等も順次開業することになっています。コンパクトな町並みの形成を目指し、今後もこの構想をもとに各種事業の進捗に努めてまいります。

2つ目の復興事業の進捗状況についてお答えします。1つ目の危険区域の土地利用の進め方についてですが、災害危険区域は1種、2種、3種合わせて228ヘクタールであり、うち買収可能地である移転促進区域は62ヘクタール、さらにそのうち買収済みは46ヘクタールとなっています。ある程度まとまった土地とすれば、山田、織笠、田の浜地区となりますが、現在山田及び織笠跡浜地区の国道周辺

において、土地区画整理事業による産業地整備を進めているほか、田の浜地区の一部では緑地公園事業の工事着手に向けて準備を進めている状況です。これら以外のエリアについては、今後地域住民や企業等の利用ニーズを踏まえた上で、具体的な利用計画及び必要となる事業導入を検討したいと考えております。

2つ目の山田地区内の国道の供用開始についてお答えします。町が国から委託を受けて整備している中央町から境田町までの区間は、車道部分については平成29年1月、歩道については翌月に供用開始する予定です。国施工の北浜町から柳沢までの区間については、30年度の供用開始を予定しているとのことです。

3つ目の旧前山田病院の利用についてお答えします。八幡町の旧山田病院については、東日本大震災以前は旧館部分を解体して跡地を駐車場等として整備し、新館部分は図書館及び文化財収蔵庫展示施設として利用する計画でありました。しかし、震災後は、応急的に金融機関等の仮設店舗などに利用していただいております。現在のところ暫定的な貸し付けを継続しています。震災前とは状況も大きく変わっていますので、今後現在の利用者の皆様の本設店舗等への移転状況などを踏まえながら新たな利用について検討を進めてまいります。

次に、柳沢の前山田病院ですが、現在用地、建物ともに県医療局の所有であり、現時点では町がその利用方法について決定できる立場にないことはご理解願います。町としては、大きな財政負担を伴う形での利活用については慎重にならざるを得ませんが、三陸沿岸道路のインター周辺にあることなどの立地状況から、各種の条件を整えば、町が譲渡を受けて幅広い利活用も可能ではないかと考えているところです。

4つ目の仮設住宅の集約化についてお答えします。各仮設住宅の集約化計画については、平成28年4月1日号の復興まちづくりかわら版で町民の皆様にお示ししております。現在計画に沿って円滑に集約が進むよう戸別訪問を実施しており、引き続き入居者の方々への周知に努めてまいります。

5つ目の仮設店舗で営業している事業者の今後の動向についてお答えします。本設による再開を予定している事業者については、希望する再建予定地の整備ができ次第、補助事業等を利用して店舗の復旧を進めることとなります。また、再建方針がまだ決まらない事業者もあることから、引き続き町商工会や県産業復興相談センターなどと連携し、再建に向けた支援を継続してまいります。

3点目の水産業の展望についてお答えします。サケは、町内魚市場の水揚げ量の約5割、アワビは採貝藻漁業の漁獲高の約6割を占めており、これらの水揚げ量や漁獲高により漁家や漁協、魚市場の経営が大きく左右される状況にあり、町の経済にも大きな影響を及ぼしかねないものと認識しております。

また、震災後、がんばる養殖復興支援事業で共同化により養殖漁家の経営再建を図ってきたところですが、事業終了後のそれぞれの漁家の経営や高齢化の影響などについて、今後の動向を注視していく必要があります。

町内の水産業については、今後も本町の基幹産業であることに変わりはなく、引き続き関係機関と連携し、養殖物の安定的な生産、アワビ等、磯根資源の回復と資源の維持に努めていきたいと考えております。

4点目の教育行政についてお答えします。3つ目の奨学金についてですが、本町には山田町育英会並びに田代英雄奨学資金貸与基金の奨学金制度があります。より利用しやすい制度となるよう、検討を進めてまいります。

5点目の庁内の機構改革についてお答えします。町の行政組織機構の見直しについては、平成29年度から実施に向け、現在準備を進めているところであります。今回の見直しは、復興計画における発展期へ向けた対応と効率的で効果的な行政運営を行うため、組織の統廃合や新設を実施しようとするものであります。ご質問の復興後を見据えた機構改革につきましては、今後の状況等に応じて対応してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

4点目の教育行政についてお答えします。

1つ目のいじめ、不登校の実態ですが、各学校では日ごろからいじめ防止基本方針に基づき、いじめの予防的指導を行っております。現時点で重大事案等は発生しておりませんが、発生した際は迅速に対応し、組織的に指導してまいります。

また、不登校については、10月末現在、小中学校合わせて14名であります。学校、家庭、教育委員会が連携し、子供に寄り添った支援を行っております。

2つ目の統廃合については、今の段階では具体的な計画はありませんが、復興が進む中で子供を取り巻く現状を鑑み、目指す子供の姿や教育環境の充実等、町の教育のあり方について学校や保護者の方々と意見交換する機会を持ちたいと考えております。

4つ目の給食センターについてですが、今年度は建設に向けて情報及び資料の収集等を行っており、各種の調整を図りながら事業実施に向けて進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。2番。

○2番田村剛一議員

再質問します。

まちづくり構想について、先ほど答弁がありましたけれども、総体的にはそのとおりだろうと思っております。ただ、言葉では言われてもどういう町になるかということについては、一般の職員もちろんですけれども、職員の皆さんも聞かればこういう町になるというふうなことはなかなか言いづらいと思っているのです。

そこで、私は抽象的にはなりますが、やっぱり山田らしいと、つまり山田の新しい町ができた、見るに値する、行ってみよう、こういう町にしてみたいなど。言ってみれば、オンリーワンの町とか、あるいは観光立町として、例えば自然が豊かだ、いつかオランダ島の無人島の探検のことも計画されているようだけれども、それだけではだめです。それだけでは人は来ません。山田の町に来て、山田の町を見て、お土産を買って、山田というのはいい町だと、そういうふうになるような町にしてみたい。

それから、観光でなくても私は前に言ったのですけれども、電線の地下埋設を1つの団地でもやってみたらどうか。いずれ何十年か後は、恐らくみんな電線は地下埋設になると思います。ですから、その手本になるような町にしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

山田らしい山田ということを目指して、私たちもどういうまちづくりがいいかということで、今までいろんなプランニングをしてやってまいりました。今田村議員からは、なかなか形が見えない、見えにくいというご指摘をいただきましたけれども、徐々に姿をあらわしつつあって、その最たる例が駅前だろうということで、町長がご答弁をなさったとおりでございます。

その中でも、やはり山田というのは自然に非常に恵まれていると。いつも住んでいる私たちは、なかなか気がつきませんが、ほかから来た方は山田のくらいきれいな海はないというのはよく言われておりますので、私たちは再認識をして、この海を大事にして、豊かな自然を生かしながら、さらに産業も、当然山田湾というのは産業の宝庫でもありますので、そちらも生かしながら、バランスをとりながら、まちづくりは進めていくべきだろうということで計画をしてきたところです。

あと、それからもう一つ、電線の地中化のお話もありましたけれども、詳しくは建設課長の範疇にはなるのですけれども、確かに電線を地中化すれば、すごく町並みはきれいでいい町になります。ただし、当然これはいいことばかりではなくて、リスクもあります。その大きな例とすれば、使い勝手が余りよろしくないということがありますし、あとそれからよくご指摘いただきますけれども、町が暗いので防犯灯をつけてほしいということがあるので、電線の地中化をしますと、防犯灯もなかなか立てられないと。防犯灯は、それ専用の柱を立てなければならないということになりますので、そこら辺も加味して、バランスをとりながら地中化も進めていかなければならないものだというふうに認識はしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

一口で魅力ある町をつくれといったってなかなか難しいのですけれども、できるだけ住んでいる人

たちが外に出ない、むしろ外から人が来られるような、そういう町をつくってもらいたいなど、こう思っていますので、よろしくをお願いします。

それから次に、復興事業についてですが、これは新聞、マスコミでも取り上げておりますけれども、広大な土地が恐らく未利用のまま放置される心配があると。ですから、これは早目にやっぱり対処していけばと言え、なかなか難しいことですが、ここはこうしよう、あそこはこうしようという計画を早く立ててもらいたい。企業が来るかどうかによって決めるのではなくて、むしろ企業に働きかける、そういうふうなこともしてもらいたいなど思っていますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご指摘のとおりでございます。よく鶏が先か、卵か先かという議論にはなるのでございますけれども、企業さんとすれば、先ほど来田村議員のほうからご指摘があるように、形がしっかり見えて、地盤づくりというか、土地づくりがしっかりできていないと、なかなか手を挙げていただけないという実情もございまして、整備する側から言わせていただければ、来る企業さんが決まらないままでは、整備をするといってもお金がかかる話になります。それについては、いろいろ復興交付金とか活用をしながら、町としても財政出動は余り大きな金額にならないような形で整備を進めたいとは考えておりますけれども、それもやはり来るという、100%ではないにしても、かなりの確率で企業さんが来るということでなければ、それも認めていただけないというジレンマがあります。その中でも高度利用が見込める、先ほど町長答弁したとおり、山田地区であるとか、あるいは織笠の国道周辺に関しては、区画整理事業ということで大きな区画の土地をつくり、来る準備を整えて来ていただきたいと。内々には、いろいろ声をかけていらっしゃるのですけれども、なかなか100%オーケーというお返事はまだいただけない状況にはございまして、これからもいろいろお声がけをして、ぜひ来ていただくように努力は続けてまいりたいと思っております。

それから、織笠地区の区画整理につきましては、地元の方々からも使いたいと、自分たちの産業活動として使いたいというご要望も承っておりますので、それらの声も聞きながら整備を進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、田の浜地区に関しましても、防災緑地公園のことはご回答差し上げましたけれども、いわゆる低地につきましても漁業者の方々も使えるようなら使いたいという、一部そういうお考えもあるようですので、これから相談をして、ぜひ使っていただくよう、町としても最大限のことはしていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2 番田村剛一議員

いろいろ苦勞あると思うのですがけれども、実は織笠のあそこの区域、広い区域ができましたけれども、これがいいのかどうかわかりませんが、例えばあそこを運動公園みたいにして、織笠の人たちだけが使う施設ではなくて、あそこはもう国道からもすぐ近いものですから、多くの人たちが利用できるような施設というものを考えたらいいのではないかという思いもしております。参考にしていただきたいと思います。

それから、私たちが山田地区内の国道と言えば、大体柳沢の高規格道路からこちらの境田までを言うのですが、30年度に完成すると。ということはどういうことかということ、橋も30年度にできると、そういうふうに理解してよろしいかどうかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

新しい宝来橋についても平成30年度の予定というふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2 番田村剛一議員

山田は、まだ国道が整備されていないために、一番復興の状況が見づらい。私この前、おきている、おきているという大槌に行ってきたら、国道だけはさっとできていまして、その脇にうちがぼつぼつと出てきているのです。そうすると、何となく町のイメージというのは出てくるのですが、山田の場合国道が、3回目でしょう、ここ変わるのが。その辺をよく考えながら国道を早くつくっていただきたいと、こう思っています。

それから、山田病院の部分ですけれども、建物を利用する場合には古くならないうちに、やっぱり利用できるようにしなければならない。いつまでも利用価値があると言いながら放置してはならないのではないかと。だから、今のうちに、復興が終わらないうちに、難しいのですが、やっぱり県との話を進めていくことが必要だと。

それから、こういうことを旧山田病院で言われました。あそこの建物は、アスベストを使っているのではないかと。そこで、住宅が戻ってから解体されるようなことになると大変だ。だから、もし解体するならば、やっぱりうちが建たない前に解体してほしいと、こういうような要望がございました。私もアスベストが含まれているかどうかわかりませんが、その辺について考えを示していただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

ただいまのご質問は、八幡町の旧山田病院ということですね。あちらのほうについては、町長ご回答申し上げたとおりに、当初は古いほうの建物は取り壊す、新しいほうの建物、今銀行さんたちがお使いになっている、あそこについてはリフォームをして使おうということだったわけでございますけれども、そのとき想定しています図書館としての利用は、今駅前にそれなりの機能を持った新しい施設ができたということなどもございますので、もう一度一から検討し直そうという考え方でございます。

建物の旧館部分については、今アスベストのお話でしたが、ちょっと今手元に確たるものがございません。あそこをもし建物解体するとすれば、結局全体的な利用計画が決まらないうちはなかなか着手もできないですし、ご承知のとおり今日の前の盛り土の工事が進んでいるということでございますので、それらの工事の進行状況を見ながら、今議員おっしゃっていただいたご意見件も参考とさせていただきながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

仮設住宅の集約化が順調に進んでいるか。進んでいるかどうかというのは、まだ具体的に集約されたという部分はないと思うのですが、中にはここから動きたくないという方もあるかもしれませんし、どこに行ったらいいかわからないという方もいると、前にはそういう話もありましたけれども、そういう方はどのぐらいおられるのでしょうか。

それから、最近住宅に入っている方の話で、こういう人がいました。柳沢には、県営の住宅が建つたと。そうしたら、あその擁壁が崩れて、そしてコンクリートが相当傾斜したと。それ見たら、行きたくなくなったという方がいました。これは特殊な人でしょうけれども、でも住宅というのは安全でなければならないし、そういう印象を持たせないような形で集約化を進めていかなければならない。どこかはやっぱり残すことになると思うのですが、そういうことをできるだけ早くして、どうしても移らない人はとりあえずここにというふうな計画とか話はないのでしょうか、その辺お伺いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

まず、1点目の仮設に住んでいて、意向が決まらない方がどれぐらいあるかということでございますけれども、正確な数字はちょっと把握できかねておりますけれども、まだ十数名いるという状況でございます。

あと、仮設にそのままできれば住みたいという要望の方も数名ございますけれども、そちらの方もできるだけ次の災害公営なり自力再建に向かうように努力してまいりたいと考えてございます。

次に、県営住宅の擁壁が崩れて危険というか、不安だということでございますけれども、擁壁が崩れたわけではございません。ただし、擁壁が地盤の影響で斜めになったのがありますので、県のほうにも状況は説明いたしまして、今後検討するように要望しているところでございます。

3点目でございますけれども、最終的に集約進めていく中で、一応町有地の中で、最後には当然災害公営住宅なり自力再建という方向で進んでいきたいとは考えておりますけれども、とりあえず最終的な集約に関しては、町有地の中で1つとか2つとか、そういう中でとりあえずそこに住んでもらうという考えも検討しておりますので、今後詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

それでは次に、仮設商店で経営されている方がたくさんあって、相当の方がいると思います。あそこで今何件営業して、そして今新しく店をつくっている方がいますよね、その方が今何件いるのか。そして、何件はいずれ移る計画だと。中には、営業をどうしたらいいかなと言っている人もいます。それによって町並みというのですか、町の商店街というのもちょっと変わってくるのかなと、こう思いますので、わかったらその辺をお伺いしたい。

そして、あそこを一応都市計画として最終的にかさ上げする、それはいつごろなのか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、今の中小機構の仮設に入っている方、あるいは境田地区の仮設施設に入っている方、合計しまして約120事業者ほどございます。その中で、明確に再建を予定しますというふうなご回答をいただいている方が60事業者ほどになります。また、再建を希望している、検討しているという、やや前向きな方が36事業者ほど、残りしました27事業者ほどの方は廃業を考えている、あるいはまだ将来のめどが立っていないというような方々というふう聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

仮設店舗に入っている人たちの本設の移行時期ということですが、区画整理事業、かさ上げしている部分については平成29年度に完成する予定で進めております。ですので、完成したときに本設に移行してもらうという形になろうかと考えております。境田地区にある仮設につきましては、そこに入

っている入居者さんについては、29年度ですから、30年4月からは本設で建物をつくってくださいと。本設が完了したら、今度境田の仮設店舗を撤去しまして、その部分も整地してお返しするというスケジュールで考えております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

120戸のうち60から90の方々は、できれば再建したいというふうな希望を持っておられるようですが、相当の数です。この方々は、新しい商店街をつくるのではなくて、個々に自分で土地を見つけて、個々に店をつくっていくのでしょうか。それとも、何か町のほうで新しい商店街というものを考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

再建を予定している方々につきましては、商店街という形ではなくて、それぞれ自営して商店を起こす、あるいは一部共同して店舗をやる方もおるかもしれません。また、事業所のような方々もおります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

そうしますと、一応中心部の中心街というのか、商店街というのは、今ある新生山田協同組合と、それから駅前あのグループ、あとは自分でぽつぽつと建てていくと。そうしますというと、商店街というのは、今できているあれで大半だと、こういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

商店街という意味では、町なか再生区域内に戸建て店舗の商店街ができるような形にもなります。いわゆる個々の店舗でございますけれども、それが道路沿いに複数並んで商店街を形成するというような商店街もございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

いずれ歩いて買い物ができる、あるいは店を見ながら歩けるような町にしないと、これは郊外店み

たいになって、大きなものだけが残って、あとは潰れていくということになりますので、そういう点での配慮もお願いしたいと、こう思っています。

では次に、水産業ですけれども、前の方の質問の中に、漁協や魚市場は3年間黒字だという話をちらっと聞きましたけれども、不漁で黒字ということは、普通は考えられないのです。どうして不漁で黒字になるのか。そして、その黒字はこれからも続く可能性があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、1問目でございますけれども、不漁なのにどうして黒字なのかということでございますけれども、サケが不漁になったのは昨年からでございますけれども、一昨年及び4年前ぐらいまでは、まだサケも震災前ほど回復はしておりませんが、ある程度水揚げが確保された時期がございました。それで黒字になったわけでございますけれども、ことしの状況を見る、あるいは山田魚市場の状況を見ますと、27年度は単年度収支で赤字になっているというような状況もございます。

また、この状況が引き続き今年度以降も続くのかということでございますけれども、ご存じのとおり、議員からの通告でもございます、サケの不漁も2年連続で続いてきておりますので、なかなか水産業を取り巻く状況は厳しいものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

私は、前までは毎日のように魚市場に行ってみ学していたのですが、最近はこちらを遠くしてございますけれども、聞くところによると、魚がとれないと。養殖のほうは、何とかもっているのですが、恐らく漁協の黒字の中にはがんばる漁業の形での手数料とか、いろんなのがあるのではないかなと、こう思うのです。ですから、がんばる漁業が来年の3月で終わるのですか。そうになると、漁協経営も厳しくなっていくのではないかなという思いがしているのですが、いかがですか。

同時に、がんばる漁業をやめることによって、経営体は、組合員等も減っていく可能性もあるのですが、その辺はどうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

まず、来年の3月でがんばる養殖、漁業が終了するわけでございますけれども、経営会計ということにつきましては、収入の部分、あるいは高齢化などによる部分などについては、今後も注目してい

かなければならないというふうに考えております。

また、がんばる養殖復興支援事業につきましては、養殖漁家の早期の復旧を目指すことも目的でございましたので、例えばがんばる養殖が終わったから、もう事業もやめようという人は今のところ聞いておりませんが、経営規模を縮小するとかというような漁家は出てくるかもしれないというふうに伺っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

いずれ就業人口は、漁業者は減少していますが、基幹産業という位置づけは町では変わらないわけですね。今の話を聞くと、高齢化なども注目していくと。注目と言わないで、それに対してこうしていくというふうな、あるいはこうしたいというふうな施策を持っていかないと水産業は大変です。そう思いますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議員おっしゃるとおりだと思います。そのために、今年度からでございますけれども、漁業就業者の育成協議会という組織を立ち上げております。内容につきましては、漁業後継者の育成、あるいは町外からの漁業就業者の確保などを主な目的としておりますけれども、ただ単に漁業者をふやすという目的に限らず、町内の子供たちについての体験機会を提供したりですとか、漁業を体験させることによりまして、少しでも後継者の育成を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

漁業後継者の育成について、これは国から1人当たり10万出るのかな、そのように聞いています。ただ、10万だけではだめだから、だめと言えは変ですけども、あとの足りない部分は、いわゆる受け入れた方が払っていくと。そのために、山田町ではなかなか後継者事業がうまくいかないというふうなことを聞いています。今そういう後継者事業の資金を使って、どのぐらいの方を後継者事業で受け入れているのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

この事業自体は、今年度から主な活動を開始したわけでございます。ただ、前年度から豊かな浜の

担い手育成とか、そういった事業は引き続き継続してきたわけですが、いわゆる全県あるいは国を挙げて後継者の育成に取り組んでいこうというような形で、町もこの協議会を策定したものでございます。

それで、今までの実績でございますけれども、新たな町外からの新規漁業者の定住実績につきましては、過去、昨年度までで3名の方が移り住んで、定住して頑張っているというようなことでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ぜひその3名の方が山田に定住して、後継者として山田を支えていくように、漁業者はもちろんですが、町のほうでも取り組んでいただきたいと、こう思っています。何といても山田から水産漁業が消えては、町から火が消えたと同じようになりますので、よろしくをお願いします。

教育行政に入ります。先ほどの説明では、問題になるようないじめはないというふうなお話ですが、私気になるのが14人の不登校生なのです。実は、この不登校の中にいじめらしいものが含まれているのではないかと、こういう点を心配するのですけれども、これはないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今各学校のほうから毎月報告のほうをいただいておりますところなのですが、いじめがもとになって不登校に陥っている、学校になかなか来られないといった事案は、今のところ報告はないところでございます。

それで、そうした事案がありますと、これは重大事案ということの取り扱いになっていくのかなというふうに思いますので、しかるべき対応をとっていく形になると思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

いじめが原因ではないと。ただ、帰ったときにいろいろな問題が起きることがあります。重大事案にならない前に対処していただきたいと思えます。

それから、学校の統廃合については、確かに今復興途中ですので、先は見えないです。でも、もう誰がどこに住むかというのは大体決まっています。復興が終わってから考えますよでは遅いと思えますし、今度は国の補助金も違ってくるのではないかとというふうに思いますので、するしないは別

にして、やっぱり検討を進めていく必要があると思うのです。それについてはいかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

前回もご答弁したように、今学校に入る子供たちの数がまず減ってきている、そして復興に伴う教育環境も大きく変わっていると。ですので、統合そのものについて話し合うというのは、まだ難しいかなと。ただし、その状況を鑑みた取り組みも始めなければならないというふうに認識しております。

それで、年明けですが、PTA連合会のほうと連携しまして、各学校のPTAの代表さんがどんな考えをしているのか、子供たちに今後山田がどんな教育環境を与えることを考えていかなければならないのか、それを本年度中には一度話し合う機会を持ちながら、先ほど田村議員がおっしゃるような形で、来年、再来年と進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

それでは、奨学金のことについてお伺いしますが、私は高校でも大学でも行って、帰ってきて、山田に来て就職するような生徒、学生には返還を猶予すると。つまり給付型の奨学金をやって、山田の人口を支えるというふうな方策も必要なのではないかと思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

奨学金につきましてですが、ことし大学の分、山田の奨学金に申し込んだ子供たち4名おるのです。去年、その前を見ると2名とか3名だったのですが、ことし定員全部を満たす数。やっぱり子供たちも、復興する町の中から力をつけて勉強したいという気持ちがすごく高まってきているということを感じておるところでございます。今議員がおっしゃるような給付型、または人数をこれからどのくらいふやせるかわからないのですが、そうしたところを今検討に入る段階だと思っておりますので、今後総会、理事会等の中でも話題にしながら、新しい奨学金のあり方についてはぜひ積極的に考えて進めたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

ひとつよろしくお願いします。

それから、学校給食センターですけれども、いいものをつくると。私たちもいい給食センターがあれば見学に行っています。山田の給食センターはすばらしいぞと、だから行ってみようというふうなセンターをつくってもらいたい。そのためには、にわか大工ではだめなのです。2年でも3年でもかけて検討してやっていきたい。だから、もう来年度からそういう検討委員会等も立ち上げてもらいたいと思うが、いかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

全くそのとおりであると私も思っております。前回のこの議会におきまして、町長のほうから任期中に建設までやるというしっかりとした明言がされてございますので、本年度は前回着工するまでにいった実施設計、こうしたものがどこまで使えるのかといったことも含めながら、本年度中にそうしたことを少し材料を集めながら検討したい。来年度の中では、できれば実施設計等々についても明らかにできるように進めたいということで今準備を進めております。もう少しお時間をいただければと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

最後になります。機構改革ですけれども、これは復興を見据えた機構改革、今考えていかないと。だから、どこの自治体に聞いても、復興後に働く場所がなくなるから、何とか企業を誘致しようというので、そうした部課をつくって働きかけているところもあるのです。その辺を考えているのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

復興後を見据えた機構改革というのは、頭にはございますし、そのようにしていかなければならないものと思っておりますが、現状では今回の機構改革、今議会に諮るわけでございますが、その中で復興事業も窓口の一本化等、さまざましなければならぬ問題を踏まえつつ、復興企画課という新しい部署をつくりますので、この辺でも将来を少し見据えながらという、今ちょうど中間点と申しますか、そのあたりの変わり目の部分の機構改革であるということをご希望したいということでございます。まだもうちょっと山田、新しいリニューアルまでは時間がかかるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

2番。

○2番田村剛一議員

山田の将来というのは、役場にかかっています。職員が一丸となって新しい町、すばらしい町、そして元気を出そうと、こういうふうにしていけば、必ず町民もそれに倣って元気を出していきます。そういうふうにして町と町民が一体になって、これが新しい山田町だと、そういうのをつくってもらいたい。

以上、要望して終わります。

○議長（昆 暉雄）

2番田村剛一君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を議題とします。

請願文書表朗読。

○議会事務局長（白土まさ子）

請願文書表。付託年月日、平成28年12月13日。受理番号、請願第1号。受理年月日、平成28年11月30日。件名、農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願。請願者の住所及び氏名、滝沢市鶴飼向新田7-76、新岩手農業協同組合代表理事組合長、久保憲雄。請願の要旨、1、農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合原則を無視した不当な介入は行わないとともに、現実的ではない事業・組織の見直しを強要しないでほしい。2、指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性を踏まえ、酪農家が営々と努力を積み重ね、つくり上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにしてほしい。紹介議員氏名、菊地光明、阿部幸一、坂本正、吉川淑子。付託委員会、産業建設民生常任委員会。

○議長（昆 暉雄）

ここでお諮りします。

請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願は、お手元に配付の文書表により産業建設民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は産業建設民生常任委員会に付託することに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時23分散会

平成28年第4回山田町議会定例会会議録（第2日）						
招集告示日	平成28年12月 8日					
招集年月日	平成28年12月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年12月14日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年12月14日午後 1時35分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部幸一	○	8	関清貴	○
	2	田村剛一	△	9	阿部吉衛	○
	3	佐藤克典	○	10	坂本正	○
	4	黒沢一成	○	11	菊地光明	○
	5	田老賢也	○	12	山崎泰昌	○
	6	木村洋子	○	13	吉川淑子	○
	7	尾形英明	○	14	昆暉雄	○
会議録署名議員	12番 山崎泰昌		13番 吉川淑子		1番 阿部幸一	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	白土まさ子		書記	鈴木廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤信逸	○	国保介護課長	甲斐谷芳一	○
	副町長	甲斐谷義昭	○	健康福祉課長	菊池ひろみ	○
	副町長	鈴木裕	○	建設課長	川守田正人	○
	技監	山下真徳	○	建築住宅課長	佐々木政勝	○
	総務課長	花坂惣二	○	上下水道課長	佐々木達彦	○
	総務課主幹	倉本收郎	○	消防防災課長	上沢隆	○
	企画財政課長	上林浄	○	教育委員長	山崎喜六	○
	復興推進課長	沼崎弘明	○	教育長	佐々木毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆秀樹	○	教育次長	箱山智美	○
	農林課長	古舘隆	○	生涯学習課長	白土靖行	○
	水産商工課長	佐々木真悟	○			
	町民課長	中屋佳信	○			
	議事日程	別紙のとおり				
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第4回山田町議会定例会議事日程  
(第2日)

平成28年12月14日(水) 午前10時開議

- 日 程 第 1 一般質問
- 日 程 第 2 報告第19号 公用車事故(物損事故)に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告  
について
- 日 程 第 3 議案第118号 行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
- 追加日程第 1 請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願(委員長報告)

平成28年12月14日

平成28年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。  
参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君であります。  
なお、議会事務局職員の議場内の機械操作研修を許可したことを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

次に、日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として請願の委員長報告1件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

それでは、12番山崎泰昌君の質問を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

12番、政和会所属の山崎泰昌です。壇上より質問いたします。

まず最初、斎場についてであります。新斎場をつくることになりました。震災後、ペットとともに生活を送る人がふえたと感じております。ペット用の火葬炉も整備するべきではないか。なぜならば、今後増加が予想される野生鳥獣の死骸処理にも対応できます。何より飼い主にとっては、一般廃棄物として処理されるのは受け入れられないと思います。所有地に埋葬すれば済むことですが、においの

問題もあり、現状でも将来的にも厳しい状況であると思われます。また、山や海で処理すれば廃棄物の不法投棄となり、犯罪となります。町民福祉、環境衛生上、必要ではないでしょうか。

2つ目は、住民サービスについてであります。その1つ目として、議会では開かれた議会を目指し、活動しております。議員内でも将来的にはインターネットを使って各家庭に議会中継をしようとする意見もありますが、近々にできそうもありません。

そこで、今できることとして、現在4階と5階だけで流している議会中継を全庁舎に流してはどうでしょうか。来庁者で興味を持った人は聞いてくれると思いますし、場合によっては議場まで足を運んでくれるかもしれません。職員にとっても町全体の課題等を聞くことができると思いますが、町の考えはどうか。

2つ目、当町は以前から長寿祝金を高齢者の方に贈呈してまいりました。それと同じような考え方で、子供を産み育てている家庭にも配慮があってもよいのではないのでしょうか。他の自治体にはない制度を導入すれば、子育て世代が山田に住み続けるし、転入者もふえてくるのではないのでしょうか。

3つ目、毎年盛大に喜寿を祝う会が行われております。多くの方々に祝福されることが高齢者の方々の励みになっているのではないかと思います。

そこで、記念となる日を祝うとともに、長年のご労苦に対し敬意を表するため、町主催で実施していた金婚式を復活させてはどうでしょうか。

4つ目、27年度決算によると、町たばこ税が予想より2,000万ほどの増収となった。その財源の使い道を尋ねます。

以上、壇上よりの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

ただいまの山崎泰昌議員のご質問に答えさせていただきます。

1点目の新斎場へのペット用火葬炉整備についてお答えします。近年家族同様に生活をともにしたペットが亡くなった際に火葬を希望する方もおり、新斎場建設庁内検討委員会でもペット用火葬炉の併設について検討をいたしました。火葬を希望される方は宮古清掃センターの小動物専用焼却炉や近隣のお寺及び専門業者を利用して予想される利用件数や費用対効果等を勘案した結果、新斎場への併設はしないこととしました。

ペット用火葬炉の単独設置につきましては、今後ペットの飼育世帯率等の動向を見極めながら判断する必要があると考えております。

2点目の住民サービスについてお答えします。1つ目の議会中継については、町民に開かれた議会運営のみならず、開かれた町政運営、住民サービスの向上の観点からも意義あることと認識しております。ご質問にある役場庁舎の一部で行っている議会中継を全庁舎にということですが、現在

の放送設備には場所を選択して放送する機能はなく、老朽化により音量も調整することができないといった問題があります。窓口での相談業務や各種会議などへの配慮も必要であることから、今後検討してまいります。

2つ目の子供を産み育てている家庭への配慮についてお答えします。子育て家庭に対して配慮することは重要であり、町では平成27年度から児童生徒の医療費助成の拡大や特定不妊治療費の助成を行い、子育て世代の経済的支援を行っているところです。また、15年度から3カ月児健診にあわせてブックスタート事業を行い、絵本のプレゼントや読み聞かせ、子育てサービスの情報提供を通して子育て支援を推進しているところです。

3つ目の金婚式の復活についてお答えします。金婚式は、敬老会と一緒に各地区で実施しておりましたが、行政改革の一環として平成16年度で廃止し、17年度から喜寿を祝う会を開催しています。ご夫婦の長年のご労苦に対して敬意をあらわすものでありますが、家族形態もそれぞれ異なる場合もあり、そうした方への配慮から、町による金婚式の復活は考えておりません。

4つ目の町たばこ税の使い道についてお答えします。町たばこ税は、目的税ではなく、普通税に分類されており、町民税や固定資産税と同様に使途を特定されない一般財源ということになります。したがって、予算編成上はその使い道を特定しておらず、貴重な自主財源として各種施策に充当し、町政の運営に活用しております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

まず、1点目、斎場についてであります。これは、全員協議会でも説明を受けました。そのときの答弁、金額が高くて手をつけられないということでしたが、今回のこの答弁書もそういう内容で受けとめていいのですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

山崎泰昌議員の質問にお答えいたします。

火葬炉については、斎場のメインとなる施設でございますので、斎場建設に当たっては最初に炉を何基設置するののかというのを決めないとならないです。それで、あわせましてペット炉もどうするかということを検討したわけでございますけれども、金額についてはそのとおりなのですけれども、そのほかに検討委員会の中ではペット炉、ペットの火葬を希望する人は買い主の責任でやるべきではないかとか、あとは人を火葬する場所で犬や猫も火葬するというのは心情的に嫌だという人もいるのではないかと、あとはペットを飼っていない方が多いので、一部の方のために経費をかけてやる必要はないのではないかと、炉の金額だけの問題ではなくて、そういった意見が出て、結論としてはペ

ット炉は設置しないというふうになったということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

全協のときもそういう議論はしました。全協のときも言いましたが、火葬、斎場本体に設置するのではなく、別に外づけでいいのではないかとということまで言いましたよね。その結果、7,000万かかるというふうな話でした。この7,000万は、確かに巨大なお金です。巨額です。しかしながら、私が調べた結果は、外づけであれば五、六百万でできるはずですよ。そこまで担当課として調べましたか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

確かに火葬炉ではなくて小型焼却炉のメーカーのものであれば、炉の値段は700万から1,000万ぐらい、炉単体の値段で設置するのも、それぐらいの金額もあるようでございますけれども、新斎場に併設あるいは新斎場の敷地内にペット用火葬炉を設置するとすると、人体炉と同じように火葬するに当たっては無煙無臭が絶対条件ということになりますし、悪臭防止法、大気汚染防止法、ダイオキシンの関係など、公害関係の対策についても同じ水準でなければならない、地域住民の方の理解もいただけないものと考えます。したがって、ペット炉、45キロぐらいの大型犬も焼却する炉となると、人体炉と同じ構造、基準でないとならないというような形で、結局は人体炉の専用メーカーの炉を採用しなければならないということでございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の答弁にちょっと反論させていただきますけれども、宮古広域にある小動物を焼く炉、あれは何の規制もないはずですよ。50キロ近い犬だって焼けるはず。今の答弁は、ちょっと違うと思います。しかも、現在ある小動物を処理する機械は、無煙無臭、こういうのだってできている。しっかり調べないでそういうことを言われると、全協のときも7,000万という金額を聞いて、では諦めるかと、議論が進んでいかない。余りいい言葉ではないけれども、行政の無謬というのがある。行政が言ったことは、あらかた間違いはないのだ。議員と執行部となあなあはまずいけれども、それなりの信頼関係がなければ議論が進まない。過日、そのために2つも問題ができています。議長、こうやって間違いとは言わないが、調査不足の答弁をされて、議会として、はい、そうですかと引っ込むわけにいかない。これについては、町長からちょっと俺は答弁をもらいたい。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

私は、この庁内の検討委員会の委員長を務めましたので、町長の前に私からお答えしたいと思えます。

全協でのやりとり、その後の情報等で私もいろいろみずから調べて勉強をいたしました。まさに山崎議員のおっしゃるとおりの情報が出ておりました。

そこで、地域の住民に説明会をして無煙無臭の斎場をつくりたいということで、地域の住民には斎場一本で説明して了解を得た経緯がございます。そういうことがございます。ただ、今12番議員がおっしゃっていることもいろいろ私の腑に落ちるところもありますので、斎場とは別に、さらに検討委員会で集めた新しい情報で検討をして、一体ではなくて、少し離れた場所とか、いろいろそういうふうなアイデアを出して、住民の意見と議会の意見とを聞いて検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今後の方針としては納得しました。

現状として、ペットと同居する集合住宅、団地、つくりましたよね。結果として、そこは人が入り切れなかった。では、その人たちのペットが死んでしまったときには当然自己責任でやらなければならないのですが、ここにも書いてあるとおおり、近隣の専門業者とかお寺とありますが、私これ1件しかわからないのですけれども、町サイドでは何件ぐらいあるかというのは把握しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

ペットが亡くなった際の火葬については、町のほうに狂犬病予防の関係で獣医さんがいらっしゃるので、獣医さんにも確認しましたが、まずペットが亡くなって、それを火葬したいという方は、宮古清掃センターの小型動物焼却炉、収骨したい場合は事前に連絡をして収骨をしたい旨伝えて火葬していただく。

あとは、宮古の常安寺のほうでもペット専用の火葬をするということですし、供養もする。

あとは、釜石のちょっとお寺は名前わかりませんが、釜石のほうでもやる。

あと盛岡のほうのペットの業者、名前はちょっとわかりませんが、そちらのほうでも火葬、葬祭をするということで、獣医さんのほうではペットが亡くなって火葬、収骨したいという方については、その辺を紹介しているということでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

ここに、質問にも書いてありますとおり、野生鳥獣の死骸処理というのも私はちょっと心配しているところです。今のところ鹿とかハクビシンとか、そういうのは出てはいませんが、今でも道路にはたまにそういう犬猫の死骸があります。そういうのは町道ですから、町道だったら町で処理する。それをある業者に委託してやっている。1件でも2件でもそういう事例があります。1体を宮古まで運ぶとか、ちょっとそういうのはロスが多過ぎるのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（中屋佳信）

犬や猫、あと道路等で回収されるタヌキやキツネ等の野生動物の死骸については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で一般廃棄物として位置づけられております。それなので、そういった一般廃棄物としての処理をしなければならないということで、町のほうでは基本的に死骸があるというふうな通報が来た場合は、環境衛生上よろしくないので、すぐ職員が行って回収する、あるいは職員が行けないときはシルバー人材センターに委託していますけれども、回収していただいて、役場の地下に大きな冷凍庫を置いていますので、そこにストックしておいて、ある程度たまったときにまとめて清掃センターのほうに持っていくというふうな処理をしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

よく報道とかでもペットを我が子のようにとか家族のように扱っていくという風潮が今あります。そこいらも配慮して今後の検討に期待したいと思います。

2点目ですけれども、住民サービスの、まずは放送に関してです。ちょっとこの答弁書でびっくりしたのは、場所も選択できなくて、老朽化により音量も調整することができないと。こういう庁舎自体の不備とは言いませんけれども、欠陥があるの、これは迅速に直して、これを反対意見みたいなことで使わないで、直すべきは直す、それからちゃんと検討するべきではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

おっしゃるとおりであろうと思います。まず、今回議員さんからの質問を受けて庁議等でもいろいろ検討したわけですが、その中で全館一斉放送を流すとなった場合に、例えば会議室で重要な会議が行われている場合、あと相談業務等で町民の方が来られている際に、ボリュームコントロールができないとうまくないということが出されました。まず、役場40年たって古いわけでございますので、議員おっしゃるとおり、改修は必要だというのはそのとおりでございます。そういうこともございましたので、まず前提条件はそのことを解消するのが一番先ではないかということでもございました。

ちなみに、昨日議会のときに全館放送をして、それでボリューム調整がきくかどうか、担当のほうで調べたところ、やはりボリューム調整はきかないということでもございましたので、現在業者のほうに見積もり等を依頼しているところでございます。

おっしゃるとおり、この部分に関しましては、議会の皆様のご意向ということであれば、町のほうとしてもその部分に対応してまいりたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

これは、単なる私個人の意見でありまして、ただ現実を鑑みますと議員報告会をやっても、我々が出向いていっても人に集まっていだけないという現実を踏まえて、だったらば庁舎にいらっしゃった方には耳ざわりでない程度に聞いていただくこうという発想でありますので、そこはわかりました。

次は、長寿祝金に関連してであります。当町では、しばらく前から長寿祝金を贈呈してきました。確認のために、この趣旨は、それをもう一回伺いたい。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

長寿祝金ですけれども、88歳の方を対象に祝金として出しております。これは憲章条例で、長寿の方の長生きをお祝いするという趣旨で行っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

それでは、100歳になった方のはこれと同じ趣旨かな。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

100歳の方のも同じ趣旨ではありますけれども、100歳の場合は10万円のお祝金を出しております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

当町でも医療費の助成など新たにやった施策はあります。ただし、ほかの先進事例を見てみますと、高卒まで医療費全額助成とか、保育料、一時保育、放課後児童クラブ、これはおやつ代も含めますけれども、完全無料とか、あとは給食費の完全無料、これを3本の柱として支援を行っているという自治体もある。こういうふうな事例に対して、では町として、これはこれなりに評価はしますが、もう一步踏み込んで出生率が1.5がいいところの現状から考えてみたら、3人目のお子さんができたら、端的に言えばお祝金みたいなのも上げてもいいし、そういうふうな発想があっても私はいいと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

山崎議員さんがおっしゃるとおり、全国的に見ますと祝金出しているところというのも承知しております。それについては、まず今後の検討にはなると思うのですが、現在の段階ではお金ということではなくて、答弁に書いてあるように、3カ月健診のところで子育てについて心のケアをしながら子育てを支援していく、周りの環境を整えていくということでやっていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の課長のお話では、既存の町内の方しかわからない、そういうサービスです。では、それをどういうふうに発信しているのか、これが1点目。

外から人を呼ぶとなると、違うほかの地域にも知らしめるような施策が必要だと思うのです。だから、私はここで声を出したのです。そこについてはどう思いますか。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

今やっているサービスは、確かに発信しているのは町内だけということになります。今後町外にも発信するとなりますと、例えばホームページ等で山田で行っている、今でもまずホームページでもお知らせはしておりますけれども、もっとはっきりわかりやすいような形での発信方法は検討していかなければならないと思っています。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

だから、そこで、ちょっと申しわけないのだけれども、いかなければならないというのが悪い。もう支援をするというふうに施策でうたっているのだから、やらなければだめなの。そこはもう一回答弁いただければ。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

山田町での子育て支援について、もっと周知する形を図ってまいりたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

たばこ税ですが、これは27年度だけではなく、26年度も増収でありました。なぜこれを持ってきたかという、この答弁書にも書いてありますとおり完全な自主財源です。先ほど健康福祉課長は、お金の問題ではないと言いましたけれども、これを使うか、ほかにもいろいろ使い道はあります。いつも言いますが、このようにふえている、だったらば利用者にも少し還元しなければならない。というか、ちょっと済みません、今のは訂正します。還元ではなく、利用できるような施設みたいなのが必要だと思うのです。現実として体に悪いのはわかっている、このぐらい大勢の人がたばこを吸っているわけです。だったらば、町のことを考えたらば、今の流れからいってきっちりとした分煙設備とかをつくったほうが喫煙者、あと非喫煙者の方々にはいいのではないですか。健康被害も防げるし、またたばこを吸う人も周りに気兼ねなく吸える。私は、そう思いますけれども、どうでしょう。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

財源の関係もございますので、私のほうから回答をさせていただきます。

たばこ税につきましては、本当に非常に貴重な財源ということで活用をさせていただいております。以前は、愛煙家という言葉がございましたが、最近愛煙家となかなか言えないような状況にはなっております。

今議員ご指摘の分煙をきちんとしてあげれば、おっしゃるとおりだと思います。私もたばこをたしなむ者とすれば、できるだけ快適な環境をと思うわけでございますけれども、最近近々の報道等によりますと、残念ながらたばこのみには厳しい環境にある。つい先ころの新聞報道によりますと、2020年の東京オリンピック、これに向けた、いわゆる受動喫煙、この対策をもっと強くしろということが世の中で言われております。厚生労働省では、今まで努力義務であった分煙というものについて、罰則規定も設けるといったような情報もございます。公共施設は、全面禁煙だというお話もございます。

全面禁煙ということは、分煙ではないので、スペースがあってもだめだということになります。今現在そういう状況でございますので、非常に私としても興味を持ってそれらの情報をウオッチしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の課長が言ったとおり、確かに箱物の中はもう全面禁煙だというふうなニュースは私も存じております。だからこそ当町にすれば、このぐらいの需要があるのだから、それに応えなければだめでしょうということです。ましてや、今から新しい商店街、飲食店、これができてくるわけです。町内にこのぐらいの需要があるのだから、そこの一般の商業者、その人たちに、ではこういう分煙の設備をつけたほうがいいのか、だったらば自主財源をもって少しは補助を出しますよ、そういうふうな施策もあると思うのです。町長、これは私は町民感覚だと思うのですけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

この質問は、いつぞやの折にもご質問いただいたというところでございます。そのときに私が申し上げたことは、震災間もなくのころに1億ぐらいあったものが、震災前ぐらいですか。今は1億4,000万ぐらいにたしかになっているのだと思います。そういうふうにあふえているということの要因というものは、もう皆様方膾炙しているとおりでございますが、工事関係者に非常に来ていただいている、男性を中心に来ていただいているということで、一時的な増収になっているということだと私は考えております。

そのような中で、今分煙という、たばこの吸い過ぎには注意しましょうと、こういうふうな中において、確かに全てそういうような施設があればいいわけでございますが、それを一体どこにつけるのか、どういうような場所がいいのか、どういうところが利用者が一番利用しやすいのかというようなことになろうかと思えます。分煙のところでの公共施設での禁煙という中において、その費用を使って、自由に使える財源というものを使って、そのようなものをつくる効果というものなかなか見えてこない。それ以上に、先ほど申し上げたようにこれは変動財源でございまして、一時的なものであるということが前提であるということでございますので、その辺はたばこを吸うマナー等もこれから啓発していかなくてはならないということでございますので、ひとつ我々はこの財源については復興、復旧のほうに自由な財源として使わせていただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

先日同僚議員からそろそろ復興の先を見据えた施策を打つべきではないかという意見もありました。私もこれを出したのは、そういう思いです。今のうちに整備しておけば、後々山田町に行けば食事した後もたばこ吸えるとか、観光客の人たちにも好評を得られるのではないかなという思いで質問しているわけです。その辺、今企財課長からは注視して考えていくというような話は出ましたので、具体的に言えば宮古のシーアリーナとか、あの辺は完璧に外にたばこを吸えるスペースとかをつくってありますし、そういうふうなのが私は今後必要となると思います、庁舎に関しても。

ただし、先ほども申しましたけれども、一般商業者の方々にはそういうふうなことを考えるべきではないかということ要望して終わります。

○議長（昆 暉雄）

12番山崎泰昌君の質問は終わりました。

5番田老賢也君の質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

5番、無所属、田老賢也です。壇上より一般質問させていただきます。

1つ目、災害時対応での役場各課と民間との連携についてです。災害の発生時には役場各課の職員を初め、町内の民生委員や消防団、介護関係者がさまざまな対応を行っています。こういったそれぞれの活動により災害時の対応が成り立っており、危険を顧みず働く方々に対し、感謝の念にたえません。

一方で、災害時活動に危険が伴うことも事実であります。こういった危険から活動に携わる人たちが、その援助対象である災害弱者の身を守るため、役場の各担当課や民間各位での横の連携、情報共有など体制づくりが必要となります。

しかし、現状の仕組みは不十分と言わざるを得ません。各課や民間が所持している情報をお互いに共有し、その情報をもとに連携して活動できるようにすることで、災害時活動の安全性向上と効率化を図るべきと思いますが、当局の考えはいかがでしょうか。

2つ目、事務処理に際するマニュアルやチェック体制構築についてです。11月22日付の新聞報道で既報のとおり、山田町新斎場建設工事請負契約の議決案件で議案の金額が錯誤していました。9月議会の一般質問でも事務処理不適正について取り上げ、その際にも言及しましたが、事務処理についてしっかりと多重チェックする仕組みをつくる必要があると考えます。もちろんその仕組みを最終的に運用するのは人であるので、個々人の意識は重要であります、それに先立ち、まず仕組みを整える必要があると考えます。マニュアルづくりやチェック体制構築に関する当局の考えと現在の動きはどうでしょうか。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老賢也議員にお答えいたします。

1点目の災害時対応での役場各課と民間との連携についてお答えします。東日本大震災大津波では、当町を含め、多くの消防団員を初めとした避難誘導支援者が犠牲になり、その安全確保が課題となりました。その後、消防団では津波到達前の退避行動をするなど、自身の命を守る行動がなされております。町と民間各位での連携、情報共有のための体制づくりは必要と考えますが、自助、共助、公助を基本として、それぞれの立場でそれぞれの役割の中で判断をして行動をしていくことが重要と考えます。町の役割は、その判断のもととなる正確な情報を防災行政無線、エリアメールなどの複数の方法により、いち早く町民の皆様へ届けることが避難行動支援者の命を守ることに繋がると考えております。

2点目の事務処理に際するマニュアルやチェック体制構築についてお答えします。現在事務処理ミスの背景や原因の分析を行い、チェックシートの作成や体制構築など、再発防止策の整備に取り組んでいるところであります。今後再発防止策を着実に実行し、事務処理ミスによる町政の信頼喪失につながる事案を引き起こすことのないよう指導徹底を図ってまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問許します。5番。

○5番田老賢也議員

1つ目の災害時対応での役場各課と民間との連携についてからいきます。この質問で訴えたいことが大きく分けて2つありまして、1つ目が要支援者名簿の取り扱いについてです。要支援者の名簿は、震災後に県内の各自治体で作成が進んでいまして、先日の新聞記事でもあったとおり、田野畑村以外は作成が終わっているということで、情報としては山田町も持っていると思います。こういう山田町がもう既に持っている情報というのをどういうふうに取り扱っていくのか、またあとは役場の中でも災害時に対応する課は多くにわたると思いますけれども、その各担当課間でどういうふうに共有していくのか、またあとは民間とどういうふうに関係共有していくのかというのがまず1つ目です。

2つ目が災害援助者同士の横の連携についてです。災害時の対応で、役場職員を初めとして介護事業者であるとか民生委員さん、社協さんですとか消防関係、いろんな方々が活動しているわけですが、そういった方々の活動の効率化とか安全対策ということについて、これが2つ目です。

今2つ言いましたけれども、この1つ目と2つ目ということの議論を煮詰めていくと、最終的には先日新聞の記事に載っていたとおり、要支援者名簿をもとにした個別計画の策定という話になっていくと思うのです。なので、まずその部分からお聞きしたいのですけれども、山田町では先日の記事によるとまだ作成していないということで、自分としてもそういう情報は持っているのですけれども、きのうほかの方の、同僚議員の一般質問でもちらっと話題に上りましたが、その部分について

でもう一回改めて説明願います。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

いろいろ担当課ありますけれども、防災担当ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

きのうも簡単にご答弁させていただきましたが、要支援者名簿は現在作成済みということでありす。ただ、同意者が約半数のみというところで、これについての問題点は、私のほうでは3つぐらいあるのかなと。1つは、同意者の数をふやしていかなければならない。444名がどういうご意向を持っているのかというのを個別に当たっていく必要があるのかなというふうには感じております。

2つ目は、名簿の更新をどうしていくか、管理をどうしていくかというところだと思います。特に更新作業の効率化を図らなければ、随時動いていく方々をどう捉えていくかというのが、ひとつシステム化を図っていかなければ進んでいかなないのかなというふうには考えております。

3つ目は、避難誘導を支援していただく、いわゆる民生委員や消防団等の安全確保の問題。協力をしていくのは、それは口では簡単なのですが、その方々が2次災害に遭わないように、どうしてその形をつくっていくかという問題が解決できなければ、この個別計画は進んでいかないというふうに考えています。

あときのうもお話ししましたが、個別対応ということなので、個々の対応が必要になるということでは膨大な時間がかかる。あとは、職員の対応がどの程度できるかというのが一つの大きな問題となっていると思います。ここでいいですか。一応またお答えします。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今個別計画の策定について、問題点をいろいろ説明いただきましたけれども、その点に関しては全くもっておっしゃるとおりだろうなと思います。個人情報ですので、そもそも扱いに関していろいろご苦勞もあると思いますし、あとは役場職員の負担という部分にも言及されましたけれども、震災後に宮古市に近いような額の予算を宮古市の3分の1とか、そのくらいの人數で賄っているということなので、そういう意味でも負担が多いというのは事実かと思います。ただ、やっぱり災害というのはいつ起きるかわかりませんので、台風10号で岩泉が大変なことになって、山田もほかの自治体ほどではないですけれども、かなり大きな被害がありました。あとは、先日の津波注意報の件もありました。こういったことがありますので、いろいろ問題があるのは重々承知していますけれども、早く動いていかなければならないことだと思います。

先日の新聞記事もありましたけれども、沿岸の自治体が余り策定できていない状況にあると思いま

す。これは、やっぱり復興事業とかで職員の労力がそっちに向いてしまっているんで、なかなか対応できていないという部分もあると思うのですけれども、逆にそういう自治体ほど必要だと思うのです、大きい被害を受けているわけなので。ですので、その部分も考慮して、ぜひスピード感を持って対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、この件に関しましては、現在名簿が策定できたというところがございますので、関係課、いわゆる健康福祉課なり、そういった介護関係の課と、あとは我々防災関係、防災を一応仕切っているといいますか、その関係課でまず協議をしていきたいというふうに思っております。大変申しわけありませんが、まだ一度もその会議等は開いてはいない状況であります。

あとは、それが大体済みましたら民間との関係、民生委員等の方々との、あとは自主防災組織等、支援をしていただける方々との話し合いを持たないと、これは進んでいかないということで、ただ先ほど申し上げた同意が得られていないということ、これが終わるまではできませんということではなくて、同意ができた方から進めていきたいというふうに考えております。

あとこの要支援者の避難ですけれども、先ほどお話にありました津波関係については、なかなか難しいところがあると思います。これは、スピード感を持ってやらなければならないので、私が考えているのは土砂災害、河川、洪水等の風水害のほうの主になってくのではないかなというふうに考えております。

あとは、施設については福祉避難所、こういうところも例えば福祉避難所に災害時にはこの方をお願いするというようなことも出てくると思いますので、そういったところの事業所等とも話し合いを持っていかなければ進まないのかな。そうすると膨大なことになるので、職員体制についても各課の協議の中で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

先ほど私から申しましたとおり、現実的になかなかすぐ策定することができないというのは承知しています。ただ、やっぱりそこに関しては、スピード感を持って動いていただきたいというのが要望として1つお伝えしておきます。

あとは、個別計画の策定というところまで踏み込まなくても、現状持っている名簿だけでもできることがあると思います。ここから最初に言った2つのことについてつながっていくのですけれども、情報の共有と取り扱いということなのですから、要支援者名簿、既に作成しているのですけれど

も、実際個別計画の策定までは至らなくても、この名簿を活用することというのはできると思うのです。ここの名簿の活用というのが現段階でどのくらいできているのかということと、あとはその情報を役場内で共有ができていないか、あとは民間との共有ができていないかどうか、ちょっとそこの辺に關してもう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

その名簿の中身ですが、444名が要支援者、うち同意が236ということで捉えております。この方々の名簿を活用しているかということに関しては、実際関係課は協議していないということですので、まだその活用には至っていないというふうに私は理解しております。これを取り扱っていくに当たっては、やはり名簿を作成している担当課と防災担当関係課等が協議をして、先ほどお話しされていたとおり個人情報の取り扱いになりますので、非常にデリケートに考えていかなければならないというところで、その内容についても協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

個人情報の保護ということと言及がありましたけれども、山田町の地域防災計画には災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるように、あらかじめ必要な取り扱いを定めるように努めるという記載がありますので、その部分をもとに動いていくべきかなと思います。

現状で名簿をつくっただけで共有ができていないので、実際に要援助者に対して活動できるのが、災害時に地域に詳しい民生委員さんとか、あとは介護事業者の部分に限られてしまって、既に情報を持っている人、そういう人でないと動けないというのがありますので、現状健康福祉課で名簿の作成、担当してやっていると思うのですが、役場の課内でも実際に動くのは国保介護課の包括とかも動くはずなのですが、そこの協議もできていない。せっかく情報を持っているのにそれができていないというのが、もったいないという言葉以外にないと思いますので、その部分は早く動いていただきたいなと思います。

山田町の地域防災計画で、要支援者名簿作成の上に関係機関と共有しという文言もしっかり書いているので、記載があるということはやっぱり必要性は認識していると思いますので、その部分は今言った防災計画の記述とか、そういうのをもとにしてしっかり共有できる体制をとっていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本収郎）

議員おっしゃるとおり、防災計画には全ての内容で個別の計画をつくるようにと、要支援者はこういう方々ですというところまで明記はしております。これは、国から来た部分もありますけれども、一応これをやっていくよということでもありますので、スピード感を持ってやりたいということにはなりません。

あと健康福祉課と包括のほうについては、ちょっと私のほう承知しておりませんので、そちらの共有ができていたるところもあるかもしれないので、そちらのほう、担当課のほうからお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

要支援者の情報の共有ですけれども、名簿的にはまずしっかりはできていないのですけれども、災害が起こったときには包括と健康福祉課で避難している方とか、避難が必要な方についての情報は共有しながら実際行っております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

実際に共有しながらやっているということだったのですけれども、現段階では共有がうまくできていない。共有できているとおっしゃいましたけれども、できていないのが現実だと思いますので、その部分に関してはしっかり、まだ会議も開いていないということだったのですけれども、会議を開いて活用について取り組んでいただきたいなと思います。

最初に述べたものの2つ目で、災害援助者同士の横の連携ということなのですが、現在援助者同士の横の連携がとれていないので、緊急時に効率よく動けないという現状があると思います。例えばなのですけれども、台風10号のときなんかは、地域の事情をよく知っている民生委員の人が、まず要支援者を避難させるために一番最初に動いて、その人がもう逃がしてしまう。その後介護事業者がそこを訪ねたら、もう逃げているのでいない。あるいは、またその後消防団の人がそこをまた訪ねて、もう逃げているのでいない。こういう無駄なことが実際に起きているというのを結構耳にします。それで、そうすると時間の無駄ですし、緊急時にこういう時間を無駄にするというのはやっぱり致命的だと思います。今致命的という表現を使いましたけれども、東日本大震災では実際にこういう活動時にも、さっき町長答弁でもありましたとおり犠牲者も出ていますので、その部分に関しては援助者各位の連携が必要になってくるのではないかなと思います。

ただ、ここに関しては、突き詰めるとまた個別計画の話になって堂々めぐりになってしまうので、その前段階でもうちょっとマイルドというか、緩やかな連携ができるのではないかなと思って、そこ

の部分に関してお伺いしたいのですけれども、例えば国保介護課で今地域ケア会議をやっていますよね。地域ケア会議に関して、現在の参加者というのが役場職員と、あと民生委員と介護事業者、社協等なのですけれども、ここに消防ですとか、あとは避難所とか避難場所となっている学校の先生とか、そういう方にも参加していただくということもできると思いますし、実際にやっている地域もあるようなので、その部分に関して見解をお聞かせ願います。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

地域ケア会議の件ですけれども、そもそも地域ケア会議というのは高齢者が対象でございます。高齢者ができる限り住みなれた地域で暮らし続けるために、さまざまな課題を解決していきましょうというフォトマップを図った会議でございます。今議員おっしゃるとおり、現在、現状、さまざまな形で高齢者の支援を行っている方々に集まってもらって、現状を把握して、共有をして、課題を整理して施策につなげていくという趣旨でございます。先月か、先々月集まりを持ったのは岩泉の件があったものですから、ホットな話題として台風10号の対応も含めてどういった対応をしていただけましたかという現状を把握しつつ、課題を洗い出したということでございます。

したがって、現時点では、ケア会議の内容とすれば課題抽出が中心となります。これを施策にどう生かすというのは、まさに主幹が発言しましたとおり課内でもう少し、庁舎内で議論をした上で、また外に発信していくのだと、それでフィードバックさせていくということになるかと思えます。

具体的に今ちょっと話しましたけれども、課題は、今復興期にあるということで、仮設に住んでいる方々が移動してしまうというのが大きな課題なのです。だから、当面、今健康福祉課長も言いましたけれども、本当に必要な方、目が悪い方とか寝たきりの人とか、本当に必要な方は把握していますので、最優先の方をまず支援していくという形で現状は動いているというふうにはご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

現状そういうふうには動いているというのは理解できました。

それで、関係機関が集う場所が今のところないということなので、ちょっと繰り返しになってしまいますけれども、消防とか学校の先生とか、そういう方々も含めて集まれる場所を一回つくって情報共有してもらえば、さらにスムーズに進むのではないかなと思いますので、その部分の枠組みづくりというのは、どこが主導してやるかわかりませんが、動いていただきたいなと思います。

あと総務課を初めとして、4月から介護福祉関係の窓口を一本化するということで動いているみた

いなのですけれども、そうなる情報共有も大分スムーズになってくると思いますので、その連携の部分でこれまで以上に力を入れて活用していただければと思います。以上で1つ目の質問について終わります。

2つ目の事務処理に際するマニュアルやチェック体制構築についてです。町長に答弁いただいた内容に関しては、先日の全員協議会等でもご説明いただいておりますので、これに関しては承知しています。現状、これがどのくらい進んでいるのかということをお尋ねします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

現状でございますけれども、全協でも説明したとおりチェックシートというものを考えておりまして、今議会に上程する場合のチェックシート、補助事業等にかかわるチェックシート、あと例規集関係を整備する際のチェックシート、まずこの3つをつくってみようということで各関係課の補佐に指示している段階でございます。今1つ、2つ上がってきている状況ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

具体的な答弁ありがとうございます。今動いているということなので、これに関してはそのとおりに進めていただければと思います。こういうを導入すると、役場の職員の負担等もふえてくると思いますけれども、実際に問題が起こった以上、やっぱりそういうところは再発防止のためにやっぴかなければいけないと思いますので、今後も引き続きそのように動いていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

5番田老賢也君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番菊地光明君の質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

新生会、菊地光明です。通告に従い、壇上より質問いたします。

最初に、復旧事業について。過日大沢地区で復旧工事の完成祝賀会が行われたことは喜ばしいこと

であります、事業が完成すると今後残るのは土地問題だと思います。大沢地区は、工事前に家屋等の事前調査を実施しておりますが、事後調査は誰がするのか、また完成後の担保保証は誰が何年間行うのか伺います。

(2)、各地区で高台造成工事が完成すると住宅建築が始まりますが、それに伴い、コミュニティー対策が重要となってきます。高台団地の中核施設になる集会所が必要だと思いますが、各団地ごとの集会所の建設計画と年度を示してください。特に浦の浜から早川地区の高台、船越団地、織笠地区の高台、大沢小学校脇と浜川目地区について特にお願ひします。

次に、換地計画はどうなっているのか、詳細について説明をお願いします。特に減歩処理について、1筆ごとに事前、事後調査をしているのか。

次に、各事業については、国及び県と連携をとりながら実施していると思います。特に県道重茂半島線、町道細浦柳沢線、町道前須賀タブの木荘線と県営と町営の防潮堤と水門、戸建ても含めた災害公営住宅の入居時期、下水道の供用開始時期と供用範囲について示せ。おくれが予想される場合は、その理由と周辺事業に及ぼす影響について示してください。

復旧工事の完成が間近になってきましたが、町内の林道、農道を含めた全ての道路は、工事車両の通行に伴い、舗装等の傷みが激しくなっています。傷んだ道路の整備計画はどうなっているのか示してください。

仮設店舗についてです。独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置した仮設店舗はいつまで貸し付けるのか、また今後の取り扱いはどうなっているのか。自己所有の土地に設置している場合と借地に設置している場合の解体等の取り扱い、また今後払い下げの計画はあるのか、その場合の移転費用はどうなっているのか。また、現在仮設施設であっても確認申請はとっていると思うが、今後はどのような取り扱いになるのか。

次、6次産業化について。6次産業化を目指して取り組んでいる白石地区、豊間根地区の農家の皆さんや加工業の皆さんへの支援策は。今後は販路拡大が重要と思うが、その対応はどうなっているのか示してください。

スポーツ振興についてです。当町における競技スポーツの強化計画を示してください。

海洋センター備品整備は解決したのか、詳しく説明してください。この問題について、職員は懲戒処分を受けたことの説明があったが、上司の監督責任はないのかも説明してください。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員にお答えさせていただきます。

1点目の復旧事業についてお答えします。1つ目の復旧工事の家屋等の事後調査及び完成後の担保

保証についてですが、事後調査は事業を委託しているUR都市機構で実施しております。事後調査により工事に起因する既存家屋等への損害が認められた場合、工事の施工による過失は施工業者による補償、それ以外は町の補償となります。完成後の宅地に対する瑕疵担保期間は、天災によるものを除き、当該土地の引き渡し日から2年間としており、町が担保責任を負うこととなります。

なお、町が引き渡しを受けた日から2年間については、施工業者に対し、瑕疵の修補、または損害賠償の請求を行うこととなります。

2つ目の集会所建設についてお答えします。新しい住宅団地への集会施設の整備については、被災施設の復旧を基本としつつ、居住の戸数と従来施設とのバランス、そして整備に係る財源及び維持管理に係る将来の財政負担等を総合的に勘案しながら進めてまいりたいと考えております。浦の浜から旧早川地区の防集団地は防集船越第5団地内に、織笠地区は織笠第1団地内の新織笠駅付近に、浜川目地区は浜川目団地内にそれぞれ整備する予定としており、平成30年度までには完成させたいと考えております。このほかにも下条地区、北浜・柳沢地区、飯岡・長崎地区、小谷鳥地区などについても計画検討しています。

なお、船越第1団地と大沢小学校脇の第1団地については、近隣の従来施設の利用を想定しており、現在のところ新規整備は考えておりません。

3つ目の換地計画についてお答えします。換地計画は、土地区画整理事業の施行区域内の土地について、事業計画に定める公共施設計画、土地利用計画等に適合するよう、換地の位置、地積、形状を定める換地設計に基づき最終的に決定される計画で、新しい土地の位置、形状、地積及び清算金などを定めるものです。

減歩については、個々の宅地の利用増進に見合う分だけ公平に出していただく仕組みとなっておりますので、その割合については換地の位置、形状によってそれぞれ異なることとなります。1筆ごとの土地調査については、減歩率や清算金を定めるために必要となることから、位置、形状及び地積はもとより、土地の評価についても計画前、計画後で実施しています。

4つ目の各事業の進捗状況と完成年度についてお答えします。県道重茂半島線については、現在道路改良工事と国道側からトンネル掘削工事を行っており、平成29年度の完成を予定しているとのことです。町道細浦柳沢線については、長崎から山田第1団地までの区間は29年度、柳沢から長崎までの区間は30年度の完成を目指しており、現在トンネル工事のための仮設道路の整備、地権者交渉を実施しております。町道前須賀タブの木荘線については、現在県施工の防潮堤工事にあわせて、既存町道のつけかえ工事、地盤改良工が進められており、30年度の完成を予定しているとのことです。

次に、町管理の織笠漁港海岸防潮堤は、全体計画のうち北側半分の工区がことし9月末に完成し、残りの南側半分については現在傾斜堤部分の盛り土等を進めており、30年度の完成を目指しております。県管理防潮堤の農地海岸堤防は、現在堤体の盛り土及び被覆ブロックの設置が進められており、小谷鳥地区は28年度、浦の浜地区は29年度の完成予定、漁港海岸防潮堤については今年度内に未発注

の工区を全て発注し、30年度の完成を予定しているとのことです。

次に、三陸高潮対策事業による水門は、現在仮締め切り工を含めた水門土木工事を進めており、大沢川水門は30年度、関口川水門と織笠川水門は31年度の完成を予定しているとのことです。

次に、戸建ても含めた災害公営住宅の入居開始時期についてですが、下条団地戸建ては29年3月、大沢小学校脇団地戸建ては29年2月、飯岡団地戸建ては30年9月、長崎第2団地は集合住宅、戸建てとも29年12月、船越第1団地集合住宅は29年12月、田の浜団地集合住宅は30年2月、長林団地、船越第8団地戸建ては29年7月、大浦第2団地戸建ては29年3月入居予定です。

次に、下水道の供用開始時期と供用範囲についてですが、織笠、山田地区の下水道については28年7月に供用を開始しており、山田処理区の供用区域は公共下水道事業計画に基づき、下水道整備を進めており、32年度までに織笠地区の復興区域周辺及び山田地区の中心周辺を整備する計画となっております。

5つ目の工事車両の通行に伴い、傷んだ道路の整備計画についてお答えします。復旧、復興事業に起因する町道等の損壊に対する補修については、復興交付金による支援が示されたことから、工事完了時期を見据え、適切な時期に申請し、補修を実施していく考えで進めております。

なお、工事事業者が限定される林道や農道等の路面の損傷については、原因者による応急復旧で対応しております。

2つ目の仮設店舗についてお答えします。中小機構が設置した仮設店舗は、かさ上げ工事等の施工スケジュールに沿って撤去する必要があることから、貸付期間は個別に対応していくこととしております。今後の取り扱いについては、原則として撤去する方向で進めておりますが、本設先の整備がまだ終わらないなど、各事業者や地権者の置かれている状況はさまざまであることから、個々に対応していきたいと考えております。

解体については、自己所有の土地に設置している場合でも借地の場合であっても町で解体、撤去することになります。

確認申請については、建築確認をとっているものと応急仮設建築物による仮設店舗があり、応急仮設建築物については平成30年3月末まで存続期間延長の措置をとっております。

3点目の6次産業化についてお答えします。今年度については、白石集落農業生産組合に対し、中山間地域いきいき暮らし活動支援事業補助金を交付し、ソバの加工、販売に向けた取り組みを支援しているところです。今後も産直運営団体等の自主的な活動に対し、積極的な支援を行っていききたいと考えております。6次産業化という面においても販路の拡大は重要な課題と認識しており、販路拡大の意欲のある団体等について個別の相談に応じてまいりたいと考えております。

次に、4点目のスポーツ振興についての2つ目、補助金の不適正処理問題に係る上司の監督責任についてお答えします。今回の事案は、平成27年度の事務処理における重大なミスが翌年度になってから発覚したというものであります。27年度の担当上司は、年度末で退職しており、地方公務員法は適

用されず処分することはできませんが、後任の上司については部下職員の職務を適正に掌握し、再びこのようなことがないようにと厳重注意を行っているところであります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木 毅）

4点目のスポーツ振興についての1つ目、本町における競技スポーツの強化計画についてお答えします。

競技スポーツの強化計画の具体的計画はありませんが、強化についてはスポーツ少年団やそれぞれの競技協会のもとで、普及、指導、強化が図られているものと認識しております。

2つ目の海洋センター備品整備問題についてお答えいたします。海洋センター艇庫の備品整備については、災害復旧事業により被災した舟艇類を整備する計画でありましたが、事務処理が適切に行われなかったことにより、同事業での備品整備ができなかったことにつきましては深くおわび申し上げます。

舟艇類については、海洋センター艇庫の復旧に伴い、開設当初から多大なるご支援とご協力をいただいている公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団から舟艇類の寄贈をいただき、平成28年7月28日に舟艇機材配備式を行い、運営をスタートしたところです。

しかしながら、計画していた災害復旧事業での備品整備ができなかったことから、現在財団に対し、追加配備について要望しているところです。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

1点目の復旧事業の完成後の担保保証ですけれども、これ答弁書を見ますと、工事の施工に係る過失は施工業者による補償となっていますが、この場合の施工業者はURでいいのでしょうか、まず確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

工事を実施しているCMJVということになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、山田町はURと契約しているのではないですか。山田町がCMJVと契約したのですか。契約する相手が違うのではないですか、その確認、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町が契約しているのは、UR都市機構ということになります。UR都市機構では、それに基づいてCMJVと契約を結んでいる。実際の工事はCMJVで行っておりますので、工事に起因する損害があった場合は、工事を担当している業者で対応してもらおうということになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、おかしいのですよ、それだと。だって、その後は、それ以外は町の補償になると、町がやるのでしょうか。であれば、初めからURと契約しないで、直接CMJVと契約すべきだったのではないですか。そもそも論が違うのではないですか。だって、山田町はURとしか契約していないのに、それであれば別な言い方すると、例えば下請業者がたくさんありますよね、山田町が直接契約して。そうしたら、間違った場合、下請業者が責任をとるということですよ。そういう考えでよろしいのですか、本当に。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

流れとすれば、そういう瑕疵があった場合、町からURに対して指示をして、URのほうは工事請負業者に指示をしてという流れにはなってくると思いますが、実際に工事を担当している業者のほうで損害に対して補償するという形になってくると思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

これでまた時間食いたくないので……おかしいですよ。だって、議長を初め、我々はURと契約した以外、議会ではそれ以外のことわからないでしょう、URがどこをやっているか。そういうの、これに時間食ってしょうがないので、議長、わかりますか。おかしい、皆さん……

○議長（昆 暉雄）

座ってください。

暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩

午前11時35分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

事業の瑕疵に関する確認書ということで、町とUR都市機構及び工事を実施しているCMJV、3者で契約、覚書を締結しておりますので、それに基づいて瑕疵があった場合には実施していくという形になっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私が言っているのは、そうではないの。議会で議決したのは、あくまでも山田町とURだけでしょう。覚書なんか、この議会に提出しましたか、ないでしょう。議員が知っているのは、我々が知っているのは、山田町とURだけの契約だから、当然URが担保をとらないとおかしいでしょうということを聞いているのです。覚書とか、その下請がどうのこうののではないのです。議会に提案したものしか我々は議決権がないので、それで時間が足りなくなるので、それで聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をいたします。

午前11時36分休憩

午前11時44分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に聞き続き一般質問を行います。

答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確かにURとの協定に関しては、議会の議決をいただいて委託協定ということで、議会に対してはURと町の関係ということになります。実際工事を施工しているCMJVにつきましては、個々に町との協定を締結いたしまして、その地区地区の工事を施工してもらうということになっております。委託協定につきましては、議会の議決事項ということで、議会のほうにはURとの契約部分しか出てこないという形にはなっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

またおかしい話になってきたのですが、今のであれば町とCMJVと協定を結んだということですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

はい、そのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、その協定は議会にかけなくてもいいということですね。どういう協定だか、金額の入っている協定だか、山田町とCMJVと協定して、山田町とURと協定して、どちらが正しいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議会の議決事項としている部分については、URの委託協定部分について議会に議決を得ていただいております。その中に、今度個々の事業地区ごとに協定をCMJVと結んでいるという形になってございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうであれば、時間こればかりにとってもだめなのですが、事後調査で沈下や傾きがあった場合、URは全然責任をとらないで、施工業者が2年間は担保保証すると。私ちょっと聞いたのでは、もう現在傾いている家があるという話も聞いていますが、それは知っていますよね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

それについては、町のほうでも把握しております。その損害につきましては、当然補償していかなければならないということで、その分について町、UR、CM含めて対応していくというようなことで協議は行っているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

その答弁が前と違うのは、あくまでも施工業者が補償するのにURは全然関係ないと言うから、こう紛糾するの。URも責任があるのだということを認めて、一番のあれはURなのだから、URにも最大限責任を求めてやらないと、URは終わればいなくなって、残った山田町があとは沈下や傾きを

全部責任とるということになるので、そういう議論をするとき、委託契約したURにも最大限の責任がありますよという答弁が欲しいだけです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そのとおりです。答弁で回答している部分については、工事の施工の過失というのは、例えば近接する家があるのに、安全対策をとらないでバックホーを動かしたことによって家を壊してしまったとかというようなことを想定しての施工業者による補償ということで回答をさせていただきました。それ以外の補償、事業に起因する部分については、当然町が契約しているURのほうも一緒になってやっていかなければならない部分だというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、この分は確認です。甲と乙の関係ですので、担保はURにあるというのを確認してよろしいですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

それは、その工事による原因次第ということになります。施工業者による部分であれば、そこは施工業者に補償してもらわなければなりませんし、実際のちゃんとした工事の安全対策をとった上で出てきた損害については、その辺は町のほうで補償していくという形になります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

何度言ってもだめなのですが、であれば山田町もURも立派な完成検査をして、その上で引き取っているでしょう。そういうのが沈下したとか、何年後に家が傾いたというとき、そういう責任のとり方をURにちゃんとしてもらいなさいよということです。現に傾いている家があるのでしょうか。それが今後だって起こる可能性があるんで、それをちゃんと、URがいなくなったら山田町が全部直しますということではなく、あくまでも担保はURにあるのですよということを確認してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。大事な部分ですので、きちんとした確認をとって発言してください。議事録が残っていますから。

○建設課長（川守田正人）

その部分については、ちゃんと覚書もつくっておりますので、町、UR、そして施工業者、3者でという形になります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

本当は、その覚書についても追及したいけれども、時間がなくなるので、次の集会所につきまして。回答を見ますと、当局頑張ってやってもらっているようなのですが、問題は集会所ですけれども、これからつくる集会所につきまして、私が常日ごろ思っているのはそういうことも大事ですけれども、例えばこういう集会所をつくった場合、豊間根とか大沢のふるさとセンターは、津波等のときの避難場所としてはすごくよかった。でも、この間議員と住民の意見交換会的时候、大沢地区の皆さんから言われたのは、津波のときの避難所としては最高だったけれども、台風10号の避難場所としては最低だったと。台風10号のとき、横風、横雨でみんなふるさとセンターに雨ができて、とても避難場所として使えなかったと。それらがあるので、津波のときはいいけれども、それ以外の豪雨や何かのときは大沢小学校とか下条とか、そういう小さいところでも津波ではなく、高潮も来ないので、そういうことを思っているのです、豊間根も大沢も40年代後半か50年代当初で耐用年数も過ぎているので、集会所並びに避難所として整備計画の一員に入れてほしいなということですが、そういう計画はないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

今日で私のほうを見ていただいたので、私のほうから答えさせていただきます。

今議員おっしゃるとおりに、これからつくる集会所については、基本は被災した集会所を何とか早く再建したいという思いでございます。そのほかに、おっしゃられる大沢のふるさとセンター、あるいは豊間根の生活改善センターなど、古くなった施設があることは十分認識をしております。今後の課題であるというふうに捉えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。ありがとうございます。

それから、船越第1団地と大沢小学校脇の第1団地は、現在のところ整備計画はないということなのですが、船越のほうも大きい団地になるので、私は日常的にコミュニティーのためには必要ではないかと思うのです。これらについても整備計画の何かに、将来計画にでもいいですので、入れる計画はないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

ご指摘のとおりだと思います。船越でも第1団地が一番大きい団地でございますし、それから大沢の第1団地のほうも大沢としては大きいほうの団地になります。

ただ、私たちが計画をつくる時考えたのは、建物はつくるのも当然お金がかかりますけれども、維持管理にもかなりお金がかかりますし、いろいろ負担が出てきますので、使える施設は使いたいというのがございまして、ご承知のとおりで近隣に施設があるので、当面はその施設を活用していただきたい。その中で、自治会活動が活発になってきて、どうしても手狭であるとか、どうしてもここが必要だということになれば、そのときまた検討させていただきたいというふうな案件であろうというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それについて、1つ提案なのですけれども、仮設住宅で仮設の集会所があります。当然仮設の集会所も多分取り壊しになるのだと思うのですが、仮設の集会所はトイレから全て整っている立派な集会所ですので、その利活用を当面考えるという考えはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興推進課長。

○復興推進課長（沼崎弘明）

答弁書で他地区についても検討しているということを答弁させていただいておりますけれども、その中には当然使えるものは使いたいというのがありますので、仮設住宅は集会所と談話室というのがありまして、集会所がでかくて談話室はちょっと小さいのですけれども、集会所はちょっと大き過ぎるので、移設にも新築と変わらないぐらい、かなり費用もかかるというのもございます。小さいほうの談話室は、何とか活用できるものは活用して、答弁で申し上げている小さい集落の集会施設としては何とか利活用を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、次の3つ目の換地ですけれども、答弁書をいただきましたけれども、答弁書では減歩の割合については位置、形状によってそれぞれ異なるという答弁書をいただいたのですけれども、減歩に異なるという答弁があるのですか、本当に。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

減歩率については、個々の宅地によって違ってきます。全部の人が同じ減歩率になるというものはございません。ですので、実際に最終的な形、これまで道路に面していなかったのが道路に面してくるといような部分もありますし、あとは二方路線につながるという部分もありますので、減歩率については個々の宅地の状況によってそれぞれ違ってくるといものでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、そういうことはないでしょう。減歩というのは、建物でなく、清算金とか、事前、事後調査によってそれがよくなるという、清算金とか、あとはそれによって減歩率が多くなるという、それが異なるのではなく、一定のやつが正しい理解ではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

減歩率については、一定ではございません。それぞれの宅地によって個々に違ってくるといものでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

長くなる。減歩率と聞いている。減歩はと聞いているの。減歩は一定でないで困るでしょう。例えばある人は、面積が少ない人は金額で清算するとか、一定でないで、どうやってあなたと私は減歩が違いますよという答弁できるわけない。そういう説明して本当に区画整理始めたのですか、では。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

地区全体の平均減歩率という形であれば、全体が幾らの減歩率になるというのがありますけれども、個々の減歩率というのは従前の土地の状況が新しい区画整理によってどう変わってくるかということによって変わってきますので、減歩率はそれぞれで違ってくるといことになります。

（「それは違います」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

待ってください。間もなく12時、お昼になります。今の方法だと若干休憩があるかもしれませんが、ここで昼食といたします。

午後 零時 00分休憩

午後 1時 00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

昼食前に聞き続き一般質問を行います。

11番菊地光明君の再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

次に、復旧事業についてお尋ねします。

県道重茂半島線が29年度の完成のようですが、11月1日の復旧、復興委員会でも指摘したのですけれども、それに伴って大沢小学校脇の戸建て団地、29年2月に移転となるのですが、そのおくれがあっても移転できるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大沢小学校脇の災害公営住宅の件だと思いますけれども、建物については、今の計画では平成29年2月完成を目指して進めるという予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

2月完成はわかるの。引き渡しはいつですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

詳細には決まっておられませんけれども、2月末が工期になっておりますので、その後業者と協議して引き渡しを決定して、引き渡しを受ける形となります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

この間もその指摘したのですが、県道の崩落、崩れはそのままにして引き渡しするということですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

前の全員協議会でもお話しいたしましたがけれども、建物は完成して引き渡しを受けたとしても安全性が確認されなければ入居のほうは見送りということで考えていますので、了解いただきたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今12月です。あと2カ月しかないのですが、入居予定者にその説明はしたのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

入居予定者の方にはいつから入居というのは、今のところはまだ通知はしてございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

通知はしていないのではなく、入居予定者の方は、29年度でもう工事が完了するということを初めからわかっていて、早く入居したいと待っているわけ。それに伴って、今の答弁では安全が確保するまでは入居できないというのを、それを説明していますかということです。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

入居希望者の方には、まだ正式には入居する日はお話ししてございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、答弁がおかしい。また俺、興奮してくるのですけれども、今の時期になって入居予定者に来年の3月までできるのに、では今までも一回も入居予定者に希望をとらないで、入居予定者をとったから工事を進めているのでしょうか。その方々に安全性が確保できないのでという説明をしていますかということです。それを聞いているのです。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

入居希望の方に安全性の説明はしてございませんけれども、入居日が決定した段階で入居予定の方に説明会を実施したいと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、建設課長、また。あその道路は、安全性はいつになったら確定するのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この地すべり関連については、県のほうとも会議を開いておりまして、意見交換会を実施しております。現時点では、12月中旬まで現地の測量調査、ひずみ計で調査を行いまして、その後に対策工事の検討をしていくということで聞いてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私に言わせれば、12月中までに調査を終わるとというのが、もう12月ですから、当然無理だと思えますし、この間も言ったように試験、調査するには最低でも1年かかる。1年以上しないと、何月はこういう地すべり、何月はこういう地すべりと、梅雨のときと乾燥したときの違いがあるし、それから工事したら何年もおくれるのでしょ。皆さんは、もう来年の3月にはその戸建てに入れると思っているのに、自分たちのことでなく、それでおくれるというのは早く説明してあげないと、やっぱりそれはみんなが待っているのに、そして最後に2月になって、あなたのあと何年延びますと、そういうのはだめだと思うので、それでやっているのか。もしやっっていなかったら急いでしますとか、そういう答弁でないとおかしいのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

大沢脇災害公営を希望なさっている方につきましては、早急に説明会を開催したいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。これについては、北浜の災害公営住宅に入っている方々だって、みんな管理スペースの傾きで心配になっているので、それらについてもやってください。このことだって同僚議員がせっかく一生懸命になってやって、ようやく皆さんが動いているような状態ですので、同僚議員が言ったように積極的に町の幹部も足を運んでお願いしたいと思います。

それから、時間がないので、おこなっていることもそうなのですが、ひとつ区画整理と高台造成の関係で、JRの山田線から長崎地区までの埋め立てはどういう計画をするのか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

長崎地区の区画整理事業につきましては、平成29年度の完成を目指して進めているところでございます。JRを横断して長崎につながる道路の部分ですが、高さについては現在の形の高さになります。第7分団屯所のほうに向かって下がっていく形になります。その道路に接する宅地については、道路と同じ高さに接するような形で造成計画になってございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、そうではなく、ではすりつけるのはわかったけれども、その方々の、では減歩はどのくらいになっているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

長崎地区につきましては、1度区画整理事業を実施している区画でありますので、その部分についてはかさ上げによってもとの地盤を高くするというだけですので、区画整理事業は入っておりますが、従前地と整備後の土地の形状は高さが変わってくるだけですので、減歩は発生しないという形になります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、確認しますけれども、ということは高さが高くなっていくだけで減歩率も変わらないし、あとはのり面も変わらない。当然擁壁などもつくることがないということで確認してよろしいのですね。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

のりについては、当然区画整理地内と区画整理外の部分がございますので、のりも出てきます。

あと現道の細浦柳沢線にすりつく形でだんだんに造成していきますので、それぞれの宅地についてはのりも出てくる場所もございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

のりが出てくる場所もありますということが大事なのです。今の状態で、あの高さでいくと、私が見た限り、よっぽど減歩がなくても平ら面の面積がずっと少なくなる方があるのではないかという懸念から聞いているのです。それがあかないかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

のりが出てきますので、平場の面積というのはのりでとられる部分でございますので、少なくなる宅地もございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、さっき何もないということと違うのですが、その方々には説明して了解をとってあるということによろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そういう形になる部分については、個々に説明をしてございます。こういう形で引き渡しになるよというのは、現在も進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、1つだけ。そのことによって、のり面にとられて面積が少なくなる方々で、一番多い方で何%少なくなるのですか、それだけ教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

申しわけございません。個々の面積の減少部分については、資料をちょっと持ってきておりません

ので、ご了承願います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

次に、傷んだ道路の補修ですけれども、これらについては町道、農道、林道について何か所ぐらい、これから直さなければならないのか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

現在交付金によりまして町道の補修を考えている場所につきましては、町道海蔵寺線、あと前須賀タブの木荘線、長林大浦線、あと三陸道の関係で豊間根川堤防線、あと石峠線、あと防潮堤の関係、あと圃場整備の関係で大浦小谷鳥線を考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

農林道につきましてはですが、農道については直接復興事業にかかわる路線はないと考えております。

林道につきましては、大沢の山谷線及び間木戸線を考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

町道はわかりましたが、農道はないということですのでけれども、農道だって結構ダンプ等が通っていると思うのですが、本当に農道は何ともないのでしょうか。豊間根地区に行ったら農道が結構あるのですけれども、本当に何ともないのですね。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

直接復興事業に伴うダンプ等の運搬による損傷はないと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

いや、私は私が見る限りはあるように見えるのですけれども、ないということなので、わかりました。

それともう一つ、仮設店舗については大体わかったのですけれども、これ応急仮設は30年3月まで延長をとったということですから、一応それまでは心配ないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

応急仮設建築物の使用期限につきましては、30年3月までは延長措置はとったので、そこで営業することは可能ですよという意味でございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

時間がないので飛ばさせて、6次産業化についてちょっとお伺いします。

今6次産業化、頑張っているのは荒川の加工組合さん、あとは豊間根産直さん、あとは白石の中間払いと、あとは船越の産直ですけれども、この方々に対して将来に向けての話し合いをしたことがあるかどうかをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

先ほどご指摘のあった産直団体と話し合いは直接的に持ったことはございません。昨日吉川議員のお話のとおり、必要性を感じておりますので、今後は団体とお話ししていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

皆さんとお話しして、皆さんの夢を、特にきょうは時間がないので白石についてだけ。鈴木副町長は、一生懸命白石のことやってくれていますので、白石地区では水産業を中心に一生懸命頑張っています。ああいうところこそ仮設の集会所などを持っていって来て、皆さんが集まって、あとはトイレや何かもできるようなことも、3年後の希望などもしっかり聞いてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

特定の団体に肩入れをしているわけではないので、手前のほうもきっちり話しさせていただきたいと思っておりますけれども、今年度は補助事業なんかも利用していただいているところもあるので、まさに議員おっしゃるとおり、今後1年後にここまでやりたい、3年後にはこういうふうにやりたいというところの話を聞いて、それにどういう財政措置なり支援ができるのかということ为先も見て検討を始めているところですので、あと今例に挙げたほかの団体さんとも、済みません、特定の団体に肩入れしていないと言いながら話して、話したことのない団体もあるので、そちらにも出向いていろいろ話を聞かせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

最後に時間がないので、スポーツの強化ですけれども、私が考えている強化は、競技スポーツをするにはやっぱり最大の指導者が必要だと思うのです。今バスケットが一番強化やっているのは、よい指導者がいるためなのです。そのためにも山田中学校により指導者が欲しいし、よいコーチが欲しいと思う。それとともに、それらをするためにも何としても、今野球は国体のために野球場は立派になったけれども、ラグビー、サッカー場も芝生化をすとか、あと山田中学校のテニスコート場だって、大会、子供たちのためにもあそこも芝生化をして、山谷のテニス場と同じようにしてほしいと思っている。それについては、時間がないので、次の議会でまた議論したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、報告第19号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についての報告を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

報告第19号 公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について、ご報告を申し上げます。

本件は、平成28年10月4日午前10時15分ころ、岩手県花巻市胡四王1丁目3番1号先路上において、公用車であります行政バスが走行中、相手方である・・・・・・所有のバスと接触し、損害を与えたものであります。

次に、参考資料の示談書をごらんください。当事者、甲は山田町長であります。乙の車両の所有者は、・・・・・・様であります。

本件事故につきまして、平成28年11月28日に示談を取り交わしております。なお、損害賠償額10万4,760円は、岩手県町村会加入の自動車共済保険から全額を支給されることになっております。

このような事故を起こしましたことに対して深くおわび申し上げます。今後このようなことのないよう、職員初め公用バスの運行委託業者には安全運転に心がけ、交通事故を起こさないよう、さらに指導を徹底してまいります。

以上、公用車事故（物損事故）に係る損害賠償事件に関する専決処分についての報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまの報告に対する質疑があれば質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第19号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第118号 行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第118号 行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政組織機構の改正に伴い、課の名称等を見直すことに関し、所要の規定の整備を行うため、関係条項を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。資料1をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第1条による改正は、山田町課設置条例の一部を改正しようとするものであります。第2条の設置する課について、第2号、「企画財政課」を「財政課」に、第3号、「復興推進課」を「復興企画課」に、第8号、「国保介護課」を「長寿福祉課」に、第9号、「健康福祉課」を「健康子ども課」にそれぞれ改めようとするものであります。

続きまして、資料2をごらんください。第2条による改正は、山田町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。第1号の総務教育常任委員会の所管を「企画財政課、復興推進課」から「財政課、復興企画課」に、第2号の産業建設民生常任委員会の所管を「国保介護課、健康福祉課」から「長寿福祉課、健康子ども課」にそれぞれ改めようとするものであります。

続きまして、資料3をごらんください。第3条による改正は、山田町総合計画策定条例の一部を改正しようとするものであります。第13条の審議会の庶務について、「企画財政課」から「復興企画課」に改めようとするものであります。

続きまして、資料4をごらんください。第4条による改正は、山田町子ども・子育て会議条例の一

部を改正しようとするものであります。第7条の会議の庶務について、「健康福祉課」から「健康子ども課」に改めようとするものであります。

改正本文に戻っていただきまして、附則であります。新たな行政組織機構は平成29年度から実施とするため、本条例の施行期日を平成29年4月1日としようとするものであります。

以上が提案理由の説明であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

まず、今度の行政組織の改正ですけれども、私お聞きしたいのは、企画財政課が復興企画課になると、そのことによって総合計画等が移るわけでございます。そのことに関して、財政的な面と企画の面で、課長がかわれば、また手続が二重になるかと思うのですけれども、その辺について皆さんで協議、討論してスムーズな進行になるよう、事業が円滑に進むよう、復興が円滑に進むようになる懸念はないかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

難しい質問ですけれども、答えてください。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

簡単な答えで大変申しわけないのですが、そういうことがないように努めてまいりたいと、そういうことでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、議論の末にこうなったということで解釈して了解したいと思います。

あともう一つ、新たなコミュニティーの構築等も復興企画課の中のほうに含まれるわけですが、コミュニティーの構築について、施設等の管理等は今までどおり、あと住民協働の補助金等も今までどおり、今度新たな課で取り組むのは復興における新たなコミュニティーの構築と考えてよろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

コミュニティーの関係でございますが、これに関しましては新たな復興企画課の中に政策推進チームがございますが、ここで住民協働についてという部分を持つ予定になっております。コミュニティーの考え方につきまして、今のところ住民協働と抱き合わせでということ考えておりますが、ここは規則の部分でございますので、コミュニティーを前面に出すか、住民協働を前面に出すか、あるいは

はどのように持っていくかというのは、今後内部で検討して4月までには結論を出すというところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。住民協働を先に出すか、コミュニティーを先に出すかということですが、コミュニティーあつての住民協働の助成事業だと思いますので、その辺を考慮して対応していただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

今こういう改革をしなければならない理由というのは、復興というのがまだついているわけです。いつかは多分なくなると思ひますが、そのときまで待てないという何かがあるのですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

復興事業は、29年度まで再生期、その後32年まで発展期ということで、これから続いていくわけですが、そういった復旧から再生期に至る途中において、発端は住民の皆さんの再建に係る相談窓口が一本化されていないと。可能な役場庁舎を健康福祉課に行ったり、建築住宅に行ったり、あるいは企画財政というところに行ったりするというところで、そういった住民の皆さんの窓口を一本化して住民サービスの向上に努めたいというのがまず1点でございます。

また、あと1つは社会福祉協議会が今度保健センターから新しい事務所を構えてそちらに移ると、そういったときにあそこの施設を有効利用するために健康福祉課を、今度名前を改めて健康子ども課にして向こうのほうに持っていくと。あわせて長寿福祉課ということで、今後の長寿社会に向けて包括支援をぶつけてやるというようなことで、現在このあたりが岩手県内でも今子ども未来課とか、盛岡市は4月から子ども未来課、大槌もこの間新聞で出されておりましたが、子育て部門からそういった一貫して結婚支援までというふうな流れで今県内動いているというところでございますので、山田町としても今回の機構改革にあわせてそのあたりもフォローしていこうということから、今回の機構改革ということで考えたものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

最終部分のはそのとおりですが、復興に関する部分で、そうすると復興がなくなれば、また改めて改正するというような考えですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

当然復興事業は、各沿岸市町村で今最盛期でございますので、復興という名前を今なくするわけにはいかないということで、復興企画課ということで復興という名前も残しましたがけれども、将来的には復興事業が終了すれば、このあたりはなくなるものというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第118号 行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を議題とします。

本請願は、昨日産業建設民生常任委員会に付託したものでございます。

お手元に配付のとおり委員長報告が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

産業建設民生常任委員長、尾形英明君。

○産業建設民生常任委員長（尾形英明）

報告いたします。

産業建設民生常任委員会に付託されました請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願につきまして、昨日開催した委員会で結論が出ましたので、ご報告申し上げます。

当日は、委員全員の出席を得て審査が行われました。結果、請願の2項目のどちらについても全員賛成で採択と決定いたしましたので、報告いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから請願第1号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する請願を採決します。

本案は委員長報告のとおり採択と決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択と決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会します。

午後 1時35分散会

平成28年第4回山田町議会定例会会議録（第3日）						
招集告示日	平成28年12月 8日					
招集年月日	平成28年12月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成28年12月15日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成28年12月15日午前11時15分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2	田村 剛一	△	9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	12番 山崎 泰昌		13番 吉川 淑子		1番 阿部 幸一	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白土 まさ子		書記	鈴木 廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	国保介護課長	甲斐谷 芳一	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	佐々木 政勝	○
	総務課長	花坂 惣二	○	上下水道課長	佐々木 達彦	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	消防防災課長	上 沢 隆	○
	企画財政課長	上林 浄	○	教育委員長	山崎 喜六	△
	復興推進課長	沼崎 弘明	○	教育長	佐々木 毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆 秀樹	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	古館 隆	○	生涯学習課長	白土 靖行	○
	水産商工課長	佐々木 真悟	○			
	町民課長	中屋 佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第4回山田町議会定例会議事日程

(第3日)

平成28年12月15日(木) 午前10時開議

- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 日 程 第 1 | 議案第119号 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日 程 第 2 | 議案第120号 | 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例                     |
| 日 程 第 3 | 議案第121号 | 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                      |
| 日 程 第 4 | 議案第122号 | 山田町町税条例の一部を改正する条例                              |
| 日 程 第 5 | 議案第123号 | 山田町保育園設置条例の一部を改正する条例                           |
| 日 程 第 6 | 議案第124号 | 山田町介護保険条例の一部を改正する条例                            |
| 日 程 第 7 | 議案第125号 | 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例                            |
| 日 程 第 8 | 議案第126号 | 山田町都市公園条例の一部を改正する条例                            |

平成28年12月15日

平成28年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。  
参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君であります。

○

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第119号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第119号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）が平成28年12月2日に公布され、平成29年1月1日より施行されることに伴い、育児休業等に係る子の範囲が拡大され、あわせて介護休暇の分割取得が可能になること、介護時間が新設されることになったことなどから、これらに対処するため所要の改正をしようとするものであります。

なお、改正条例本文の第1条は職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に係るもの、第2条は職員の育児休業等に関する条例の一部改正に係るものとなっております。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたします。資料1をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。改正する条例第1条についてであります。第10条の2は、育児を行う職員の早出遅出勤務の対象となる子の範囲を拡大するため、子の定義を加えるものです。職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、養子縁組里親である職員に委託されている子、その他これらに準ずる者として規則で定める子について、職員が養育する子に含むと

するものです。

同条第2項は、介護を行う職員の早出遅出勤務に係る規定であり、「日常生活を営むのに支障がある者」を「要介護者」に、あわせて準用する前項の規定が改められたことから所要の改正をするものです。

第10条の3は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る規定で、同条第4項中「日常生活を営むのに支障がある者」とあるのを「要介護者」に改めるものです。

第13条は、新設された介護時間を休暇の種類に加えるものです。

第17条第1項及び第2項は、介護休暇の分割取得を可能とするため規定を改めるものです。これまで介護休暇を請求できる期間は、1の要介護状態ごとに連続する6月の期間内とされていたものが、これを3回まで分割できるようにするため、請求期間を指定期間とし、合計6月以下の範囲内で期間を指定することができるようにするものです。

第17条の2は、新たに新設された介護時間について規定するものです。職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことを承認できることとするもので、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は無給とするものです。

第18条は、任命権者の承認を受けるものに介護時間を加えるものです。

次に、資料2をごらんください。改正する条例第2条についてであります。第2条の2を第2条の3に繰り下げ、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において、条例で定めるものと規定している育児休業に係る子の範囲についての規定を第2条の2として新たに加えるもので、法律上の親子に準ずる関係にある子についても育児休業に係る子に含むものとするものです。育児休業は、子が3歳に達する日まで、育児時間、勤務については子が小学校入学前までとることができるものでありますが、この当該子以外の子に係る産前産後休暇や育児休業が承認されると、特別の事情を除き、当該子に係る育児休業は承認されないこととなっております。

次の第3条と第10条は、育児休業等を再び取得できる特別の事情についての規定を改めるものです。

第3条は、育児休業法第2条第1項のただし書きにおいて条例で定める特別の事情と規定され、条例で定めている事項の改正で、育児休業に関する規定です。第1号は改正前の第1号の出産に係る子の部分の規定を定め、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として改正前の第1号の承認に係る子の部分の規定に特別養子縁組が成立しなかった場合等の事情を新たに定め、加えるものです。

第10条は、育児休業法第10条第1項のただし書きにおいて条例で定める特別の事情と規定され、条例で定めている事項の改正で、育児短時間勤務に関する規定です。第1号は改正前の第1号の出産に係る子の部分の規定を定め、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として改正前の第1号の承認に係る子の部分の規定を改め、加えるものです。

次に、条例本文3ページをごらんください。附則であります。1としまして、この条例は平成29年

1月1日から施行しようとするものです。2としまして、育児福祉法等の一部を改正する法律第2条が平成28年4月1日に施行されることに伴う経過措置を定めるもので、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条の2第1項及び第2項の平成29年1月1日から同年3月31日までの間の読みかえ規定を定めるものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番 関 清貴議員

それでは、私からは、この条例今出されたわけですが、介護のほうの関係ですけれども、介護のほうに該当する職員が、これが実施された場合に、条例として通った場合に該当者があるものかどうか、把握できる範囲で教えてください。

そして、この2つの条例なのですけれども、介護と育児のほうなのですけれども、これに伴って職員が休暇等に入った場合、これを利用した場合に、それに対する職員の対応というか、不足が生じたところの人事等のことは、その都度考えるのか、ある程度それらも考えて今から体制を整えているかどうか、その2点について教えてください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、今どれくらいの職員がそういった状態にある、親御さんの面倒を見ているかというのは把握できていない状態でございますので、現状ではわかりかねます。

休暇をとった場合の対応でございますが、他の職員の対応でございますが、現在そういう状況で、いつどなたから出てくるのかというのがわからない状況でございますので、出てきたときに考えざるを得ないというふうなことでございます。

○8番 関 清貴議員

はい、わかりました。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第119号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第120号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第120号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対して、公務員給与の改定の勧告がなされました。その内容は、民間における賃金の引き上げを図る動きを反映し、民間給与と公務員給与の比較において月例給、特別給のいずれも民間給与が公務員給与を上回っていることから、それらを引き上げ、さらに女性の就労をめぐる社会状況等の変化を踏まえ、配偶者と子に係る扶養手当を見直しするとしたものであります。

一方、岩手県人事委員会においては、同年10月17日に県議会及び県知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告がなされたところであります。岩手県においても職員給与と県内民間給与を比較したところ、月例給、特別給のいずれも民間給与が職員給与を上回る結果となったことを受け、給料水準を引き上げ、扶養手当についても人事院勧告と同様の措置を講じるよう勧告がなされたところであります。

このような状況を踏まえ、本町においてはこれまでと同様、人事院勧告及び県人事院勧告に基づき、職員の給料月額を0.14%、勤勉手当支給月数を100分の10、それぞれ引き上げを行うため、関係条例を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたします。資料1をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。改正する条例第1条は、給料月額と勤勉手当の改正で、平成28年4月1日に遡及適用しようとするものです。

第21条第2項は字句の変更で、「掲げる額」を「定める額」に改めるものです。

同項第1号は再任用職員を除く職員の12月に支給する勤勉手当を100分の10引き上げ100分の90に、同項第2号は再任用職員の12月に支給する勤勉手当を100分の5引き上げ100分の42.5に、それぞれ改めようとするものです。

給料月額、改正後の別表第1、行政職給料表のとおり改めようとするものです。

資料2をごらんください。改正する条例第2条は扶養手当額と勤勉手当の改正で、平成29年4月1日から施行しようとするものです。

第9条は扶養手当の改正となります。内容は、配偶者に係る手当額を月額1万3,000円から他の扶養親族と同額となる月額6,500円に、子に係る手当額を月額6,500円から月額1万円に改めるほか、配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当を月額1万1,000円とする取り扱いを廃止するものです。

同条第2項はこれまで同額であった子と孫の手当額が変更となるための改正であり、第3号から5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号に定めていた孫を分離し、第3号として新たに規定を加えるものです。

同条第3項は、子に係る手当と子を除く扶養親族の手当のそれぞれの月額について規定するものがあります。

第10条第1項から第3項までは、廃止となる配偶者がいない場合の届け出、支給及び額改定の取り扱いに関する規定を削り、あわせて字句を改めるものです。

第21条第2項は、改正する条例第1条において引き上げた勤勉手当支給月数分を6月と12月に均等に配分し、それぞれ支給月数を再任用以外の職員は100分の85に、再任用職員は100分の40に改めようとするものです。

資料3をごらんください。改正する条例第3条は、特定任期付職員の給料月額と期末手当の改正で、平成28年4月1日に遡及適用しようとするものです。

第7条第1項の表中、1号級及び2号級の給料月額を引き上げ、第8条第2項は12月に支給する期末手当の支給月数を100分の157.5から100分の10引き上げ、100分の167.5に改めようとするものです。

次に、資料4をごらんください。改正する条例第4条は特定任期付職員の期末手当の改正で、平成29年4月1日に施行しようとするものであります。

第8条第2項は、改正する条例第3条において引き上げた期末手当支給月数100分の10をそれぞれ6月と12月に均等に配分し、支給割合をそれぞれ100分の162.5に変更しようとするものであります。

次に、改正本文7ページをごらんください。附則であります。1としまして、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条及び第4条の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものです。2として、第1条の規定及び第3条の規定については平成28年4月1日から適用するものです。3として、改正前の給与条例及び任期付職員の条例により支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例及び任期付職員条例により支給される給与の内払いとみなすものです。4として、扶養手当の改正に伴う特例措置を定めたもので、配偶者に係る手当額の減額を考慮し、段階的に実施しようとするもの

であります。5として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

扶養手当の部分なのですけれども、配偶者と、あと父母、祖父母等の場合の所得要件等がありましたら説明ください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

扶養認定される収入条件と申しますか、所得条件といたしましては、年収130万、月で申しますと月収で10万8,000円以下の場合、支給するということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

私思うのですけれども、世の中には国民年金だけで生活している一人の方とか、夫婦の方がいるのですけれども、そういう方の収入というのは130万よりはるかに少ない額ですよ。そういう方は年金だけで生活していて、例えば公務員の親であれば130万に足りない収入があっても扶養手当が支給されるというのがちょっと不公平のような感じがするのです。あるいは60歳を超えて定年退職して、退職金もあってある程度財産がある方であっても、この扶養手当が支給されるという部分も腑に落ちないのですけれども、それが一般の人の感覚ではないかと思うのですけれども、この条例の改正は上の国から県に行って、県から来ているわけですから、町としてどうのこうのというのは難しいのかもしれないですけれども、例えば町長はそういう部分に関してどのような感想をお持ちでしょうか。ありましたらお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

お答えします。

国民年金の議論とこの議論とはまた別の話であると、私はそう思っております。国民年金の場合には、年金法の中において議論される問題であると、そう思っております。厚生年金に入る人、国民年金に入る人、それぞれ人生設計を立てながら、その中でそれを容認して入っているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

私は、基本的に父母等に対する扶養手当はなくしたほうが良いと思っております。また、トヨタ自動車、二、三年前ですかね、扶養手当について子供の部分を大きな増額して、配偶者の部分を削って、多分トヨタは祖父母と父母等にはないのではないかと思いますので、扶養手当が。それが普通感覚かなど。この件でインターネットでちょっと見てみたのですけれども、ある県では国の子供手当を出すようになったので、会社として子供手当を廃止する動きがある企業もあるみたいなことも出ていたのです。そういう部分で考えれば、私子供手当に関しては良いと思うのです。どちらかといえば、企業とか公務員は扶養手当出さないで、国で一本化して、その分交付金減らすとか法人税上げるとかのやり方のほうが良いかと思うので、子供にとって。子供というのはどこに生まれるかわからないわけですから、どこに生まれるかわからない子供を公平に育てるという意味では、そのほうが良いと思うのですが、それはここで言う話ではないかと思うのですけれども、意見ですけれども、反対はしませんけれども、私はそのように考えております。

○議長（昆 暉雄）

1番。

○1番阿部幸一議員

勤勉手当について伺います。勤勉手当が100分の80から100分の90になるわけですが、10%上がると。総務課長から聞くのですけれども、これを役場の中で勤勉手当の支給、簡単に言えば一生懸命頑張る人間とサボる人間とあるわけだ、はっきり言って。そういうのに対して見直しをやるべきだと私思うのです。国から来るわけだから、大抵。職員の分、勤勉手当が来年から100分の90来るのですよね。そうすれば副町長さんより課長さんのほうが給料も高くなるわけだ。ボーナスも。そういうことから、やはり勤勉手当の支給のやり方を管理職が部下を把握して見直すと。例えば100分の90のやつを100分の90でなく、もっと上げると、倍ぐらい上げると、だめなのは半分以下にすると、それぐらいな気持ちで俺やっていかねばだめだと思うのです。何黙っていても時間から時間までいれば勤勉手当はもらうにいいと、その辺を検討する余地があるかないか答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、そういうご意見も多々あるというのはおっしゃるとおりだと思います。町といたしましてどうですか、公務員のほうでも国のほうから適正な人事評価をなさいという指導が参っておりますので、今年度から人事評価を始める予定となっておりますので、そういった部分が定着してくれば、議員おっしゃるように職員における勤務状況に応じた差がついてくるというふうに理解してございま

す。

○議長（昆 暉雄）

1 番。

○1 番阿部幸一議員

評価というのは管理職がやるわけでございますけれども、私も同僚議員とか議長さんとお話をして、やはりこれは格差をつけると、誰が見てもこいつは上げるべきだと、やはりこいつはだめだというふうに議会でも議論して、議員さん方と議論やりたいと私個人的に思っています。ただ、これ議員さんなのか、議長さんなのかわかりませんが、そのような方向で活性化のために人事の評価をやってもらいたいと、そのように思っていますが、どうですか。もう一度。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

その件につきましては、私だけの判断というわけにはまいりませんので、上司の皆様と判断してこれから実施していくということになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第120号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第121号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第121号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、議案第120号でご説明申し上げました人事院勧告等に準じ、期末手当支給月数を引き上げるため所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明いたします。資料1をごらんください。アンダーラインを引いているところが改正しようとする箇所であります。改正する条例第1条は期末手当の支給月数の改正で、平成28年4月1日に遡及適用しようとするものです。

第10条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改めるものです。

附則の14は、現教育長の給与に関しては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等により、廃止前の教育長の給与及び勤務時間等に関する条例が適用されることから、新たに規定を加えるものです。

資料2をごらんください。改正する条例第2条は、第1条で引き上げた期末手当の支給月数100分の10を6月と12月に均等に配分し、平成29年4月1日から施行しようとするものです。

第10条第2項中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改めるものです。

附則には、改正する条例第1条と同様、現教育長の期末手当について定めるため、新たに15として規定を加えるものです。

次に、条例本文1ページをごらんください。附則であります。1としまして、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定は平成29年4月1日から施行しようとするものです。2として、第1条の規定については平成28年4月1日から適用するものです。3として、改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例により支給される給与の内払いとみなすものです。4として、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第121号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第4、議案第122号 山田町町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務課長。

○会計管理者兼税務課長(昆 秀樹)

議案第122号 山田町町税条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)が平成28年3月31日に公布され、同法第8条により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正が行われ、施行日については所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(平成28年政令第254号)が平成28年7月1日に公布され、平成29年1月1日から施行することとされたことに伴い、これらの法律等に適切に対処するため所要の改正を行おうとするものです。主な改正内容は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例及び国民健康保険税の課税の特例について定めようとするものです。

それでは、資料1の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が今回改正しようとする部分であります。

次に、4枚ほどめくっていただきまして、資料2をごらんください。山田町町税条例の一部を改正する条例の概要であります。主な改正条項及び改正の概要をまとめたものです。この資料によりまして説明いたします。

初めに、附則第29条の2につきましては、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例を定めようとするものです。外国との二重課税を防止すること等を目的とする外国居住者等所得相互免除法に規定される外国で設立された団体から受け取る特例適用利子等及び特例適用配当等を有する方に対し、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得について、個人の町民税の所得割を課税しようとするものです。

次に、附則第29条の3につきましては、附則第29条の2を新設することに伴い、これまでの附則第29条の2を附則第29条の3にしようとするものです。

次に、附則第40条の2につきましては、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めようとするものですが、国民健康保険の被保険者等が外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用利子等を有する場合における国民健康保険税の所得割額の算定、及び軽減判定については基準となる総所得金額及び山林所得金額の合計額に特例適用利子等の額も含めようとするものであります。

次に、附則第40条の3につきましては、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を定めようとするものですが、国民健康保険の被保険者等が外国居住者等所得相互免除法に規定する特例適用配当等を有する場合における国民健康保険税の所得割の算定、及び軽減判定については基準となる総所得金額及び山林所得金額の合計額に特例適用配当等の額も含めようとするものです。

次に、条例改正本文5ページに戻りまして、附則において、この条例は平成29年1月1日から施行しようとするものです。また、町民税に関する経過措置として、この条例による改正後の附則第29条の2の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものとし、また国民健康保険税に関する経過措置として、この条例による改正後の附則第40条の2及び第40条の3の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第122号 山田町町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第123号 山田町保育園設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

議案第123号 山田町保育園設置条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成28年度をもって山田町立大浦保育園を廃止することに伴い、保育園の名称等に関し所要の規定の整備を行うため、関係する条項を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が今回改正しようとする箇所であります。第2条の表の改正は、大浦保育園の廃止に伴い、大浦保育園の名称と位置について削除するものであります。

次に、条例本文をごらんください。附則において、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容の説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。5番。

○5番田老賢也議員

1つだけお聞きします。先日の全協でも尋ねたことなのではございますけれども、改めてお伺いします。大浦保育園を廃止した後の建物利用と土地の利用についてなのではございますけれども、これに関しては大浦保育園廃止の段階で費用対効果の話とかをしているはずなんです。子供が減るので、子供1人に対してかかるお金が大きくなっていくという話をしているはずなので、なくなった後の建物とか土地の部分に町のお金がどれだけ使われるかというのをやっぱり関係する方々は気にしていますので、その部分に対して説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

大浦保育園廃止後のことではございますけれども、12月に入りまして地権者の方と面談いたしました。その中で、大浦保育園廃止後の建物については解体して、もとの状態でお返しするという方向で相談しました結果、地権者の方も建物を解体してもとの状態に戻していただきたいというようなお話がありました。今後はその方向で詳細についてご相談していく予定でございます。

○議長（昆 暉雄）

5番、いいですか。

6番。

○6番木村洋子議員

私は一昨日も一般質問でこの件には質問いたしましたけれども、確認のところなのですが、1回目

の説明会が平成28年3月16日で、大浦保育園未就学児、保護者との懇談会ということでなされていますが、このときのお話し合いについてなのですけれども、最初1回目ということもありまして、やはり地域というか、保護者の方々からいろんな要望とか実情とか、そういうのを聞く場であって、町としての意向というか、そういうのを話すところではないとは思いますが、お話を聞いてすごく保護者の方々が動揺しておりましたけれども、その点でお話の内容、どういうふうな感じだったのか聞かせてほしいし、何か問題点はなかったのかどうかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

1回目の3月の懇談会の様子なのですけれども、このときは廃止しますということは全くその時点では言っておりません。ただ、子供の数が減っておりますので、今後考えていきたいということでお話をしておりました。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ですが、このお話から保育園を変えたりとか、入らないという、こういう事態が来ていますので、やはり説明の部分で何かしら問題があったと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

最初の懇談のところでは具体的なお話もなかったですし、保護者さんの意向も聞いておりましたので、それで動揺したというのは少しはあったとは思いますが、特に問題はなかったと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番、いいですか。

8番。

○8番関 清貴議員

それで、私からは、この保育園の設置条例が今度改正になるわけですが、それに伴って保育園バスを出すようですが、保育園バスはあくまでも町立の保育園との通園というか、通うのに町立の保育園のみの特定ですか、それとも織笠保育園とか中央保育園とか、それらに通う子供に対してもそのようなバスを用いるのかどうか、そこを確認したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊池ひろみ）

通園バスにつきましては、町立の保育園へ通う方への足として考えております。

○8 番関 清貴議員

はい、いいです。わかりました。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

今課長が申し上げたとおりでございますので、皆さんの健全なるご回答をお願い申し上げます。

討論ございますか。6 番。

○6 番木村洋子議員

反対の立場で討論します。

○議長（昆 暉雄）

登壇してください。

○6 番木村洋子議員

6 番、木村洋子です。大浦保育園廃止について反対の立場で討論します。

大浦地区においては、保育園は小学校と同様に地域コミュニティーの核となるところであります。住民同士の結びつきを強めていた場所であります。3.11の大震災のとき、同地区は大きく被災し、亡くなった人も出ました。また、道路の寸断で大けがをした住民も移送できず、孤立した場所でもあります。しかし、ふだんよりの住民同士の結びつきで助け合い、その困難を乗り越えてきました。その地域の大事な保育園の火が消えようとしています。1年という経過は早過ぎるのではないのでしょうか。説明の仕方も問題があるように思います。その説明の後に、2世帯の子供たちが別の保育園に移っております。1年ではなく、二、三年という期間を置いて、廃止に対しての住民の人たち、保護者の気持ちの受け入れの成就、そのような気持ちになる、そういう方法はなかったのでしょうか。震災で孤立し、大変な思いをした地域だからこそ、住民感情を考慮した対応をすべきではなかったのでしょうか。そのことについて反対の立場で討論をいたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論を終わります。

これから議案第123号 山田町保育園設置条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（昆 暉雄）

起立多数です。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第124号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第124号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容をご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年9月7日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に当たり、現行所得指標として用いている合計所得金額から土地譲渡による収入に対する税法上の特別控除を控除した額を新たに所得指標として用いることとしようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所になります。制定附則第6条の次に、平成29年度における保険料率の特例を第7条として加えるものです。

第7条では、平成29年度の保険料を山田町介護保険条例第3条の規定にかかわらず、当該各号に定める額としようとするもので、令附則第19条第1項第1号から第9号とは、改正施行令で特別控除額の控除を規定した条文であります。なお、各号の階層区分、保険料には変更はありません。

第7条第1項第1号では、令附則第19条第1項第1号に掲げる者は3万円、第2号では同条同項第2号に掲げる者は4万5,000円、第3号では同条同項第3号に掲げる者は4万5,000円、第4号では同条同項第4号に掲げる者は5万4,000円、第5号では同条同項第5号に掲げる者は6万円、第6号では同条同項第6号に掲げる者は7万2,000円、第7号では同条同項第7号に掲げる者は7万8,000円、第8号では同条同項第8号に掲げる者は9万円、第9号では同条同項第9号に掲げる者は10万2,000円と

しようとするもので、第2項ではさらに第1項第1号の保険料を3万円から2万7,000円に軽減しようとするものです。

次に、条例本文に戻りまして、改正附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行し、改正後の山田町介護保険条例の規定は平成29年度以降の年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例によると規定しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第124号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第125号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

議案第125号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、県の海岸占用料等徴収条例が改正されたことに伴い、町の漁港管理条例も同様に改正しようとするものです。

それでは、条例案について新旧対照表によりご説明申し上げます。資料の新旧対照表をごらんください。アンダーラインを引いている箇所が改正部分であります。別表第2中、電柱類を設置する場合の額460円を380円に、地下埋設物を設置する場合の額98円を82円に、170円を140円に改めようとする

ものです。

次に、条例本文をごらんください。附則において、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものです。また、経過措置として、改正前の条例の規定により占用許可を受けているものについて、この条例の施行日の前日に占用が終了したものとみなし、施行日以後の占用の期間については施行日から占用が開始したものとみなして算定するものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

1点だけお願いします。説明で県を見習うというか、準じてということなのですが、これ下げた理由というのは地価の下落によるものか、それとも漁業者に対する手当てなのか、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

減額の理由につきましては、固定資産の評価の評価替えが行われて、単価が下がったという内容でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番、いいですか。

○12番山崎泰昌議員

はい、了解です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

この対象漁港は町管理の部分だけだということですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

山田町が管理する漁港の部分でございます。

○7番尾形英明議員

2カ所だね。

○水産商工課長（佐々木真悟）

はい。

○7 番尾形英明議員

了解。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第125号 山田町漁港管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第126号 山田町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第126号 山田町都市公園条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた前須賀公園の廃止等に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正の概要についてご説明申し上げます。資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。

第5条は、ただし書き中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改めるものであります。

次に、第6条の2は前須賀公園の廃止に伴い、有料公園施設の規定を削るとともに、2ページをごらんください、同条の規定を削ることに伴い、別表1もあわせて削ろうとするものであります。

次に、1ページにお戻り願ひまして、第7条第1項及び第9条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改めるものであります。

次に、第11条は第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、同条第4号中「第11条」を「第27条」に改めるものであります。

次に、第12条第1項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に、別表第2を別表に改めるとともに、2ページをごらんください、別表第2を別表に改めるものであります。

第12条第2項は、前須賀公園の廃止に伴い、有料公園施設使用料金の規定を削るとともに、3ページをごらんください、同項の規定を削ることに伴い、別表第3もあわせて削ろうとするものであります。

2ページにお戻り願ひまして、第12条第3項は前項を削ることにより、同項を第2項に繰り上げ、同項中、前2項を前項に改めるものであります。

次に、第14条は「第23条第1項」を「第33条第4項」に改めるものであります。

改正条例本文にお戻り願ひまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と改正の内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

2つ3つ聞きます。

まず1点目は、この案件をここに持ってきたということで、今までこれを再開するために引っ張ったのか、それとも何かの国、県との協議によってこういう結果になったのか、これが1点目。

あともう一つは、こういうふうな廃止しなければならない公園というのはほかにもあるのかどうか。最初にこの2点。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

今回の改正をここまで引っ張ったのかということでございます。実際、前須賀公園の廃止手続がとられましたのが昨年の8月でございます。本来であれば廃止が決まった時点で提案すべきであったというふうに思いますが、今回提案がおくれたことにつきましては大変申しわけなく思っております。

あと、廃止しなければならない公園ということでございますが、今回の復興事業で廃止されている公園は織笠の公園になります。織笠の公園も廃止はされておりますが、今回都市公園条例の中には有料施設として使用料金を規定する条項がございましたので、その廃止に伴ひまして、今回の条例の改正に至ったということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第126号 山田町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時15分散会

平成28年第4回山田町議会定例会会議録（第4日）						
招集告示日	平成28年12月 8日					
招集年月日	平成28年12月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成28年12月16日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成28年12月16日午後 0時06分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員  出席 13名 欠席 1名 欠員 0名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部幸一	○	8	関清貴	○
	2	田村剛一	△	9	阿部吉衛	○
	3	佐藤克典	○	10	坂本正	○
	4	黒沢一成	○	11	菊地光明	○
	5	田老賢也	○	12	山崎泰昌	○
	6	木村洋子	○	13	吉川淑子	○
	7	尾形英明	○	14	昆暉雄	○
会議録署名議員	12番 山崎泰昌		13番 吉川淑子		1番 阿部幸一	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	白土まさ子		書記	鈴木廉子	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名  凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤信逸	○	国保介護課長	甲斐谷芳一	○
	副町長	甲斐谷義昭	○	健康福祉課長	菊池ひろみ	○
	副町長	鈴木裕	○	建設課長	川守田正人	○
	技監	山下真徳	○	建築住宅課長	佐々木政勝	○
	総務課長	花坂惣二	○	上下水道課長	佐々木達彦	○
	総務課主幹	倉本收郎	○	消防防災課長	上沢隆	○
	企画財政課長	上林浄	○	教育委員長	山崎喜六	△
	復興推進課長	沼崎弘明	○	教育長	佐々木毅	○
	会計管理者兼 税務課長	昆秀樹	○	教育次長	箱山智美	○
	農林課長	古館隆	○	生涯学習課長	白土靖行	○
	水産商工課長	佐々木真悟	○			
	町民課長	中屋佳信	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成28年第4回山田町議会定例会議事日程

(第4日)

平成28年12月16日(金) 午前10時開議

- 日 程 第 1 議案第127号 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 2 議案第128号 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 3 議案第129号 財産(建物)の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 4 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 5 議案第131号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 6 議案第132号 山田町公共下水道根幹の施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについて
- 日 程 第 7 議案第133号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第5号)
- 日 程 第 8 議案第134号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日 程 第 9 議案第135号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日 程 第10 議案第136号 平成28年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 日 程 第11 同意第10号 教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 1 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 追加日程第 2 発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書
- 追加日程第 3 発議案第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書

平成28年12月16日

平成28年第4回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。  
参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、2番田村剛一君であります。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について及び発議案2件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第127号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第127号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成27年第1回山田町議会定例会において議案第28号として議決をいただいた財産取得で、UR都市再生機構が実施したものです。

議案、4、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得予定金額の変更内容があります。今回変更は、大浦第2団地入居意向調査の結果、8戸減による工事費減、埋蔵文化財調査による残土処分費及び造成盛り土運搬費の増となったことから、取得予定金額を変更するものです。

次に、資料1をごらんください。取得予定の大浦第2団地の位置図となっております。

次に、資料2をごらんください。大浦第2団地の配置図となっております。赤色で着色した部分が今回建設を中止した8戸となり、右上に表示している表は、変更前と変更後のタイプ別戸数一覧となっております。

議案本文に戻りまして、取得の相手方は岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構で、取得予定金額は変更前の金額6億1,239万円に消費税込み9,719万円を減額した5億1,520万円で、議会の議決を経て取得予定金額の変更をしようとするものであります。

以上、提案理由と変更内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第127号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、議案第128号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第128号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成27年第4回山田町議会定例会において議案第111号として議決をいただいた財産取得で、UR都市再生機構が実施したものです。

議案、4、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得予定金額の変更内容があります。今回変更は、大沢小学校協団地入居意向調査の結果、5戸減による工事費減となったことから、取得予定金額を変更するものです。

次に、資料1をごらんください。取得予定の大沢小学校協団地の位置図となっております。

次に、資料2をごらんください。大沢小学校協団地の配置図となっております。赤色で着色した部分が今回建設を中止した5戸となり、青色で着色した部分が車椅子住戸から一般向け住戸に変更となります。右下に表示している表は、変更前と変更後のタイプ別戸数一覧となっております。

議案本文に戻りまして、取得の相手方は岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構で、取得予定金額は変更前の金額5億676万7,000円に消費税込み1億9,326万7,000円を減額した3億1,350万円で、議会の議決を経て取得予定金額の変更をしようとするものであります。

以上、提案理由と変更内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

これは、普通の変更契約の部分でこのぐらいの件数、20戸建てるやつが15戸に減って、5戸減ったという、減額の金額が大体2億近く減額になっているのです。普通であればこういう感じだと思うのですが、前に戻って申しわけないのですが、127号の議案の分については8戸減っているのに金額が1億円ぐらしか減っていない。これは、多分造成費のほうを余分な造成費にお金を費やして、高いものになっているのではないかなと思われま。その辺を今後処理するときに、大浦の人たちなどに負担のかからないような処理をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

ただいまは意見として執行部のほうでは受けとめてください。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第128号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第129号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建築住宅課長。

○建築住宅課長（佐々木政勝）

議案第129号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについて、その概要についてご説明申し上げます。

今回の取得の目的は、平成28年第1回山田町議会定例会において議案第24号として議決をいただいた財産取得で、UR都市再生機構が実施したものです。

議案、4、変更の内容をごらんください。変更前取得予定金額と変更後取得予定金額の変更内容であります。今回変更は、下条団地入居意向調査の結果、12戸減による工事費減となったことから、取得予定金額を変更するものです。

次に、資料1をごらんください。取得予定の下条団地の位置図となっております。

次に、資料2をごらんください。下条団地の配置図となっております。赤枠及び赤色で着色した部分が今回建設を中止した12戸となり、青色で着色した部分が2DKタイプから3DKタイプに変更となります。緑色で着色した部分が公園用地となります。右下に表示している表は、変更前と変更後のタイプ別戸数一覧となっております。

議案本文に戻りまして、取得の相手方は岩手県盛岡市中央通1丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構で、取得予定金額は変更前の金額8億1,326万7,000円に消費税込み4億1,646万7,000円を減額した3億9,680万円で、議会の議決を経て取得予定金額の変更をしようとするものであります。

以上、提案理由と変更の内容について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第129号 財産（建物）の取得に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第130号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

議案第130号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

平成25年山田町議会第4回定例会において指定管理者の指定の議決をいただき、管理運営してまいりました山田町堆肥センターの指定管理者であります農事組合法人エコファーム山田の指定期間が本年12月31日をもって満了することから、山田町堆肥センター条例第3条、指定管理者の指定の規定に基づき、引き続き同農事組合法人を指定し、地方自治法第244条の2第6項に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

議決事項であります、公の施設の名称は山田町堆肥センターであります。指定管理者となる団体の名称は、農事組合法人エコファーム山田であります。指定期間は、平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間であります。

なお、本施設は平成16年11月1日から現在まで指定管理者として同農事組合法人を指定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

この堆肥センターの件、しばらくぶりに出てきたので、現在の運営の状況がうまくいっているかどうか、簡単に説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

運営状況でございますが、単年度の収支でいきますと、26年、27年につきましては損益が生じております。ただ、100万以内でございますので、今後の経営改善計画、あるいは堆肥の販売等で黒字になる可能性があると考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

赤字の部分が今後の運営状況により黒字になるかもしれないということですが、赤字が膨らんでいった場合、その補填等はどのように考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

本施設につきましては、建設当時公設民営、建設は町で負担します。運営については生産者の皆さんで行ってくださいということで建設された施設でございます。ですから、運営費の補填については町のほうとすれば補填する考えは今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

あともう一つ、機械類、当初経年劣化すれば更新とか補修とか必要になるという話があったかと思うのですが、その補修とか機械の調子が悪くなっていないのかどうか、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

まず、大きな機械とすれば堆肥を攪拌する機械が大きな機械になります。16年に設置していますので、10年以上経過しております。耐用年数的には7年なのですが、それ以上ケアしながら使っているのですが、やはり老朽化を迎えております。町と指定管理者との管理協定の中では、日常使ってい

る中で誤って壊した部分については指定管理のほうで負担してください、ただ根本的な部分についてはその都度協議しましょうという協定内容になっていますので、攪拌機の改修につきましては平成27年度の当初予算で計上させていただいたのですが、単費のほうで計上させていただいたのですが、補助事業の模索をしておりましたが、結局的に補助事業がならないということで、改修につきましては今財政課のほうと協議をしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第130号 公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第131号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

議案第131号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成27年12月15日に開催された第4回山田町議会定例会におきまして議案第116号として議決をいただき、請負金額3億7,530万円で東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部岩手法人営業部が施行中の工事であります。

それでは、変更の概要を説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、復興工事に伴う設計路線の変更による光ファイバー規格及び数量の変更のほか、町独自で立てる電柱の数量変

更などに伴うもので、当初設計では340本と積算しておりましたが、実際に立てた数量は133本であったことから、それらの数量及び金額を変更するものです。

次に、変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の金額3億7,530万円から4,471万2,000円を減額した金額3億3,058万8,000円で、平成28年10月31日に請負変更仮契約を締結したところです。

以上、提案理由と概要について申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

私、この今度の変更に伴って、支柱、電柱等が減になったと思いますが、その減になった分、メンテナンスで、保守業務等で計算しているやつが変わるのかどうかお聞きしたいです。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、減になって保守業務というか、この電柱の本数の使用料等は一旦請求を受けて支払うと、その分を今度はNTTさんのほうにこちらが線を貸し付けるわけでございますので、線の貸付料に含めて請求していくということでございますので、実質的な町の持ち出し等々は関係がないということになります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私はどうしても82局の部分、82局ではメンテナンスとか保守業務というのは発生しないわけですが、この84局と86局に保守業務というのが出てきたというのが少しわからない、不明なところなので、その辺についてはNTTさんが独自にやる部分についてはNTTさんがやって、今度町が同じ事業内容で施設を整備したとして、何でそういうのが発生するのか、その辺についてお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、84局と86局に関する光ファイバーの部分に関しましては、町の財産ということになりますので、その部分については町の責任でやっていかざるを得ないということになります。82局はNTTが設置したものでございますので、NTTさんのほうが自己責任でもってやっていくということになります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

そうすれば、84局、86局については補助事業を導入したから、町のほうで将来的にもずっとその負担というのは出てくるわけですね。たまたま今は相殺できるから、費用はかからないということで進めていると思うのですけれども、その点に関しましてずっとこの状態で続いていくのか、いつかの時点でNTTさんに全てお任せして、そういう相殺することなく、町のほうの整備した分もNTTさんにお願いますというようなことはあり得ないわけですか、もうずっと。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、NTTさんが整備していただけないということで、84局、86局は今回補助事業を導入して、こういうことになったわけです。まず、沿岸市町村でも今回この補助事業を導入いたしまして、久慈から宮古から、全て今まで光がないところを整備されたということで、今後のそういった、今議員がおっしゃるようなNTTに移管とか、そういう部分に関しましてはまだ見通せないわけですが、当分はこの形態でいくものというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私ごとで大変失礼ですが、全協で話しされたと思うのですけれども、私ごとで欠席してこのような質問は大変申しわけないのですけれども、中身については納得しました。というのは、今回の光ファイバーの電柱に関して東北電力とかNTTに共架する部分の中で少なくなったと思います。これからは少なくなった分、要するに共架した部分の中で占用料をNTTなり電力に支払わなければならない形になると思うのですが、今まで町の道路に占用している物件だけでなく、個人の用地を借りて立てている電柱にも多分共架していると思うのですが、現在山田町で電力とNTTを含めて占用料に関して大体二、三百万だと思うのですが、今度共架したことによっての我々の占用が幾らになるのかわかりませんが、それなりにトータルすれば今までの占用料が減るわけですが、多分。減るか、それとでもマイナスになるか、個人の部分ですから高い占用料になるかもしれませんけれども、そういう部分の中で財政上は今後収入が減になる重荷が出てくると思うのですけれども、その件について財政上は問題ないのでしょうか。

もう一つは、目的的部分で光ファイバーを利用した形の中で、町の中で今現在光ファイバーを全戸に普及させるというような意味合いで事業をやっているのですけれども、それだけだと光ファイバー、パソコン等利用する方は全町の中で10%、20%ぐらい以下でないかなと思うのです。あとの80%の人は意味がない形になって、町がやった部分についてみんなに恩恵がない部分なので、今後の活動

として、私たちが前に軽米町などを見学してブロードバンドの活用法を見てきたのですけれども、例えばテレビ局をつくって各戸にやるとか、我々のそれこそ子機をつくって、防災の難聴地域に対するサービスをするとかというような今後の計画って持っていないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、1点目の費用の件でございますけれども、電柱で考えていただいて、今回の町で整備した光ファイバーに関する件は、まずNTTさんの電柱を使用しているものはNTTさんに使用料を払いますよと、東北電力の電柱に共架している分は東北電力さんに払いますよと、その共架料は、NTTさんが今度町の財産である光ファイバーを使って事業を展開するわけでございますので、NTTさんのほうに町の光ファイバーの線の使用料として、それを含めた形でいただきますよということで、プラスマイナスはこの光ファイバーに関してはゼロという形になりますので、町の財政負担は当面の間は出てこないというふうに理解してございます。

2点目の今後の光ファイバーの活用に関しましては、まず軽米町さんとかそういうところを議員の皆様が視察してこられたわけでございますが、補助をいただく前提となる条件が軽米町と山田町では全く違うということでございます。軽米町のほうは難視聴というふうな前提がついてあるために、その部分を解消する目的ということでIP告知端末のような部分の補助導入が認められたということでございます。山田町の場合は、既に防災行政無線等が確立されて、町内にそういった難視聴というところはないというふうな認識でございますので、国がさらに山田町にIP告知端末のような、そういったものを導入するというのは二重投資になるということ、それは全く認められなかったということでございます。

まず、今回インフラ整備が全町されたわけでございますので、今後これを町がどうやって活用していくかというのがこれから大きな課題となってくるというふうに捉えてございます。その部分については、ブロードバンドの活用の将来構造につきましては、現在のところ確たるものがございませんので、今後町としてどういった補助事業が使えて、どういった事業展開が町民の皆さんに対してできるのかとか、そういったところを内部で例えば横断的な検討委員会を立ち上げて検討していくのか、あるいは今度機構改革があるわけでございますので、そういった政策推進チームで考えていくのかどうか、これは地域活性化とか、今後ITに関しましては地域活性化、例えば町の皆さんが自分のとった商品をどう売っていくのかとか、さまざまな部分で将来性、活用性のある部分でございますので、あるいは総合戦略と結びつけて展開を図るという新しい考え方もこれから全国の市町村等々出てまいりますので、そういったアイデアの出し合いというのがこれから出てくると思いますので、そんなところをこれから検討していかざるを得ないというふうに考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

せっかくできたものですから、上手に利用するような計画を立てていただきたいと思います。

それと、先ほどの1番の返答なのですけれども、NTTとの関係はそれでいいと思います。ただ、要するに東北電力との関係が出てくるのではないかと。その件に関して、今までの占用料から今度我々が占用する部分を差引かれた形の中で動かされた場合に、収入が減るのは間違いないと思います。ただ、微々たるお金かもしれませんが、それは一生続くわけですよ。そういう財政上の問題として、全然関係ないのだからどうかというのを、企財課長、よろしくお願いします。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

財政上のことをご指名をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

先ほど総務課長のほうからもご説明させていただいたように、占用料というのはあくまでも町の財産を貸し付けて、電柱分をお金をいただきますということでございます。買った電柱に共架させていただく、この部分については多分何らかの負担を求められる、それは当然そうだろうと思います。ただ、立っているところでそれを相殺して、両方で使っているのだから半分にしろとかというようなことは、現在の決め方の中ではございません。結果として、あるいは収入が減ったことと同じようになる、それはご指摘のとおりだろうと思いますけれども、収入だけ減っていくということは今のところ想定はしてございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ありがとうございます。2番目の今後、難聴地域だけの問題でなく、自分たちの中で例えば山田局をつくって、みんなに議会のリアルタイムであろうが何であろうが放映するというような、子機の配分とかそういうのもテレビ局をつくって、そういうのを発信するのも、これを利用するいい事業だと思うのですけれども、そういう考えは全然ないですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、先ほどお答えしましたとおり、現段階では単純にIP端末をつけるというのは国では認めないというところがございます。しからばどうするかというような問題でございますので、国が現在地方創生IT活用促進プランなるものをまず立ち上げて、今後全国的にそういったITを使った活用をどういったものがあるかというところをこれから推し進めようとしているわけでございますので、

町のほうでいかにアイデアを絞って、そういったものが町民の暮らしに役立つ、こういう事業展開の中であわせて模索できないかとか、そういったさまざまな部分でアイデアを絞っていかねばならないと、そういうふうに思っています。単独では無理だと、何かそういった地方創生なり地域活性化につなげていくような仕組みの中で検討せざるを得ないと、そういうふうに思っています。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を打ち切ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第131号 山田町超高速ブロードバンド基盤整備事業光ファイバ敷設工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第132号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（佐々木達彦）

議案第132号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

本協定は、公共下水道の整備促進を図るため、公共下水道根幹的施設である終末処理場クリエイトピュアやまだの建設工事を日本下水道事業団に委託し、平成26年第1回山田町議会定例会において議案第19号として議決をいただき、平成28年第2回山田町議会定例会において議案第78号として基本協定の変更について議決をいただいたものであります。

今回の変更の主な要因であります。残土搬出について最終処分地が未定であったため、遠方への

処分を想定して計上しておりましたが、山田町新斎場予定地及び近隣に処分することができたことから運搬費を減額したことで、資材価格及び労務費の価格高騰を見込んで概算事業費を算出していたところ、想定より価格上昇率が低かったことから工事費が減となり、協定金額を減額しようとするものです。

協定の一部変更について、資料1をごらんください。第1条は、原協定の第4条第1項で建設工事の施行に要する予定概算事業費23億8,500万円として協定を締結しておりましたところ、1億3,760万円を減額し、予定概算事業費を22億4,740万円としようとするものです。去る11月28日に変更の仮協定を締結したところであり、第2条で議会の議決をもって変更協定として成立するものとしております。

次に、資料2をお願いします。建設工事工程計画で、黒の実線で表示しているものが原協定、赤線で表示しているものが変更後の協定による工程です。ごらんいただきますように、第1系列につきましては平成28年7月に運転を開始しております。また、第2系列については29年3月下旬に完成する見込みとなっております。下の表は、変更に伴う年度別事業費であります。黒書きが原協定、赤書きが変更後の予定概算事業費を示すものでございます。年度ごとの事業費は、平成26年度は5億1,200万円、平成27年度は11億8,600万円、平成28年度は5億4,940万円となります。全体事業費22億4,740万円のうち、通常補助事業対象額が2億8,095万円、復興交付金事業対象額が19億6,645万円となります。

資料3をお願いします。施設の配置平面図であります。赤色部分が第1系列、青色部分が第2系列で、平成29年3月に完成となります。

以上、説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

確認ですけれども、今の変更の内容の中で土砂の運搬、排出、その距離が短くなった、それが新斎場に運搬したということに聞いたのですけれども、それに伴って新斎場の変更も出てくるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

新斎場の建設工事費については、上下水道のこの工事が出た残土も利用する形で既に設計を組んでおります。ですので、減になるということはありません。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第132号 山田町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第7、議案第133号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(上林 浄)

議案第133号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第5号)についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、予算全体の所要額を見直し、年度末までの適正な予算執行を確保することを目的に編成を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億3,398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ456億771万9,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正であります。これまでに議決いただきました債務負担行為に次の2事業を追加しようとするものであります。

新斎場建設整備事業については、期間を平成28年度から29年度まで、限度額を6億1,138万8,000円とし、斎場の建築工事について複数年にわたる工期での発注を可能にしようとするものであります。

山田地区復興事業鉄道施設整備事業(復興交付金事業)(町直営実施分)については、期間を平成28年度から30年度まで、限度額を1億2,831万円とし、JR東日本東北工事事務所との間で町道が交差し、町負担の生ずる町内の踏切3カ所の整備工事について、複数年にわたる工期での協定の締結を可能にしようとするものであります。

なお、6ページの第3表、地方債補正に係る部分については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により目の増減額が500万円以上の主なものについて説明いたします。

7ページをごらんください。歳入であります。10款1項1目地方交付税512万8,000円の増額は、1

節普通交付税の増などの増減によるものであります。この内訳は、普通交付税が9,247万円の増額で、これによりまして本年度の予算計上額は30億3,285万6,000円となるものであります。また、震災復興特別交付税は8,734万2,000円の減額で、これにより本年度の予算計上額は48億2,453万円となるものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、3目商工使用料553万9,000円の増額は、1節家族旅行村施設使用料の増によるものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,266万2,000円の増額は、1節障害者自立支援給付費国庫負担金の増などによるものであります。

8ページをお開きください。3目農林水産業費国庫負担金2,117万5,000円の増額は、3節農地等災害復旧事業国庫負担金の増などによるものであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金6,123万5,000円の増額は、4節臨時福祉給付金給付事業費国庫補助金の増などによるものであります。

9ページをごらんください。15款県支出金、1項県負担金、1目総務費負担金1,686万円の増額は、1節国土調査費負担金の増によるものであります。2目民生費負担金678万円の増額は、2節障害者自立支援給付費負担金の増などによるものであります。

2項県補助金、2目民生費補助金572万2,000円の増額は、1節福祉灯油助成事業補助金の増などによるものであります。4目農林水産業費補助金2,990万4,000円の増額は、10ページをお開きください、2節合板製材生産性強化対策事業補助金の増などの増減によるものであります。

11ページをごらんください。16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,409万3,000円の増額は、1節土地売払収入の増などによるものであります。

12ページをお開きください。18款繰入金、1項基金繰入金、5目復興交付金管理運営基金繰入金7億3,267万9,000円の減額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これによりまして、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は256億600万円程度となる見込みです。

7目産業振興基金繰入金1,124万円の増額は、1節産業振興基金繰入金の増によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は2億1,600万円程度となる見込みです。

9目ふるさと応援基金繰入金1,280万円の増額は、1節ふるさと応援基金繰入金の増によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成28年度末の現在高は1億1,200万円程度となる見込みです。

13ページをごらんください。20款諸収入、5項受託事業収入、1目土木費受託事業収入1億1,546万7,000円の増額は、1節国道45号岩手45号復興事業受託事業収入の増によるものであります。

21款町債については、説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。15ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、2目文書費1,154万7,000円の増額は、11節、消耗品費の増などによるものであります。

5目財産管理費699万3,000円の増額は、15節、庁舎防水改修工事費の増などによるものであります。14目情報化推進費519万4,000円の増額は、15節、光ファイバー支障移転工事費の増などによるものであります。

16ページをお開きください。15目電算管理費515万1,000円の増額は、13節、庁内LAN拡張作業委託料の増などによるものであります。

16目国土調査費2,249万2,000円の増額は、13節、史跡調査業務委託料の増などによるものであります。

17ページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,708万1,000円の増額は、20節、臨時福祉給付金の増などによるものであります。

18ページをお開きください。2目障害者福祉費2,545万5,000円の増額は、20節、障害者福祉サービス給付費の増などによるものであります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費503万5,000円の増額は、20節、乳幼児児童生徒妊産婦医療費給付費の増などによるものであります。

19ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費2,962万9,000円の減額は、20ページをお開きください、19節、被災診療所等再建支援補助金の減などの増減によるものであります。

次に、22ページをお開きください。6款農林水産業費、2項林業費、3目町有林管理費1,850万円の増額は、13節、町有林間伐委託料の増によるものであります。

3項水産業費、2目水産振興費2,248万円の増額は、19節、水産業復旧緊急支援対策事業費補助金の増によるものであります。5目漁港建設費2,291万円の増額は、19節、漁港施設機能強化（小谷島）臨港道路整備事業負担金の増などによるものであります。

6目漁業集落防災機能強化費1,552万2,000円の増額は、23ページをごらんください、22節大沢地区漁業集落防災機能強化事業建物補償費の増などの増減によるものであります。

7款1項商工費、2目商工業振興費1,357万円の増額は、24ページをお開きください、13節のふるさと特産品事業業務委託料の増などによるものであります。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費1,000万円の増額は、15節、町道維持補修工事費の増によるものであります。4目道路事業費1億1,624万8,000円の増額は、13節、国道45号岩手45号復興事業施行管理委託料の増などによるものであります。

25ページをごらんください。4項都市計画費、2目土地区画整理費1億270万3,000円の増額は、26ページをお開きください、22節、山田地区都市再生区画整理事業建物等移転補償費の増などの増減によるものであります。

4目防災集団移転費5億149万5,000円の減額は、17節、山田地区防災集団移転促進事業用地取得費の減などの増減によるものであります。

5目津波復興拠点整備費2億5,154万円の減額は、13節、山田地区津波復興拠点整備事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

27ページをごらんください。6項住宅費、1目住宅管理費522万6,000円の増額は、13節、災害公営住宅公募発注支援業務委託料の増などによるものであります。

3目災害公営住宅整備費2億1,342万6,000円の減額は、28ページをお開きください、17節、災害復興公営住宅整備事業（山田中央）住宅購入費の減などの増減によるものであります。

次に、32ページをお開きください。10款教育費、7項1目コミュニティ対策費559万7,000円の増額は、15節、中央コミュニティセンター屋上防水改修工事費の増などによるものであります。

33ページをごらんください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費1,912万9,000円の増額は、15節、災害復旧工事費の増などによるものであります。

2項土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費1,700万円の増額は、13節、道路等災害復旧工事測量設計業務委託料の増などによるものであります。

最後に、34ページをお開きください。最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億3,398万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ456億771万9,000円としようするものであります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

最初、7ページからです。13款の家族旅行村が約1.5倍ぐらいの増益になっていました。今後、私ここはまだまだ活用できると思うのです。もう少し宿泊規模とかも調整しながらでもふやすような考えがないのかどうか、ちょっとそこお聞きします。

あと、次ですが、8ページ、14款2目の3節の被災者支援総合交付金、これは多分16ページのほうとリンクしていると思うのですが、これには何か使い道の縛りみたいなものがあるのかどうかをちょっと教えてください。

あとは10ページ、第2節、合板製材生産性強化対策事業補助金、こういうのが出てきていますけれども、歳出のほうでどこに当たるのだからちょっと見当たらないので、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは7ページ、家族旅行村の施設使用料に係るご質問にお答えします。

当初予算計上時に増して、今回11月末の実績額の部分で予算をふやしている状況でございます。ま

た、今後施設等をふやしてはどうかということでございますけれども、繁忙期、6月から9月ごろまでは満員になったりして、また夏休みのころはほぼ満員状態にはなるのですけれども、それ以外の部分につきましてはまだまだあきがあったりするようなこともございます。また、施設の改修を順次進めて、より宿泊していただきやすい環境に修正、改修のほうは努めておりますので、そういった方向で今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからは2点目の被災者支援総合交付金についてのお尋ねでございます。

先ほど議員ご質問にございましたとおりに、見合う歳出は、16ページの歳出の中で町営災害公営住宅コミュニティ形成支援事業、こういったものに充てるものでございます。この交付金の趣旨としましては、復興後を見据えて、いわゆる心の復興にこれからは動いていく、住民の皆さんのコミュニティーの創出であるとか福祉の向上であるとか、そういったいわゆるソフト部門に充てるといった趣旨の交付金でございます。

それから、3点目の部分、歳出に触れない程度に回答させていただきます。充て先は町有林の間伐事業でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

わかりました。

1点目です。使われている頻度がそういうふうになっています。ただ、あそこはすごく評判がいいのです。皆さん使いやすくて。年数がたっているから修繕していくのは当たり前です。使用料をもう少し上げても私はいいのではないかと思うのです。その辺は検討したほうがいいと思うのですけれども、どうでしょう。

2点目、3点目はわかりました。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

使用料につきましても、今年度からですか、エアコンを整備しましたので、冬期間の暖房料というものは徴収しないようにして、一律化を図ってわかりやすくしたところでございます。

また、少しふやしてもということですが、それはそれですけれども、いいときもあれば悪い

ときもあると。一部につきましては、まだ復興工事の作業員の方が宿泊している場合もございますので、状況を見ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ようございますか。

○12番山崎泰昌議員

はい。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を終わります。

次に、歳出全款の質疑を許します。8番。

○8番関 清貴議員

私は歳出のほうで2款の総務費、15ページですか、一般管理費の東日本大震災の追悼式の委託料ですが、これは何で12月補正で予算措置をしたのか、その経過をお聞きしたいです。

あと、文書費の消耗品費656万、これからあと12月過ぎれば1、2、3と、3カ月なのですけれども、これは文書費ですので、ある程度特定のところで使われる消耗品だと思うのですが、月200万前後の支出が必要だったのかどうか、その辺の詳しいのを教えてください。

あともう一点は、32ページですが、10款教育費のコミュニティ対策費の集会施設トイレ簡易水洗工事費と計上されていますが、これは何カ所予定しているのか、それを教えてください。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

私のほうからは15ページの東日本大震災追悼式の関係でございます。議員には当初予算の際になぜこの部分は盛らないのかというふうなご質問をいただき、その際には国の方針等がはっきりしてから盛る予定だというふうに回答した記憶がございます。今般内閣のほうで、ことしも国として東日本大震災の記念式典、追悼式をやるというふうな方針が固まったこと、また岩手県でも宮古市において行うというふうなことの方針が決まったことを受けて、山田町でもやるという方針を決定したことから、今回補正に盛らせていただいたということでございます。

続いての文書費でございますが、これは年度末に向けての補正ということで、当初段階で全体幾らかかるかというのが見通せないということで、あらあらで盛っているわけでございますが、おっしゃ

るとおりこれは役場全体で使う紙代等、そういったものでございますので、あとこれくらいは必要だというもくろみで今回補正計上させていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

今回集会施設トイレ簡易水洗化工事をする予定の箇所は1カ所、馬指野地区の集会所を予定しております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

2つ目、3つ目の質問はわかりました。

1つ目の東日本大震災の追悼式の件ですが、これは政府がやると、県もやると、そういうことで今回なったということによろしいのですか。そうすれば、町独自で最初からやるという政策的なものは考えているか考えていないか。あと、私一般質問で聞いたら、ほかの町はほかの町、山田町は山田町という回答をいただいた件もありますので、国がやろうと県がやろうと、山田町の犠牲者、追悼する方は800人以上もあるわけですから、それはもう当初から政策としてきちんと位置づけて、補正でなくて、国、県の意向にかかわらず、町はこれは何年間の間には絶対やっていきますとか、そのような強い決意があって、補正でなくて、今後私とすれば当初予算で政策面としてきちんと明快に山田町の姿勢をあらわすべきだと考えておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

内部で検討いたしましたして、その辺はきちんと方針を決めてやっていきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私はきょう初めてこのことを言ったことはないが、冒頭総務課長が回答するときにおっしゃったわけですが、そういうわけで検討する機会というのは今まで何回もあったと思いますので、ぜひ、今当初予算の編成時期だと思いますので、その辺を早急に山田町としての姿勢をきちんと内外に示す意味でも、皆さんで検討すべきところは検討して、私とすれば12月の補正でなくて、4月の当初予算に正々堂々と町長が語れるような予算を出していただきたいと思います。いかがですか、それは。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

実はこのことについて検討しました。その内容というのは、追悼式はいつまでもずっと続けるものではないだろうと、やめどきということがあるでしょうと。それで、実は国とか、あるいは東北各地の被災地の状況を見て決めるのがベターではないかと、山田町が最初にやめどきだということでやめるのには、恐らくかなりの抵抗があるだろうという、こういう考えがあったからであります。いずれいつかはやめるときが来るだろうと、そういうことを想定して補正に回したということでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

歳入に引き続きです。16ページの先ほど質問した件ですけれども、こういう説明書きがありますと心の復興という縛りがあるというお答えでしたが、ではどういうふうな活動を計画しているのか、それをお聞かせください。

それと、21ページです。3目の19節の機構集積協力金、ちょっと私はこれ初めて見るようなものなので、これは説明をお願いしたいです。

次は24ページ、土木費です。4目13節の委託料、ここの説明書きの一番下段です。場所もよく私ちょっと理解できないので、場所を聞きたいのと、管理する施行、どういうふうな形状までいいですけれども、とりあえずどこが当たるのだからちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

企画財政課長。

○企画財政課長（上林 浄）

私のほうからは1点目の被災者支援総合交付金で行う町営災害公営住宅コミュニティ形成支援事業ということのご説明をさせていただきます。

先ほど制度の概要については申し上げましたが、具体的にそれをどういう形で進めるのかということでございます。ご承知のとおり、町営の集合住宅として初の山田中央団地、大きな団地ができたわけでございます。議会の皆様からのコミュニティーの育成、創設、そのあたりで町が積極的に協力、応援してやれというお声をいただいておりますので、今回年度途中ではございましたが、まず手を挙げまして、そこのフォローをしたいと。1つには交流会のようなものを計画したい、それから発展して設立の準備会のお世話までしたいと。何とか今までもお話を申し上げましたが、町とすればコミュニティー組織の円滑なスタートを応援するという立場でございます。これが余りかかわり過ぎますと、逆にそれぞれの組織の自立性を損なうことにもなりますので、そこいら辺を注意しながらちょっとやってみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（古舘 隆）

2点目の農地利用集積の関係でお答えします。

これにつきましては、まず自分でつくれなくなった農家さんからその農地を岩手県の農地中間管理機構というところが借り入れます。その借り入れた農地についてつくり手の方々に配分した場合、その地域地域に対して協力金という形でお支払いする金額になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

土木費の山田地区道路事業路線交差部施行管理委託料ということでございます。これは境田地区、薬王堂の近くになりますが、そこから山田の高台につながる新しい道路を計画しているわけですが、その部分のJRの踏切部分になります。JRに委託する踏切部分の委託料という形になります。ですので、施行はJRにしてもらおうという形で、境田踏切、新たに新設する部分のJRに委託する委託料ということになります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

2点目と3点目はわかりました。1点目もいいことで、私はこの説明書き見てモデルケースみたいなをつくるのかなと思って、ちょっと期待したのです。わかりました。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

1点だけお伺いします。33ページです。災害復旧費の中の水門・陸閘自動閉鎖システム整備事業負担金なのですが、これがどこの部分なのかを……

○議長（昆 暉雄）

マイクを使ってください。

○4番黒沢一成議員

33ページの災害復旧費の上から4つ目、水門・陸閘自動閉鎖システム整備事業負担金がどこの部分なのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

このシステムにつきましては、町営の織笠防潮堤の部分の陸閘の自動閉鎖システムの工事を県が施行するというものでございまして、その部分に対する町の負担金でございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

言葉どおりであればわかるというか、自動閉鎖システムというのはわかるのですけれども、これが先日テレビ見ていたら、普代水門で自動閉鎖システムになっているけれども、結局地震のときに機能しなくて、消防署員が閉めに行ったけれども、それで手間取って、結果的に全部閉まらなかったというのをやっていたのです。自動は自動で、それはそれでいいのですけれども、結局閉まらなかったときに手で閉めれるタイプのものなのかがわかればお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

原則自動で閉鎖するシステムでございますけれども、人的に閉鎖することも可能というふうに聞いております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

実際のものというか、図面とか見てみないと私わからないのですけれども、消防防災課長のほうが詳しいかと思うのですけれども、手で閉めれるというのは以前の門扉であれば手回しで閉めれたのですけれども、自動閉鎖システムの門扉というのはそれに比べて重量があって、重いようなイメージがあるのですけれども。それが上から落ちてくるものであれば、重力で落ちるから手動でも閉めれるけれども、横から動かすものだと手回しとかで閉めるのは厳しいような感じがするのですけれども、その部分が以前から心配なのですけれども、その点について詳しいことわかりましたらお願いします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（上沢 隆）

この陸閘水門につきましては、今回県が整備するという事で聞いております。それでまた、閉じたりあけたり、これは全く消防団は関与しないということをお願いいたします。それで、万が一閉まらないときにも何回にもわたって閉めるボタン、それを操作するという事を聞いておりますので、消防団はもうこの時点では、前回の震災のときは確かに閉鎖する活動をして犠牲者を出しました。今回はもう高台にいて、陸閘のそばにはいませんので、消防団員には関係ないということでお答えさせ

ていただきます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

防災関係でございますので、私のほうから追加といいますか、補足で説明をさせていただきます。

今回の部分は町営の部分であります。県がやっている部分であれば、町内の県営の水門、陸閘も対象になるということで、閉める方法は一切現地に行くという方法ではなくて、Jアラートの放送がございますけれども、第1次的にはJアラートの信号で衛星のほうから信号を出して、そこで門扉を閉める、時間帯はこれから何秒後というか、何分後というのは決めていくと思っておりますけれども、それで閉めていくということになりますので、あと町のほうに監視モニターをつけて、そこで2次的に閉まっていないところを、手動というのですけれども、それはボタンの信号の、何回も信号をもう一度飛ばすと、感覚的なものはそういうことになるとは思いますが、一切有線ではなく、全て信号、無線、電波というか、そこでやるので、閉まっていくということで、消防団の人命の確保というものはそこで確保していくというシステムでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

15ページの14目情報化推進費の14節と15節の関係なのですけれども、先ほどの質問で言った電柱使用料の件と光ファイバー支障移転というのはどういう意味なのでしょう、お答えください。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

まず、14節の電柱使用料でございますが、これは今年度電柱使用料として東北電力さん、NTTさんに共架料として支払う分ということでございます。また、町に入る分につきましてはIRU契約を交わした後に、3月に第4四半期分としてNTTのほうに請求するというようなことになってございます。

次の工事請負費の支障移転工事費でございますが、これは県道宮古山田線、ちょうど羽々の下からおりてくるところでございますが、このところに三陸国道事務所で今高速道路の工事が入っておりますので、このところの線の切り回しということで三国さんから補償費が出て、町のほうでその切り回しの工事をやると、配線のし直しをやるという中身でございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5 番田老賢也議員

16ページ、1項総務管理費、15目の電算管理費で、13節の委託料に庁内LANの拡張作業というのがあるのですけれども、これで300万が何の費用なのかということが1点目。

次、31ページの3目の公民館費で修繕料とあるのですけれども、これが何なのかをお願いします。

もう一点、22ページ、3項水産業費、2目水産振興費で水産業復旧緊急支援対策事業費で2,248万あるのですけれども、ここもちょっと説明をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（花坂惣二）

私からは1点目の庁内LAN拡張作業委託料についてご説明させていただきます。

まず、機構改革ということでこの春から実施するわけですが、それに伴って教育委員会の移転、あと健康福祉課の保健センターへの移転が出てまいります。そのことから、現在あるLAN設備では引っ越してくる人数を賄えないということで、ご承認をいただきましたので、これをもって早めにLAN配線の整備を行って、少しでも引っ越しを早くして、4月1日にスムーズに移れるようにしたいという意図でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（白土靖行）

2点目の公民館の修繕料についてご説明いたします。

修繕は3つありまして、給水ポンプとボイラーと貯水槽の修繕になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（佐々木真悟）

私のほうからは3点目、22ページの部分でございます。水産業復旧緊急支援対策事業費補助金の内容についてでございますけれども、台風10号により被害を受けました養殖施設の復旧、あるいはカキ、ホタテなどの種苗購入費用を補助するため、県の3分の1補助がございまして、町も3分の1のかさ上げをいたしまして、3分の2補助としまして早期復旧を図っていかうという内容のものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これより議案第133号 平成28年度山田町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時31分休憩

午前11時35分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第8、議案第134号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長(甲斐谷芳一)

議案第134号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,136万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,921万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。7款1項1目共同事業交付金1,136万円の増額は、今年度の高額医療費共同事業交付金の所要額が岩手県国民健康保険団体連合会から示されたことによるものであります。

5ページをごらんください。歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費19万5,000円の増額は、療養費サブシステムの導入に伴い、その使用料が生じることによるものであります。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費106万2,000円の増額は、今後の支出額の

増額が見込まれることによるものです。

6 ページをごらんください。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費1,431万1,000円の増額、3 目一般被保険者高額介護合算療養費 5 万6,000円の増額は、いずれも今後の支出額の増が見込まれることによるものであります。

5 款 1 項 1 目介護納付金1,438万円の減額は、被保険者の減少等による納付金の減額見込みによるものであります。

6 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金1,011万6,000円の増額は、今年度の高額医療費共同事業拠出金の所要額が岩手県国民健康保険団体連合会から示されたことによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,136万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億8,921万9,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第134号 平成28年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、議案第135号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第135号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたし

ます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,983万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細により順にご説明いたします。3ページをごらんください。歳入であります。3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金59万9,000円の増額は、平成28年度の保険基盤安定負担金の額が確定したことによるものであります。

5ページをごらんください。歳出であります。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金59万9,000円の増額は、同じく平成28年度の保険基盤安定負担金の額が確定したことによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,983万8,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第135号 平成28年度山田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第136号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

議案第136号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,106万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,680万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明申し上げます。3ページをごらんください。歳入であります。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,000万円の増額は、震災復興に係る土地譲渡や事業の再建などによる所得の増加に起因する保険料の増によるものであります。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業費補助金45万5,000円の増額は、本定例会で議決いただいた議案第124号に係る介護保険法施行令の改正に伴うシステム改修補助金の増によるものであります。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金60万7,000円の増額は、システム改修費用などに対する繰入金の増によるものであります。

次に、歳出であります。5ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費106万2,000円の増額は、介護保険法施行令の改正に伴うシステム改修委託料などの増によるものであります。

4款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金1,000万円の増額は、保険料の増収分を今年度以降の給付費の不足に備え、積み立てようとするものであります。これにより、同基金の28年度末現在高は7,000万円程度となる見込みであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,106万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,680万4,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出全款の質疑を許します。

1番。

○1番阿部幸一議員

基金積立金について伺います。今課長は、今回1,000万の増でございますけれども、7,000万ぐらいがあると答弁しましたけれども、おおむね何ぼあれば、お金いっぱいあれば一番いいのだけれども、どれぐらいが妥当なのですか、積立金。

○議長（昆 暉雄）

国保介護課長。

○国保介護課長（甲斐谷芳一）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、多ければ多いほどよろしいかと思っておりますけれども、介護保険の事業のあり方として介護費用に伴う負担は保険者の皆さんから集めているところでございますので、多ければいいものではありません。3年間を通して見て、大体平均になるような保険料をいただいておりますので、基金も3年間でふえたり減ったりして、ちょうどいいぐらいになると思っております。現在の予定では、

3年目である来年度は基金の取り崩しが出てくるだろうというふうに予測しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これより議案第136号 平成28年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第136号は原案のとおり可決されました。

間もなく昼食時間になります。全案件が終了するまで進行いたしたいと思いますので、議員各位並びに執行部の皆様のご協力をお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_ ○ \_\_\_\_\_

○議長（昆 暉雄）

日程第11、同意第10号 教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

同意第10号 教育委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明いたします。

上澤富士夫教育委員の任期が平成28年12月13日で満了となったことから、後任の委員の任命につき議会の同意をお願いするものであります。

資料により略歴をご説明いたします。資料をごらんください。氏名、中村敏彦。生年月日、昭和46年10月2日生まれ。住所、岩手県下閉伊郡山田町大沢第10地割51番地。最終学歴、岩手県立山田高等学校卒業。主たる経歴、養殖漁業者、青年漁業士。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これより同意第10号 教育委員の任命につき同意を求めることについてを無記名投票により採決します。

議場の閉鎖をします。

(職員により議場閉鎖)

○議長(昆 暉雄)

ただいまの議長を除く出席議員は12名であります。

ここでお諮りいたします。山田町議会会議規則第29条第2項の規定により、立会人に11番菊地光明君、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、立会人に11番菊地光明君、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君を指名します。

投票用紙を配付します。

(職員により投票用紙配付)

○議長(昆 暉雄)

念のため申し上げます。山田町議会会議規則第77条の規定により、本案を可とする者は賛成、否とする方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、山田町議会会議規則第77条の2により否とすることになっております。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。投票箱を改めてください。

(職員が投票箱を掲げ、議長並びに議員が確認)

○議長(昆 暉雄)

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

投票は、議長席に向かって右のほうから登壇の上投票し、左のほうから自席に戻っていただきます。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。事務局長、点呼。

○議会事務局長（白土まさ子）

1 番阿部幸一議員。3 番佐藤克典議員。4 番黒沢一成議員。5 番田老賢也議員。6 番木村洋子議員。7 番尾形英明議員。8 番関清貴議員。9 番阿部吉衛議員。10番坂本正議員。11番菊地光明議員。12番山崎泰昌議員。13番吉川淑子議員。

（事務局長の点呼により投票）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。11番菊地光明君、3 番佐藤克典君、4 番黒沢一成君の立ち会いを願います。開票してください。

（職員が開票事務を行い、立会人が確認）

○議長（昆 暉雄）

開票の結果を報告します。

投票総数12票、賛成12票、反対ゼロ。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、同意第10号 教育委員の任命につき同意を求めることについては同意されました。

ここで議場の閉鎖を解きます。

（職員により議場開鎖）

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長（白土まさ子）

平成28年12月16日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌、産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、平成28年度の実施事業の概要と実施状況について。
- 2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。吉川淑子議員。

○13番吉川淑子議員

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

地方分権時代を迎えた今日、住民の代表機関である地方議会の重要性が論じられております。しかしながら、昨年の統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や議員のなり手不足が大きな問題となっております。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものです。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ここでお諮りします。本案は、12月13日に開催した議会全員協議会で既に協議しておりますので、質疑、討論を省略して、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

これより発議案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の関係機関への送付については本職に一任願います。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、発議案第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を議題とします。

ここでお諮りします。本案は、12月14日に開催した議会全員協議会で既に協議しておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

これより発議案第3号 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の関係機関への送付については本職に一任願います。

○

○議長(昆 暉雄)

以上で本定例会の日程は全て終了しました。

皆様、本年も残すところあと15日であります。緊急な案件等がない限り、本日をもって納めの議会となりますので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

ことは希望郷いわて国体が開催され、本町において高校野球が10月2日から4日間にわたり行われました。選手の皆様から勇気、元気、やればできを教えていただくとともに、町民が一体となったおもてなしも好評で、素晴らしい大会となりました。

また、7月には佐藤町政2期目がスタートしました。町民が待望していた医療の中心となる県立山田病院が開院し、また町の中心部には町内最大規模の災害公営住宅である山田中央団地が完成、ふれあいセンターや商業施設も続々とオープンするなど、町のにぎわいが戻りつつあります。災害から5

度目の冬を迎えた町の景色は大きくさま変わりしました。

一日も早い復興の完成を目指し、課題山積みの中、かつてない多岐にわたる事業に取り組んでおられる町長を初め職員の皆様に改めて敬意を表するとともに、常に真摯な態度で議会審議に協力されたことに対し、心より感謝申し上げます。議会としましてもさらに研さんを積み、町民が安心して暮らせる、活気のある山田町の実現のため尽力してまいりたいと考えております。

さて、これからも寒さがますます厳しくなりますが、皆様方におかれましてはくれぐれもご自愛の上、来る新年がご多幸でありますよう心からお願い申し上げまして、閉会に当たりご挨拶といたします。

以上を申しまして平成28年第4回山田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後 零時06分閉会